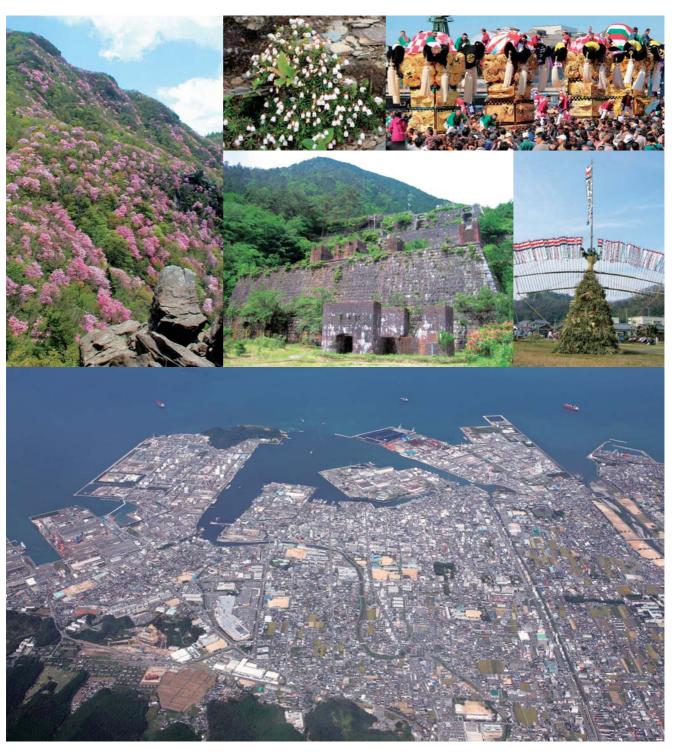
にいはま環境プラン

(第2次新居浜市環境基本計画及び環境保全行動計画)



平成26年3月新居浜市

はじめに

21 世紀は、環境の世紀と言われております。私たちが健康で快適な生活を送るため、良好で恵み豊かな環境を自らが確保し、次の世代に引き継いでいくことが重要な課題となる世紀でございます。

そのため、市、市民、事業者それぞれが主体となり、 暮らしや活動の中で、常に環境に配慮した行動をし、 環境への負荷の少ない持続可能な社会づくりをめざす よう求められております。

こうした中、本市では平成16年3月、「第1次新居 浜市環境基本計画」を策定し、環境施策を推進してまい りました。この計画が平成25年度で最終年度を迎えた ため、第五次新居浜市長期総合計画を環境面から補完



する計画として、平成 26 年度から平成 35 年度までを計画期間とする「第 2 次新居浜市環境基本計画及び環境保全行動計画」を策定しました。

本計画は、めざす環境像として『こどもたちの未来のために ~みんなでつくろう 人と自然が共生するまち にいはま~』を掲げ、この実現に向かって、7 つの環境目標を設定し、環境施策を体系化し、市、市民、事業者がそれぞれの役割分担と協働のもとに環境の保全と創造に努め、より良い環境をつくるための指針とするものでございます。

今後は、このめざす環境像を実現するとともに、環境先進都市をめざし、率先して取り組んでまいりたいと考えております。今後におきましても、皆様方のなお一層のご理解、ご協力と積極的なご参加を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、本計画の策定にあたり、熱心にご審議いただきました環境審議会をはじめ、 第2次環境基本計画等検討委員会などで貴重なご意見・ご提言をいただきました多くの市 民や事業者の皆様に心からお礼を申し上げます。

平成 26 年 3 月

新居浜市長 石川 勝行

目 次	
第1章 環境基本計画及び環境保全行動計画の考え方	1
1 計画の背景と目的	2 3
第2章 環境の現状	4
1 概況	9 16 18 19 21
第3章 環境の課題	32
 生活環境	33 34 35 35
第4章 めざす環境像	38
1 環境像2 環境目標	
第5章 環境施策	42
1 施策体系2 環境施策	43
第6章 計画の推進に向けて	95
1 推進体制 2 進行管理	
参考資料	97
1 第1次環境基本計画及び環境保全行動計画の目標達成状況一覧表 2 新居浜市環境基本条例 3 新居浜市環境審議会 4 第2次新居浜市環境基本計画等検討委員会	100 105
用語の説明	109

第1章 環境基本計画及び環境保全行動計画の考え方

1 計画の背景と目的

新居浜市では、平成16年3月に「新居浜市環境基本計画」、平成17年3月に「新居浜市環境保全行動計画」を策定し、市のめざす環境像『こどもたちの未来のために~人と自然が共生し、かけがえのない環境を大切にするまち"にいはま"~』の達成に向けた取組を進めてきました。

平成25年度を最終年度とするこの第1次新居浜市環境基本計画及び環境保全行動計画は、施策の成果について数値目標を設定し、進行管理を行っています。平成24年度における数値目標の達成状況(詳細はp.97参照)は、一部の指標で目標値を達成できていないものもありますが、概ね目標を達成しています。

近年、地球温暖化対策や生物多様性保全、エネルギー利用に関する国内外の動向が変化しており、平成24年4月には、持続可能な社会構築に向け、次の3点を要点とする国の「第四次環境基本計画」が閣議決定されました。

- 1. 持続可能な社会を構築する上で、「安全」の確保を前提に「低炭素」・「循環」・「自然共生」の各分野を統合的に達成する。
- 2. 「経済・社会のグリーン化とグリーン・イノベーションの推進」、「国際情勢に的確に対応した戦略的取組の推進」、「持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進」を各分野に共通する重点分野と位置づけて取組を進める。
- 3. 東日本大震災及び原子力発電所事故の状況を踏まえ、復旧・復興に係る施策、放射性 物質による環境汚染対策に取り組む。

また、平成20年には生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため「生物多様性基本法」が施行され、平成22年10月の「生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)」に向けた取組等を視野に入れた「生物多様性国家戦略[p.114参照]2010」が同年3月に閣議決定されるなど、国内外において生物多様性への関心が高まり、多様性の保全と持続可能な利用について、検討が進められているところです。

第 1 次新居浜市環境基本計画及び環境保全行動計画の改定にあたっては、これらの動向を 踏まえた計画とすることが重要であり、このようなことから、新居浜市の環境施策を見直し、 新たな目標を設定するとともに、市民一人ひとりがその目標の達成に向けて環境への取組を 実践していくため、「第 2 次新居浜市環境基本計画及び環境保全行動計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画の位置づけは、図1のとおりです。「環境基本計画」は「環境基本条例」に基づき策定するもので、めざすべき環境の将来像を設定するとともに、将来像を実現するための長期的な目標や施策などの基本的な事項を定めています。また、「環境保全行動計画」は、環境基本計画で定めた基本的な事項を展開していくため、市民、事業者がそれぞれの日常生活や事業活動において、多様な環境保全活動を推進するよう、具体的な取組について明らかにするものです。

本計画は、環境基本計画と環境保全行動計画の統合版であり、新居浜市の環境の将来像、環境目標、基本目標の設定を行うとともに、基本目標を達成するための、市、市民、事業者の役割を明らかにします。

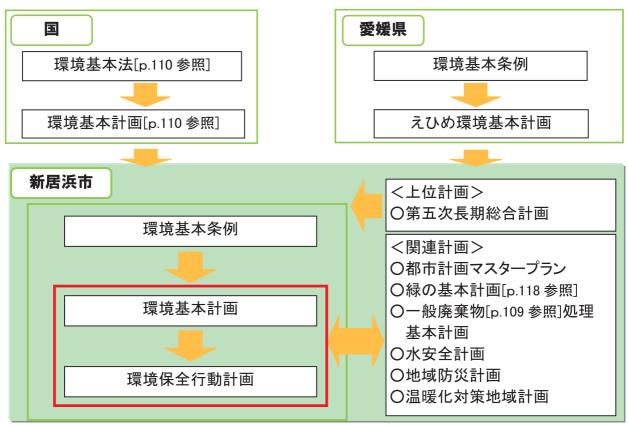


図 1 環境基本計画及び環境保全行動計画の位置づけ

3 計画期間

本計画の計画期間は、平成26年度から平成35年度までの10年間とし、平成30年度を中間年度として見直しを行います。

環境基本計画は、平成32年度を目標年度とする「第五次長期総合計画」を環境面から補完するものであり、長期総合計画における目標との整合性にも配慮した計画とします。

また、社会情勢の変化や計画の推進状況を見ながら、中間年度以外でも必要に応じて計画の見直しを行います。

4 計画の対象

(1)計画の対象とする環境の要素

新居浜市では、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として、平成14年10月に「環境基本条例」を制定しました。また、この条例の基本理念を実現するために、「生活環境」「自然環境」「都市環境」「資源循環」「地球環境」「環境教育・学習」を対象範囲とする「第1次新居浜市環境基本計画」を平成16年3月に策定しました。

一方、平成24年4月に閣議決定された国の「第四次環境基本計画」では、環境行政の究極目標である持続可能な社会を、「低炭素 [p.115 参照]」「循環 [p.113 参照]」「自然共生 [p.113 参照]」の各分野を統合的に達成することに加え、「安全」がその基盤として確保される社会であると位置づけています。

本計画では、第1次新居浜市環境基本計画と第四次環境基本計画を踏まえ、対象とする環境の要素を表1のとおりとします。

対象とする環境	環境の要素
生活環境	大気、騒音・振動、水質、有害化学物質、環境に関する苦情
自然環境	地形、気象、動植物、自然景観
都市環境	排水処理、公園緑地、伝統文化、文化財
資源循環	水資源、廃棄物[p.116 参照]
地球環境	地球温暖化[p.114 参照]
環境教育学習 ·環境保全活動	環境保全活動、地域コミュニティ[p.111 参照]活動、環境教育・学習

表 1 計画の対象とする環境の要素

新たに対象 とする項目	要素
1	「第四次環境基本計画」における持続可能な社会の位置づけを踏まえ、 本計画では上記の環境要素に加えて、減災効果を高めるための環境基盤 整備や災害による環境被害の防止についても整理します。

(2)計画の対象地域

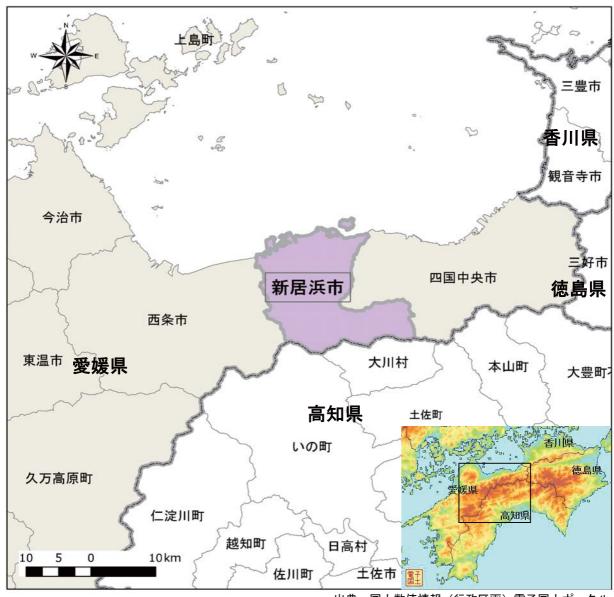
本計画の対象地域は、新居浜市全域とします。また、地球環境問題など、広域で取り組むことがが望ましい事項については、愛媛県、国レベルの取組等も視野に入れた計画とします。

第2章 環境の現状

1 概況

(1)位置

新居浜市は四国中央部の北にあり、愛媛県の東予地方注)に位置します。市域面積は234.32km²で、図2のとおり市の南側は高知県いの町と大川村に、東側は四国中央市、西側は西条市と隣接しています。



出典:国土数値情報(行政区画)電子国土ポータル注)東予地方…愛媛県を東予地方、中予地方、南予地方と3つに分割した一つで、今治市、西条市、新居浜市、四国中央市、上島町で構成される

図 2 位置図

(2)沿革

大化の改新後、新居浜地方に郡制がしかれ、神野郡(のちに新居郡)が置かれました。その後、奈良朝末期に郡家を東部中村に遷し、その場所を「新居」として、北側の海浜を「新居浜」と呼ぶようになりました。中世まで東大寺や法隆寺などの荘園として発展し、鎌倉時代からの豪族支配を経て、江戸時代になると西条藩・小松藩・幕領地に属しました。元禄4年には別子銅山が開坑されました。

昭和12年に新居浜・金子・高津の3か町村が合併、新居浜市として市制を敷き、その後近隣の町村と合併を重ねて、住友関連企業群を中心とする中四国屈指の臨海工業都市として発展しています。

平成15年4月には、別子銅山の歴史を共有する別子山村と合併し、新しい新居浜市が誕生しました。

(3)人口

人口の推移は**図 3** のとおりです。国勢調査による平成 22 年の人口は 121,735 人となっており、平成 2 年からの 20 年間の推移を見ると、減少が続いており、1 世帯当たりの人員も平成 2 年の 2.9 人から 2.4 人と減少しています。

年齢3区分別人口は**表2**のとおりです。年少人口及び生産年齢人口が減少傾向にあり、平成22年の老年人口の割合は26.8%と平成12年に比べ5.1ポイント増加しており、少子高齢化の傾向が顕著となっています。

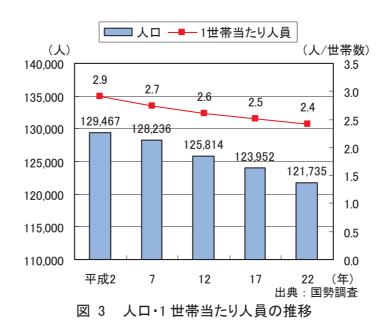


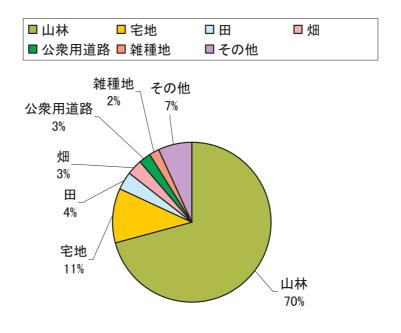
表 2 年齢 3区分別人口

	平成	12 年	平成	17 年	平成 22 年			
年齢3区分	人口	割合	人口	割合	人口	割合		
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)		
15 歳未満人口(年少人口)	18,197	14.5%	17,132	13.8%	16,550	13.6%		
15~64 歳人口(生産年齢人口)	80,105	63.8%	76,329	61.6%	71,730	58.9%		
65 歳以上人口(老年人口)	27,205	21.7%	30,160	24.3%	32,643	26.8%		
年齢不詳	30	0.0%	331	0.3%	812	0.7%		

出典:国勢調査

(4)土地利用

平成24年度現在の地目[p.115参照]別土地面積の構成比は**図4**のとおりです。山林の割合が最も多く、次いで宅地、田、畑となっています。



出典:固定資産税概要調書 平成 24 年度 図 4 地目別土地利用の状況

(5) 産業

産業部門別就業者数の推移は、表3のとおりです。産業部別就業者数の割合は、第1次産業、第2次産業が減少傾向にあり、第3次産業は60%以上を占めています。

平成 12 年 平成 17 年 平成 22 年 産業分類 人口 割合 人口 割合 人口 割合 (人) (%) (人) (%) (人) (%) 第1次産業 2.0% 789 1,119 1,176 2.1% 1.4% 第2次産業 21,011 36.7% 18,648 33.3% 17,143 31.5% 第3次產業 35,071 61.2% 36,011 64.3% 34,479 63.3% 分類不能 83 0.1% 0.3% 2.051 3.8% 189

表 3 産業別就業者数

出典:愛媛県統計情報データベース(国勢調査結果より)

工業における製造品出荷額、事業所数、従業者数の推移は**図5、図6**のとおりです。従業者4人以上の事業所の製造品出荷額は、平成17年から平成19年まで増加していましたが、平成20年、平成21年と減少し、平成22年には再び増加しています。

事業所数をみると、平成20年までは横ばいでしたが、平成21年、平成22年は減少し、平成23年には増加して221事業所となっています。

従業者数は、平成20年まで増加し、それ以降減少しましたが、平成23年には再び増加しており9,564人となっています。



図 5 製造品出荷額及び事業所数の推移

従業者数(人)

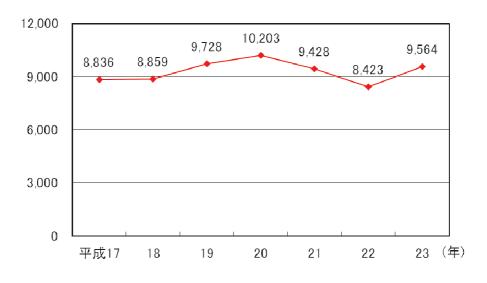


図 6 従業者数の推移

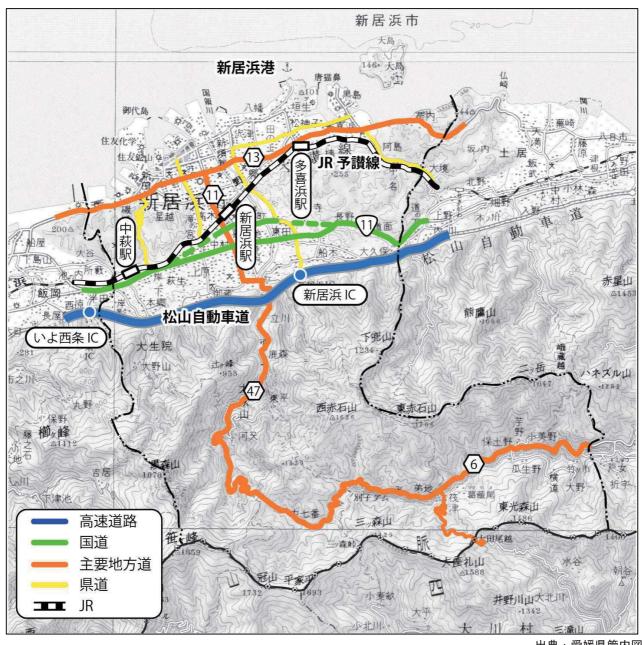
出典:新居浜市統計書

(6)交通

新居浜市の公共交通は、市外交通として鉄道、船舶、市内交通として路線バスなどがありま す。交通網の状況は図7のとおりです。新居浜市域の主要な道路交通網としては、東西に走 る松山自動車道、国道 11 号と南北に走る県道 11 号新居浜角野線があります。

鉄道では、JR予讃線が通っており、市域内では東から多喜浜、新居浜、中萩の3駅があり ます。

市街地は交通量が多く、朝夕には慢性的な渋滞が発生しており、現在、国道 11 号のバイパ ス道路の整備が進められています。



出典:愛媛県管内図

図 7 交通網図

2 生活環境

(1)大気

過去 5 年間における大気汚染に係る環境基準[p.110 参照]の達成状況は、表 4 のとおりです。 二酸化硫黄[p.115 参照]、一酸化炭素[p.109 参照]、二酸化窒素[p.116 参照]の 3 項目では環境基準を達成しています。光化学スモッグ[p.111 参照]の原因となる光化学オキシダント[p.111 参照]については未達成の状況が続いており、浮遊粒子状物質[p.117 参照]については平成 23 年度に環境基準が未達成となっています。

表 4 大気汚染に係る環境基準の達成状況

									-					-											
項目·年度			梭化矿	流黄			—酉	梭化质	炭素		;	孚遊料	立子物	犬物質	Į		二酉	夋化 ≦	是素		光	化学	オキ	シダン	ト
測定局	19	20	21	22	23	19	20	21	22	23	19	20	21	22	23	19	20	21	22	23	19	20	21	22	23
多喜浜	0	0	0	0	0						0	0	0	0	×										
金子	0	0	0	0	0						0	0	0	0	×	0	0	0	0	0	×	×	×	×	×
新居浜工高	0	0	_	0	0						0	0	_	0	×										
中村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	×	×	×	×	×
高津	0	0	0	0	0						0	0	0	0	×	0	0	0	0	0	×	×	×	×	×
泉川																0	0	0	0	0	×	×	×	×	×

〇:適合 ×:不適合

- : 年間測定時間が 6,000 時間未満のため評価しない

出典:愛媛県環境白書

過去5年間における、光化学スモッグ注意報発令状況は表5のとおりです。愛媛県では、大 気汚染防止法第23条及び愛媛県公害防止条例第26条の規定に基づく緊急時の措置を有効適切 に実施するために、「愛媛県大気汚染緊急時対策要綱」を定めており、大気汚染物質ごとに注意 報及び警報等の発令を行っています。

表 5 新居浜市での光化学スモッグ注意報発令状況

(単位:日)

年度 物質	平成 19	平成 20	平成 21	平成 22	平成 23
光化学スモッグ	3	1	3	3	0

出典:愛媛県環境白書

(2) 騒音・振動

【工場騒音】

東部工業団地と臨海工業地帯において、工場騒音の実態を把握するため、東部工業団地では 昭和52年度より、臨海工業地帯では昭和47年度より夜間の工場騒音を測定しています。

過去5年間(平成20~平成24年度)の測定では、東部工業団地、臨海工業地帯のいずれにおいても、規制基準内でした。

【環境騒音】

市内を 1km メッシュで区切った 60 地点を毎年、4~6 地点ずつ測定しており、過去 5 年間の 測定結果では平成 20 年度の一部地域で夜間の騒音に係る環境基準を達成できませんでしたが、 その他の地点では全て環境基準を達成しています。

【自動車騒音】

新居浜市内の主要道路において計画的に騒音測定を行い、道路に面する地域の環境基準達成 状況を確認しています。概ね環境基準は達成していますが、交通量が多い道路では、渋滞の発 生などのため達成できていない地点もみられます。

(3)水質

【地下水】

愛媛県が平成24年度に実施した地下水モニタリング調査[p.118参照]によると、新居浜市域の全ての地点において地下水水質は環境基準を達成しています。

【河川】

市内の河川は「生活環境の保全に関する環境基準」による類型指定はされておらず、環境基準は適用されていませんが、7河川の13地点について、市独自に河川水質調査を年4回行っています。市内の河川では、有機物による汚濁の指標である生物化学的酸素要求量(BOD)[p.114参照]の値が高くなることもあり、今後も継続した調査が必要です。

【海域】

過去5年間の環境基準の達成状況は**表6**のとおりです。新居浜市近海の海域では環境基準による類型指定があり、愛媛県により水質調査が実施されています。平成23年度は、「新居浜市海域(丙)」において生活環境の保全に関する環境基準が未達成となっています。

表 6 新居浜市近海の環境基準 (化学的酸素要求量(COD) [p.109 参照]) の達成状況 (年度)

類型指定水域名	類型 指定	環境基準 評価地点数	平成19	20	21	22	23
新居浜海域(丙)	Α	6	0	0	0	0	×
沢津漁港	В	1	0	0	0	0	0
新居浜海域(乙)	В	3	0	0	0	0	0
新居浜港航路泊地	С	1	0	0	0	0	0
新居浜海域(甲)	С	1	0	0	0	0	0

出典:愛媛県環境白書

〇:適合 ×:不適合

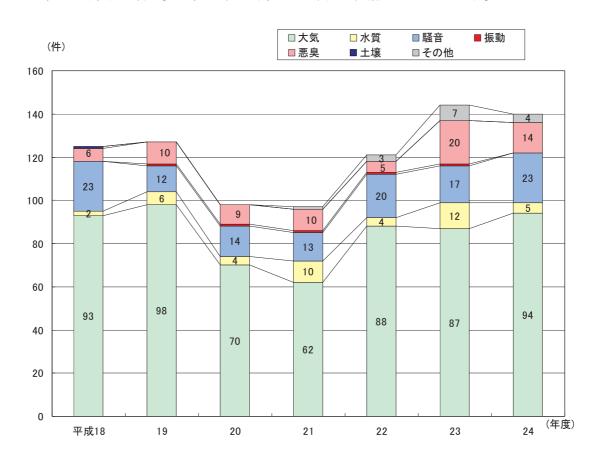
(4)有害化学物質

【ダイオキシン類[p.114 参照](大気、水質、土壌)】

愛媛県が実施した平成24年度ダイオキシン類環境基準環境調査によると、新居浜市域は全ての地点で環境基準を達成しています。

(5)環境に関する苦情

環境に関する苦情件数の推移は**図 8** のとおりです。近年の苦情は、工場、事業場等製造業に 起因するものも多くありますが、日常生活に伴って生じるものが増加傾向にあり、内容も大気、 水質、騒音など多岐にわたっています。苦情は、特に住居地域で増加しており、その主な種別 としては、大気汚染が最も多く、大半が野焼きに対する苦情となっています。



出典:新居浜市統計書

図 8 環境に関する苦情件数の推移

3 自然環境

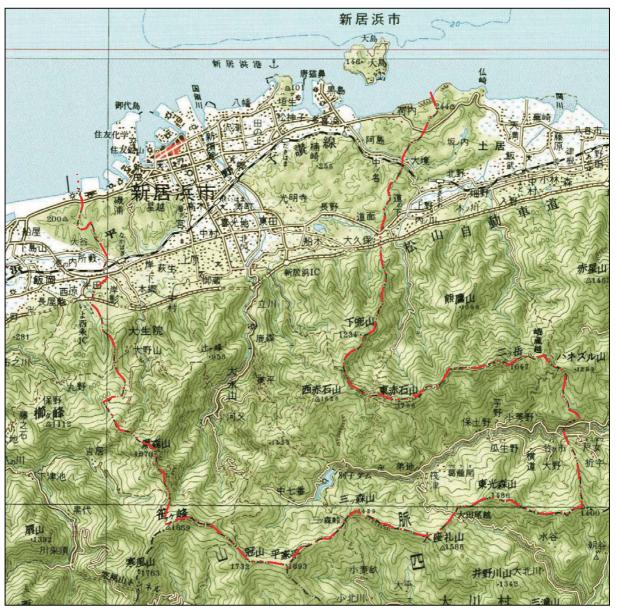
(1)地形

新居浜市の地形は**図 9** のとおりです。北に瀬戸内海(燧灘)が広がり、南には標高 1,300m 以上の笹ヶ峰、西赤石山が連なる石鎚山脈がそびえています。このように、1,300m を超える連峰が海岸部に近接している地形は日本でも珍しいものとなっています。

愛媛県の中央部を、中央構造線断層帯 (日本列島の中部から南西部をほぼ東西に走る、わが 国で一番長い断層帯)がほぼ東西に走っており、この断層帯の活動でできた地形が新居浜平野 の南縁などにみられます。

市内を流れる河川では石鎚山脈を源流とする国領川が最も大きく、東川、尻無川、渦井川などがあります。

国領川によって東西に2分された丘陵は扇状地が発達したもので、丘陵から海岸に広がる平 坦地には工業地域や商業地域が広がっています。



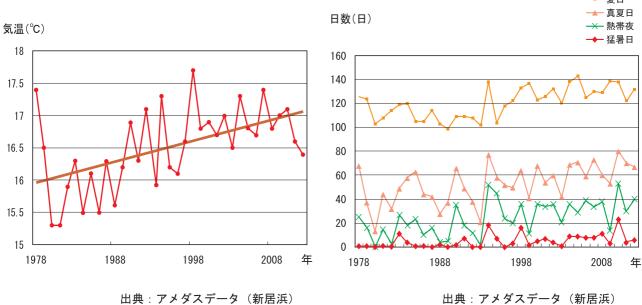
出典:国土地理院 20万分の1地勢図

図 9 新居浜市の地形の様子

(2) 気象

新居浜市の年平均気温の推移は**図 10** のとおりです。長期的にみると、平均気温は徐々に上昇しています。特異日(夏日、真夏日、猛暑日、熱帯夜)の日数の推移は**図 11** のとおりです。長期的には、夏日や真夏日、猛暑日、熱帯夜の日数も増加傾向にあります。

年間降水量の推移は**図 12** のとおりです。年間降水量は、年により差が大きいものの、概ね 1,400mm 程度となっています。平成 16 年 (2004 年) には、台風の影響で例年の 2 倍近い降水量 を記録しました。



出典:アメダスデータ(新居浜) 図 10 年平均気温の推移

出典:アメダスデータ (新居浜) 図 11 特異日の日数の推移

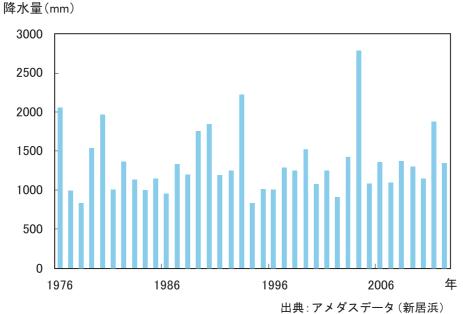


図 12 新居浜市の年間降水量の推移

(3)動植物

新居浜市には、多様な自然環境に様々な動植物が存在し、豊かな生物多様性を有しています。 生物多様性とは、生き物たちの豊かな個性とつながりのことです。地球上の生き物は 40 億年 という長い歴史の中で、さまざまな環境に適応して進化し、多様な生き物が生まれました。こ れらの生命は一つひとつに個性があり、全て直接また間接的に支えあって生きています。「生 物多様性条約」では、生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性という 3 つのレベルでの 多様性を対象にしています。

市域では、海辺から山岳までの地理的特徴と同じく、多種多様な生物が確認されています。 貴重な植物として、国の天然記念物に指定されている一宮神社のクスノキ群をはじめ、愛媛県 指定の天然記念物である瑞応寺のイチョウのほか、赤石山系の高山植物、市の天然記念物とし て保護されている阿島地区のアッケシソウなどがあります。



絶滅のおそれのある「アッケシソウ」



赤石山系の貴重な高山植物「ツガザクラ」

(4)自然景観

新居浜市は、四季折々に変化する平野部の田園風景、四国山地の森林風景など、豊かな自然 景観に恵まれています。

南部の山岳地は、愛媛県指定の自然環境保全地域があり、「アケボノツツジ」や「ツガザクラ」に代表される高山植物群生と「橄欖岩」や「角閃岩」等による貴重な景観を呈しています。 そのほか、別子ライン(立石山)や銅山川の渓谷景勝地など、多様な自然が生み出す景観資源を有しています。



別子ライン



西赤石

【自然環境保全地域】

自然環境保全地域の指定状況は図 13 のとおりです。赤石山系は貴重な高山植物や優れた自 然状態が維持されていることから、愛媛県の自然環境保全地域に指定されています。

なお、わが国の南限となるシラベ林や、コメツツジ群落を交えたササ型草原が特徴の笹ヶ峰 自然環境保全地域(国指定)に、市域の一部が含まれています。

赤石山系自然環境保全地域

この地域は、瀬戸内海に接近した標高 1,300m から 1,700m に達する地質の複雑な地域で、自 然条件が急激に変化し、特異な自然景観を形成しています。自然環境保全地域の範囲は、新居 浜市と四国中央市にまたがっています。

銅山越周辺のツガザクラ、アカモノの群生地、東赤石山周辺の蛇紋岩に生育するクロベ、ヒ ノキ及びゴヨウマツを主とする天然林と高山性植物群落、二ツ岳山塊に自生するブナ等の天然 林が一体となって優れた自然の状態を維持しており、四国では他に類例のない価値の高いとこ ろです。(愛媛県ホームページ[p.117 参照]「えひめ自然環境情報」)



図 13 自然環境保全地域

出典:国土数值情報

4 都市環境

(1)排水処理

公共下水道普及率の推移は**図 14** のとおりです。平成 24 年度末現在の公共下水道の処理面積は、1,884ha、処理区域内人口 73,848 人で、下水道普及率は 59.4%となっています。現在下水処理場は、全体計画 8 池のうち 5 池まで完成しており、処理能力は 51,400m³/日となっています。また、下水道事業計画区域外では農業用水路や側溝への生活排水の流入による汚染対策として、合併処理浄化槽[p.110 参照]の設置を進めています。

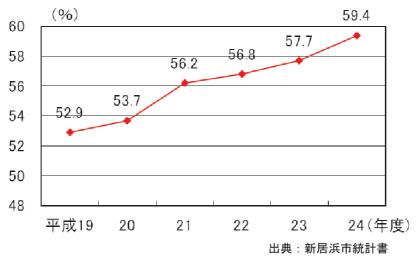


図 14 公共下水道普及率の推移

(2)公園・緑地

公園・緑地は、子どもの遊び場、 市民の憩いの場、スポーツレクリエ ーションの場だけでなく、災害時の 避難地、火事の際の防火帯などの防 災機能を有し、また市街地の大気環 境や水環境にも大きな役割を果たし ています。

平成 24 年度末現在の都市公園の整備状況は**表 7**に示すとおりで、整備面積は135.99haとなっています。市民一人当たりの面積では10.9 ㎡となります。

(3) 伝統文化

春は子ども天国(こどもの日のイベントの総称)、夏の納涼花火大会、 秋の太鼓祭り、冬のとうどおくりと 四季に応じた行祭事があります。特に秋の太鼓祭りは四国三大祭りの一つに数えられます。

表 7 都市公園面積

単位:ha

			+μ. nα
	種別	公園名	面積
	街区公園	土橋公園	0.63
		新田公園	0.29
		喜光地公園	0.17
		瀬戸公園	0.20
		中須賀公園	0.19
		新須賀公園	0.18
		寿公園	0.28
都		船木公園	0.27
市		西喜光地公園	0.21
計 画		駅前西公園	0.15
公		駅前中央公園	0.14
園		駅前南公園	0.11
		正光寺山古墳公園	0.41
	近隣公園	新居浜公園	2.70
		中央公園	0.54
		松の木公園	0.67
	総合公園	山根公園	10.20
	風致公園	滝の宮公園	41.70
	都市緑地	国領川緑地	36.05
	街区公園	東浜公園	0.96
都		三喜浜公園	0.26
市公園	近隣公園	中萩きらきら公園	1.07
公の	風致公園	池田池公園	22.14
تاا .		黒島海浜公園	12.55
緑の	広場公園	ふれあい広場	0.47
地		憩いの森	0.14
	緑地	黒島工業団地緑地	3.31
	合	計	135.99

出典: 都市計画課資料

(4) 文化財

本市の文化財は平成24年度末現在で、国、県、市指定による文化財が合わせて95件(国5件、県15件、市75件)、登録有形文化財が9件あり、古墳や遺跡等の史跡、天然記念物が多くみられます。

【指定文化財】

指定文化財として、旧広瀬家住宅(国指定)、正光寺山古墳群(市指定)などがあります。 旧広瀬家住宅のある広瀬公園(県指定)は、別子銅山の近代化によりわが国の近代産業を育成 し、住友グループの基礎を確立した広瀬宰平の旧邸・庭園を公園としたものです。旧広瀬家住 宅は平成15年5月、別子銅山を支えた実業家の先駆的な近代和風住宅として、国の重要文化 財に指定されました。

正光寺山古墳群は、新居浜平野の中央に位置する小高い丘の上に築かれた群集墳です。6世紀後半を中心とする、横穴式石室を内部主体とする円墳で、新居浜駅前土地区画整理事業に伴う発掘調査の結果、6基の古墳が確認され、平成25年3月に、市の文化財に指定されました。



旧広瀬家住宅



正光寺山古墳群

【産業遺産】

新居浜市域には発展の礎ともなった別子銅山ゆかりの産業遺産[p.112 参照]が数多く点在しています。平成23年度には「別子銅山近代化産業遺産を活かしたまちづくり総合整備計画」が策定され、今後の保存活用、整備方針が示されています。



東平選鉱場跡



まっぷ 歓喜間符

別子銅山ゆかりの産業遺産

5 資源循環

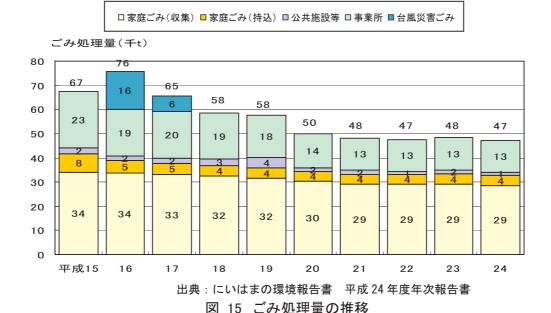
(1)水資源

新居浜市の水資源としては、ため池、河川、地下水などが挙げられますが、上水道の水源は全て地下水でまかなわれており、平成24年度末現在の水源地は川西給水区9か所、上部給水区7か所、川東給水区6か所の計22か所となっています。計画給水人口120,000人、計画1日最大給水量56,300m³の能力をもって給水しています。

(2)廃棄物

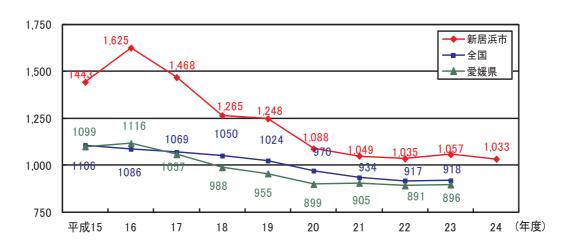
【ごみ処理量】

ごみ処理量の推移は**図 15** のとおりです。ごみ処理量は減少傾向にあり、平成 20 年度は事業系ごみの料金改定により、事業系ごみが減少しました。平成 18 年度、平成 21 年度には分別収集区分の見直しを行っています。



【一人一日当たりごみ排出量】

新居浜市、全国、愛媛県の一人一日当たりごみ排出量の推移は**図 16** のとおりです。一人一日当たりのごみ排出量は減少傾向にありますが、全国平均、県平均と比べると多くなっています。愛媛県の目標値 950g の達成には、家庭から出される焼却ごみの約4割を占める生ごみの減量が重要となります。

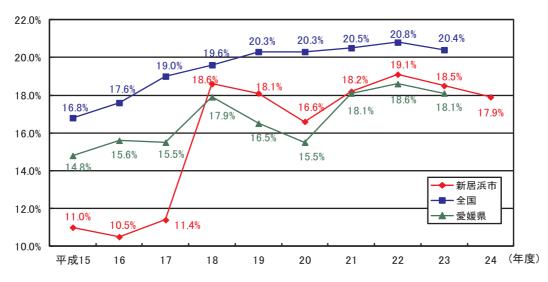


出典:にいはまの環境報告書 平成24年度年次報告書 図 16 一人一日当たりごみ処理量の推移

【リサイクル率】

新居浜市、全国、愛媛県のリサイクル率の推移は**図 17** のとおりです。平成 17 年度までのリサイクル率は 11%前後でしたが、平成 18 年度は 9 種分別の実施によるリサイクル[p.118 参照] の推進とごみ排出量の減少により 18.6%と急上昇しました。

平成21年度に、従来の分別方法を見直した新9種分別が導入され、条例で資源ごみの持ち去り行為を禁止したことにより、平成22年度のリサイクル率は19.1%にまで上昇しましたが、平成23年度以降は下降しています。県平均よりは高いものの、全国平均と比べると低くなっていることから、更なるリサイクルの推進が必要となります。



出典:にいはまの環境報告書 平成24年度年次報告書 図17 リサイクル率の推移

6 地球環境(地球温暖化)

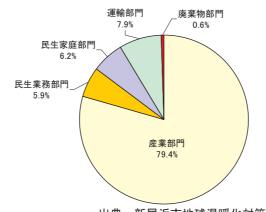
近年の人間活動の拡大に伴って、二酸化炭素、メタン等の温室効果ガスが大気中に排出されることにより、地球が過度に温暖化するおそれが生じています。

地球温暖化が進行すると、海面上昇による社会資本の消滅、洪水や暴風雨による被害増加、数億人規模の深刻な水不足、生物の種の絶滅リスクの増加、感染症や栄養失調などが社会にもたらす負担の増加などの影響が懸念されています。

市内でも、アメダスの観測データによると、年平均気温は上昇傾向にあり、真夏日、猛暑日、 熱帯夜の日数も増加傾向となっています(図 10、図 11 参照)。

【二酸化炭素排出構成】

市域における二酸化炭素排出構成は、図18のとおりです。二酸化炭素排出量のうち約8割を産業部門からの排出が占めているのが大きな特徴です。



出典:新居浜市地球温暖化対策地域計画 図 18 平成 21 年度二酸化炭素排出量割合

【二酸化炭素排出量の推移】

二酸化炭素排出量の推移は、表 8 のとおりです。平成 21 年度の二酸化炭素排出量は平成 2 年度に比べ産業部門で 13%、民生[p.118 参照]業務部門で 18%、民生家庭部門で 34%、廃棄物部門では 100%の増となっており、全体では約 11%増加しています。

平成17年度以降の傾向をみると、民生部門(家庭・業務)の温室効果ガス[p.109参照]排出量の増加が顕著であり、それらの排出主体である家庭や学校、地域といった存在に最も近い立場である基礎自治体として、市が温暖化対策において果たす役割は非常に大きいと言えます。

産業部門は、平成20年度に減少しており、要因として平成20年9月のリーマン・ショックを発端とした世界金融危機による急激な景気後退が影響していると考えられます。また、平成21年度の運輸部門の排出量は平成2年度比で18%減少しており、この要因は新居浜港の入港総トン数の減少、貨物自動車保有台数の減少に伴う船舶、貨物自動車からの排出減少が影響していると考えられます。

表 8 二酸化炭素排出量の推移と増減率

(千 t-CO₂)

年度	平成2	7	12	17	18	19	20	21	平成2年比	構成比
部門	(1990)	(1995)	(2000)	(2005)	(2006)	(2007)	(2008)	(2009)	増減率	
廃棄物部門	8	9	7	10	7	9	13	16	100%	0.6%
運輸部門	262	295	343	239	221	240	217	215	-18%	7.9%
民生家庭部門	125	117	159	164	154	170	166	168	34%	6.2%
民生業務部門	136	165	155	155	157	163	159	160	18%	5.9%
産業部門	1,901	2,096	2,128	2,690	2,711	2,749	2,317	2,149	13%	79.4%
合計	2,432	2,682	2,792	3,258	3,250	3,331	2,872	2,708	11%	100%

出典:新居浜市地球温暖化対策地域計画

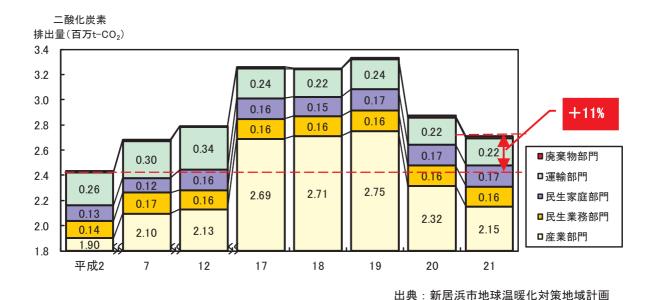


図 19 二酸化炭素排出量の推移

7 環境教育学習・環境保全活動

【にいはま環境市民会議】

市、市民、事業者が協働して、環境保全活動を推進することにより、新居浜市のめざす環境 像を実現するため、平成19年7月に設立されました。

会議は「自然保全部会」、「エネルギー部会」、「ごみ減量部会」、「仲間作り部会」の4つの部会で構成されており、年に1回の総会で活動状況が報告されています。各部会の平成24年度における活動内容は表9のとおりです。

表 9	にいはま環境市民会議の活動状況(平成 24 年	()
1X 0	$1 \sim 0.16$ 6 ~ 10.17 ~ 10.17 ~ 10.17 ~ 10.17	12/

	衣 9 にいるより、
部会	活動状況
	・自然観察者養成講座、自然観察会の開催
自然保全部会	・炭焼き体験学習の実施
日然体生命云	・水質浄化プロジェクト
	・シイタケのホダ木作り、植樹体験学習の実施
	・小学校の児童を対象にした夏休み、冬休み期間中の省エネ活動(キッズ
	エコ)の調査
エネルギー部会	•新居浜版環境家計簿普及活動
	・自転車マイレージ事業
	・水車を使った再生可能エネルギー[p.112 参照]の啓発
ごみ減量部会	・ダンボールコンポストを使った生ごみ堆肥化講習の開催
位間 佐い立て <u>今</u>	・ペットボトルキャップアート(子どもたちの考えた環境標語やイラスト)活動
仲間作り部会	・竹のおもちゃづくり教室の開催



シイタケのホダ木作りの様子(自然保全部会)



自転車マイレージ活動の様子(エネルギー部会)



ダンボールコンポストを使った生ごみ 堆肥化講習会の様子(ごみ減量部会)



ペットボトルキャップアート活動の様子 (仲間作り部会)

【新居浜市地球高温化対策地域協議会】

市、市民、事業者が協力し、新居浜市における地球温暖化に関する対策などを協議・調整し、継続的・積極的に取り組むことを目的に、平成21年11月に設立されました。総会では講師を招いて環境講座を開催するほか、マイバッグ持参推進、エコドライブ[p.109参照]の普及啓発、節電・節水、ごみの減量など、地球温暖化防止に向けて活動しています。

協議会の活動内容は、会報「にいはまエコライフ通信」で紹介されています。



新居浜市地球高温化対策地域協議会

【レジ袋削減推進協議会】

平成 21 年 3 月、愛媛県で初めて「レジ袋の削減に関する協定」を締結しました。平成 24 年度末現在、5 事業者がレジ袋の無料配布を中止しています。

【みどりのカーテン】

ゴーヤなどのつる性植物で窓を覆うことにより、夏場の冷房使用を抑えて、省エネ効果を期待するものです。市民モニターの皆さんを対象に育て方講座を開催し、育成状況や、カーテンの内と外の温度差などの効果を報告いただいています。



モニター栽培用のゴーヤ



みどりのカーテン育て方講座

【にいはまグリーンショップ・オフィス認定事業】

ごみの減量化や再資源化など、環境に配慮した取組を積極的に行っている新居浜市内の店舗や事務所を、「にいはまグリーンショップオフィス」として市が認定し、市民に積極的に利用していただくことで、環境にやさしい事業活動や消費活動を促しています。認定店舗は環境保全課のホームページで紹介しています。

【自然共生事業】

より身近に自然との共生に関心をもっていただくため、平成21年度より自然観察会を開催しています。この観察会の結果と既存のデータや専門家による調査をもとに、「野鳥」、「水生生物(河川)」、「水生生物(海辺)」、「外来生物」の4種類の動植物冊子や生息マップを作成しています。



野鳥観察会の様子

【新居浜版環境家計簿】

市民モニターの皆さんに1年間の電気、ガス、水道などの使用量を記録していただき、家庭におけるエネルギー消費や環境負荷を把握することで、省エネ、省資源行動を促しています。 結果の分析を含め、「にいはま環境市民会議」へ業務委託しています。

【自転車マイレージ事業】

自動車から自転車への乗り替えることで、二酸化炭素の排出削減をめざしています。市民モニターの皆さんは、月毎に走行距離を記録することで励みになり、また健康増進効果も期待できます。

事業は「にいはま環境市民会議」へ委託し、二酸化炭素の削減量等を算出しています。

【市独自の環境マネジメントシステム Ni-EMS (ニームス) の運用】

平成 16 年 10 月より本庁舎において IS014001 [p.119 参照]の認証を取得しており、平成 19 年度からは IS014001 に替えて、新居浜市独自の環境マネジメント[p.110 参照]システム Ni-EMS (ニームス) の運用を開始しました。

ニームスによる PDCA サイクルの活用により、環境関連計画と省エネ活動を効率的に推進し、継続的な環境改善に取り組んでいます。

【エコアクションプランにいはま】

市の事務事業から排出される温室効果ガスを抑制するための実行計画です。年間のエネルギー使用量や、温室効果ガス排出量を算出し、結果を公表しています。

平成 24 年度の温室効果ガス総排出量は 28.868 t -CO₂で、基準年(平成 20 年度)と比較すると 10.8%減となっています。

【グリーン購入[p.111 参照]】

市が行う全ての事務事業を対象に、環境負荷を低減するため、環境に配慮した物品の調達を 積極的に推進しています。18分野の186品目を重点対象物品として指定しており、平成24年 度の調達率は97%となっています。

【エコ通勤デーの実施】

平成15年度から市職員を対象に、マイカーを使わず、公共交通機関や自転車又は徒歩で通勤する「エコ通勤デー」を月2回実施し、職員への意識啓発を行っています。

また、エコ通勤を実施した人数や割合、二酸化炭素の排出削減量やガソリンの削減量を試算し、ホームページで公表しています。平成24年度の累計利用人数は7,932人、二酸化炭素排出抑制量は3,544kg-C0₂となっています。

【にいはまスクールエコ運動】

新居浜市役所では、国際規格(IS014001)を取得、その成果と課題をもとに独自の環境マネジメントシステムを運用し、環境負荷の軽減に向けた取組を行っています。学校においても、子どもたちと先生と一緒に新居浜市の環境について考え、環境保全を実践し、環境にいい学校づくりをめざしていかなければなりません。

その方法として、「にいはまスクールエコ運動」の認定制度を設け、国際規格を参考に、できることから楽しく取り組んでいます。

具体的には、学校内で、誰がなにをするのか役割と責任を決め、環境に影響を与えていることを調査し、悪い影響を与えるものについては、改善して環境負荷を減らします。よい影響を与えるものについては、さらに積極的に進めるため、達成度が計れる目標をつくります。こうした取組を進めるシステムについて審査し、「にいはまスクールエコ運動」実施規格に基づいたシステムになっている学校をスクールエコとして認定しています。

【環境保全協定】

平成21年11月、昭和47年から新居浜市と住友関係各社が結んでいた「公害防止協定」を 廃止し、「環境保全協定」を締結しました。新しい協定は、これまでの大気汚染等に重点を置 いたものから、近年問題となっている地球温暖化対策など環境への配慮を行うことを目的とし ています。

環境自治体会議にいはま会議の開催

平成23年5月に第19回環境自治体 会議にいはま会議を開催し、全国から延 べ2,300人が参加しました。

環境自治体会議は環境政策に積極的に取り組む全国約60自治体で構成され、年1回の全国大会の開催地として選ばれたことは、新居浜市の取組が認められていることの表れと言えます。

にいはま会議では「環境と産業の調和をめざして~こどもたちの未来のために~」というテーマのもと、新居浜市の様々な環境に対する取組が紹介され、積極的な環境施策の推進を全国にアピールする大きな機会となりました。







座学やフィールドワークの様子

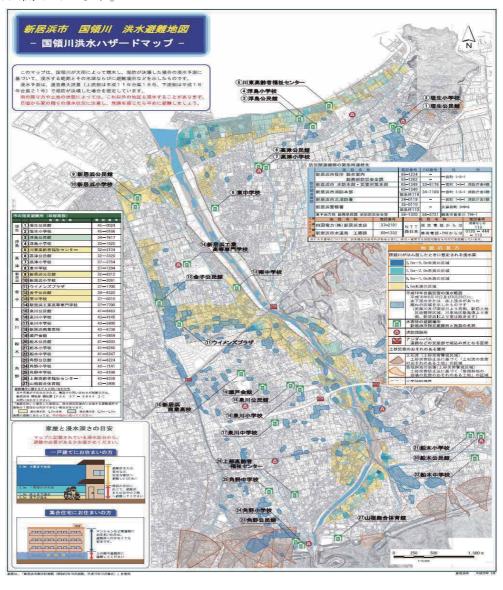
8 防災

山が高く険しい地形から、新居浜市では土砂災害が懸念されます。近年、豪雨により人命が失われたり、家屋や施設に甚大な被害が発生したりしています。平成 14 年には 8 月から 10 月にかけて 5 つの台風が西日本に接近・上陸し、大きな被害が発生しました。また、平成 16 年には四国に 6 つの台風が上陸し、土砂災害などで多くの被害が発生しており、平成 18 年には災害時の課題を踏まえ、防災ハンドブックの見直しを行っています。

現在作成されている国領川ハザードマップ[p.116 参照]は図 20 のとおりです。このマップは新居浜市域での過去最大雨量を想定し作成されていますが、最近ではそれを上回る想定外の雨量が日本各地で観測されることもあり、日頃から災害に対する意識を持って行動することが求められています。また、将来起こるとされている「南海・東南海地震」、市域の南側にある四国中東部を横断する中央構造線に起因する直下型地震などについても人的被害を低減するための減災目標を設定するとともに、その実現のための防災計画や自主防災マニュアルを策定しています。

• 自主防災組織

平成24年度末現在の自主防災組織数は110団体、組織率は100%となっています。 各組織では地域に応じた組織作りや、防災、避難訓練が行われており、「自主防災組織先進 事例集」として公開しています。



出典:国領川洪水避難地図(国領川洪水ハザードマップ) 図 20 国領川ハザードマップ

9 アンケート調査

(1)調査の目的

第2次新居浜市環境基本計画及び環境保全行動計画策定に向け、市民や事業者の日頃の環境に関する意見や要望を把握するため、市民と事業者を対象にアンケート調査を実施しました。

(2)調査方法等

	市民アンケート	事業者アンケート
①調査地域	市内全域	市内全域
②調査対象者	市内在住の満 20 歳以上の男女	市内に本店・支店などを有する事業者
③標本数	2,000 人	300 社
④抽出方法	無作為抽出	無作為抽出
⑤調査期間	平成24年8月29日(水)~9月14日(金)	平成24年8月29日(水)~9月14日(金)
⑥調査方法	対象者本人記入方式の調査票調査	事業者記入方式の調査票調査
⑦配布・回収	ともに郵送による	ともに郵送による
⑧回収率	723件(回収率 36.2%)	117件(回収率 39.0%)

(3)調査概要

市民アンケート	事業者アンケート
○ご自身について	
○新居浜市の将来の環境について	○貴事業所について
○あなたの地域の環境について	○新居浜市の将来の環境について
○環境保全のための今後の取組について	○貴事業所の環境への取組について
○あなたの環境保全に関する取組について	○今後の環境への取組について
○新居浜市の役割について	○今後の新居浜市の環境行政に対するご意見
○今後の新居浜市の環境行政に対するご意見	

(4)調査結果の概要

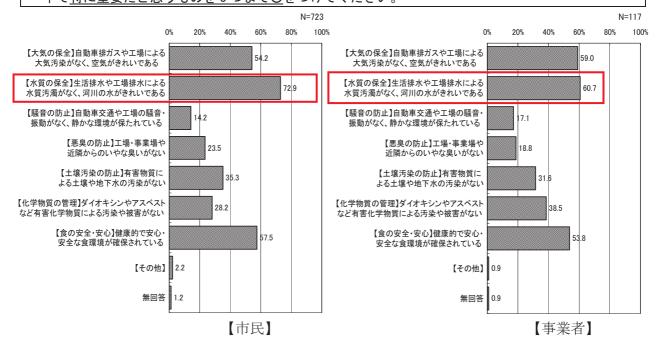
調査結果において特徴的なものを次のとおり整理します。

1) 新居浜市の将来の環境について

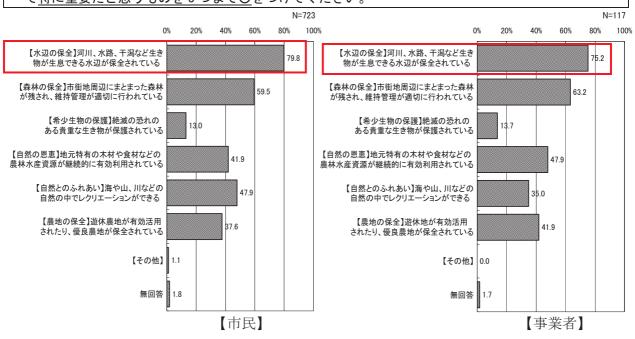
将来の環境の状態について、特に重要な環境の分野を問う設問(問7)では、市民、事業者とも第1位が「安全・安心に暮らせるまち」という結果になりました。市民の2位は「暮らしを大切にするまち」3位は「人を大切にするまち(環境教育・学習の推進)」であったのに対し、事業者の2位は「人を大切にするまち(環境教育・学習の推進)」、3位は「資源・エネルギーを大切にするまち、かけがえのない地球を大切にするまち」を重視する結果となりました。

①~⑥の将来の環境(環境の分野)を実現するために重要と考える取組については、③「まち並みを大切にするまち」を除き、市民、事業者ともにほぼ同様の傾向となっており、①「暮らしを大切にするまち」での第 1 位は「水質の保全」、②「自然を大切にするまち」での第 1 位は「水辺の保全」、④「資源・エネルギーを大切にするまち、かけがえのない地球を大切にするまち」での第 1 位は「ごみ減量・リサイクル」、⑤「ひとを大切にするまち(環境教育・学習の推進)」での第 1 位は「生涯を通じた環境教育」、⑥「安全・安心に暮らせるまち」での第 1 位は「防災意識」を重視する結果となりました。

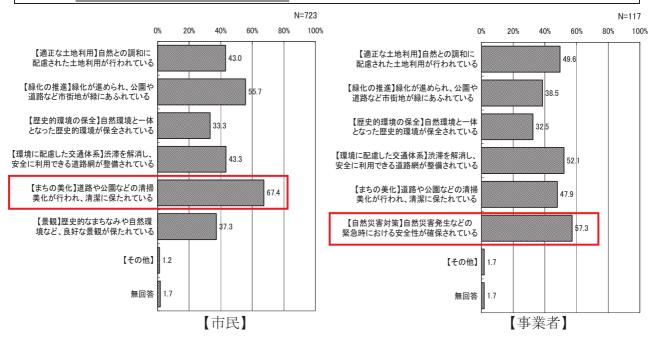
①「暮らしを大切にするまち」であるためには、あなたはどのようなことが重要だと思いますか。次の中で特に重要だと思うものを3つまで〇をつけてください。



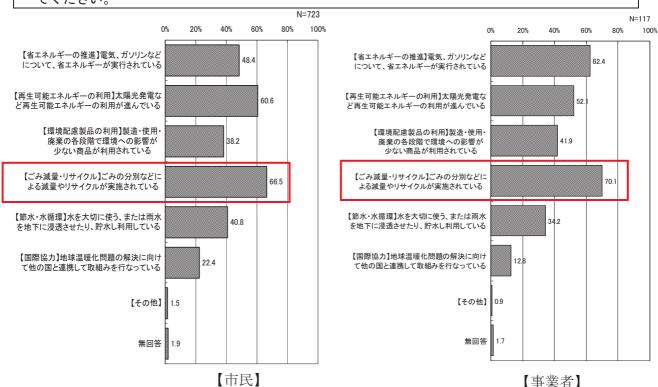
②「自然を大切にするまち」であるためには、あなたはどのようなことが重要だと思いますか。次の中で特に重要だと思うものを3つまで〇をつけてください。



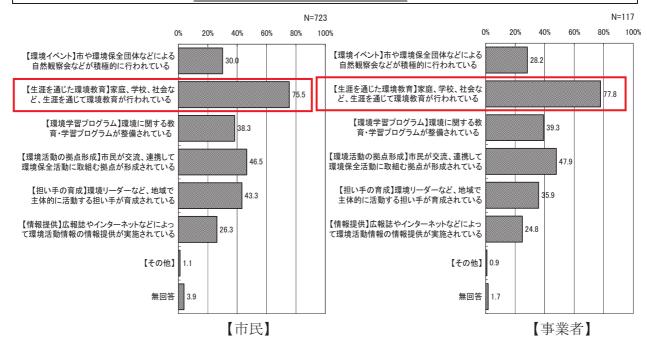
③「まち並みを大切にするまち」であるためには、あなたはどのようなことが重要だと思いますか。次の中で特に重要だと思うものを3つまで○をつけてください。



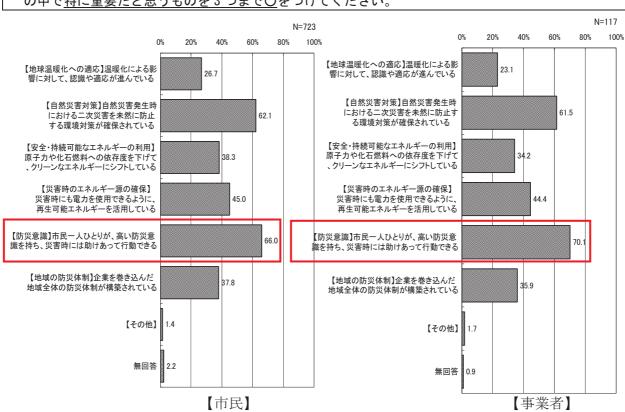
④「資源・エネルギーを大切にするまち」「かけがえのない地球を大切にするまち」であるためには、 あなたはどのようなことが重要だと思いますか。次の中で<u>特に重要だと思うものを3つまで〇</u>をつけ てください。



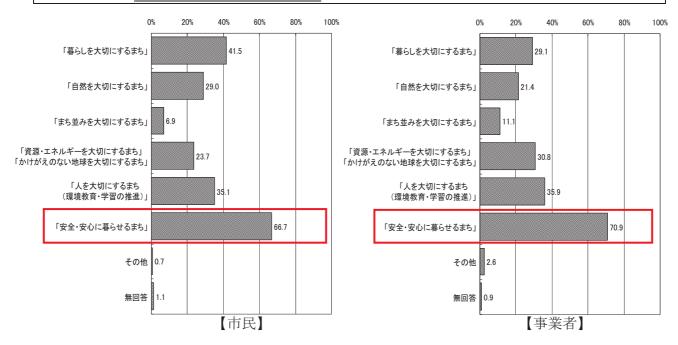
⑤「人を大切にするまち (環境教育・学習の推進)」であるためには、あなたはどのようなことが重要だと思いますか。次の中で特に重要だと思うものを3つまで〇をつけてください。



⑥「安全・安心に暮らせるまち」であるためには、あなたはどのようなことが重要だと思いますか。次の中で特に重要だと思うものを3つまで○をつけてください。



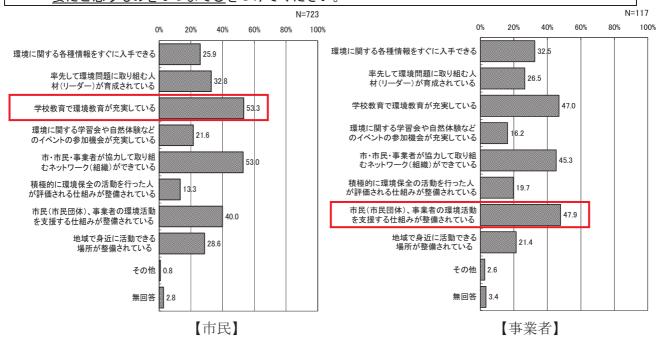
問7 新居浜市の将来の環境の状態について、問6の①~⑥で回答していただいた環境 の各分野で、 あなたが特に重視するものを2つまで○をつけてください。



2) 市、市民、事業者の連携

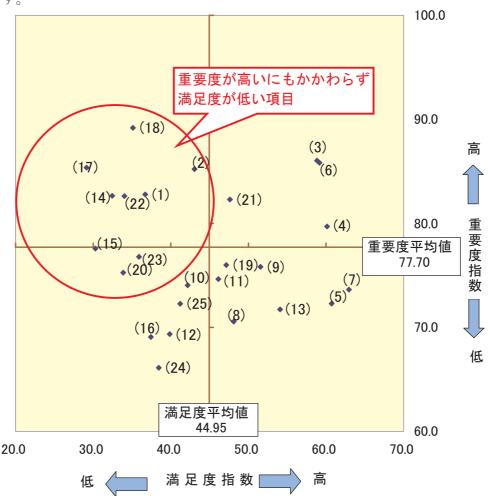
将来の環境の実現に向けて「市、市民、事業者が連携して新居浜市の環境を守り、育てていく」ために重要と考えることについては、市民は「学校教育で環境教育が充実している」と「市、市民、事業者が協力して取り組むネットワーク(組織)が出来ている」が多く半数を超えているのに対し、事業者では、「市民(市民団体)、事業者の環境活動を支援する仕組みが整備されている」が最も多く、次いで「学校教育で環境教育が充実している」「市、市民、事業者が協力して取り組むネットワーク(組織)が出来ている」となっています。

問8 問7のあなたが望む将来の新居浜市の環境の実現に向けて、「市、市民、事業者が連携して新居浜市の環境を守り、育てていく」ために、あなたはどのようなことが重要だと思いますか。<u>特に重要だと思うものを3つまで〇</u>をつけてください。



3) 現状の「満足度」と今後の取組の「重要度」のポートフォリオ分析[p.117 参照](市民アンケート)

満足度と重要度については、重要度が高いにもかかわらず満足度が低い項目として、「17 廃棄物の不法投棄の状況」「14 歩道・自転車道の整備状況」「15 交通機関の利便性」などが 挙げられます。



(1) 川や水路の水のきれいさ	(13) 史跡や文化財の保護状況	
(2) 家庭や事業所からの汚水処理の状況	(14) 歩道・自転車道の整備状況	
(3) 空気のきれいさ	(15) 交通機関の利便性	
(4) いやなにおい (悪臭) の少なさ	(16) まち並みの美しさ	
(5)家の周りの静けさ	(17) 廃棄物の不法投棄対策の状況	
(6)水(水道水など)のおいしさ	(18) 自然災害に対する安全性	
(7) 身近な緑の多さ	(19) 家庭での省エネルギーへの取組み	
(8) 水辺や野山の生き物の生息状況	(20) 太陽光発電など再生可能エネルギーの導入	
(9) 水と緑に囲まれた自然景観の保全	(21) 家庭からのごみの分別や出し方のマナー	
(10) 水や緑など自然に親しめる場の整備	(22) 市民一人ひとりの環境に対する意識	
(11) 地産地消(地場農産物の消費)の取組み	(23) 環境教育・環境学習の状況	
(12) 希少な野生生物の保護状況	(24) イベントや取組みなど環境情報の入手状況	
	(25) 地域の美化などの環境保全活動の状況	

※指数算出方法

⇒ 各回答に下記の係数を乗じた合計を「満足~不満」(「重要~重要でない」)の4項目の実数値の 合計で除した。

■満足度・重要度

「満足している」(「重要」)	 100
「やや満足している」(「やや重要」)	 67
「やや不満である」(「あまり重要でない」)	 33
「不満である」(「重要でない」)	 0
「わからない」	 _

第3章 環境の課題

1 生活環境

(1)生活排水対策を中心とした河川の水質改善

瀬戸内海は、世界に誇る景勝地であり、また貴重な漁業資源の宝庫です。新居浜市は、瀬戸 内海の環境の保全を図ることを目的とした「瀬戸内海環境保全特別措置法」[p.114 参照]の対 象市町村であり、河川・海域の水質環境の保全が重要な課題となっています。

市内の河川では、生物化学的酸素要求量 (BOD) の値が高くなることもあり、今後も継続した調査が必要です。

河川の水質改善については、公共下水道の整備、合併処理浄化槽の設置普及を推進する必要がありますが、良好な水質を維持するためには、市民が主体となった継続的な取組が不可欠であり、各家庭において生活排水対策を進めていくことが重要です。

市民一人ひとりが、自分たちの日常生活に起因する排水が河川・海域の水質に影響を与えているという意識をもち、「洗剤の使用を適量にする」「石けんを使用する」など日々の暮らしの中で継続的に水質改善に取り組んでいくことが重要となっています。

(2)愛媛県や近隣市町との連携による大気汚染物質の排出抑制の推進

光化学スモッグは、工場や事業場、自動車から排出される窒素酸化物や炭化水素などを主体とする一次汚染物質が、太陽光線の照射を受けることにより化学反応を起こし、二次的に生成される光化学オキシダントがスモッグ状になることが原因となっています。これは、一次汚染物質の濃度や気象状況によって発生量が左右されるため予測が困難な上に、近年においては、大陸方面からの移流の可能性も指摘されています。

そのため、工場・事業場の稼動、自動車利用等における大気汚染物質の排出抑制を促し、一次汚染物質を削減するとともに、愛媛県や近隣市町との連携による効果的な対策の検討や監視の充実が重要となっています。

(3)騒音対策の推進

新居浜市は、自動車に依存したライフスタイルが定着しており、移動手段の分担率では、自動車は約8割であり、高齢者においても約7割となるなど、自動車を中心とした移動が多くを占めています。

そのような中で、市内の主要道路では、通過交通を含め朝夕を中心に交通渋滞が発生しており、一部の地点で騒音に関する環境基準が達成できていない地点があることから、騒音対策が求められています。

地球温暖化対策として、低公害車[p.115 参照]の普及や公共交通の利用促進を進める必要があります。また、公共交通空白地域の解消により交通量の抑制に取り組むとともに、騒音の著しい地域においては、沿道に面する区域には業務ビルなどの建築を誘導し、住居建築物への騒音を軽減するなどの騒音対策を実施することが重要となっています。

(4)食環境の保全

新居浜市は、食品安全対策について、「安全な食品・食材の検討」「迅速な情報提供」「環境ラベル[p.110 参照]の普及」などについて取り組んできました。

平成24年に行った市民アンケートでは、環境の将来の状態に関する設問において、「暮らしを大切にするまち」であるために重要な項目として、「食の安全・安心」が57.5%であり、水質の保全に次いで2番目に重要視されています。

平成24年2月には、市民一人ひとりが生涯にわたって健康で豊かな生活を送ることができるように、食育[p.113参照]推進の方向性を示すことを目的として、「新居浜市食育推進計画」が策定されており、第2次新居浜市環境基本計画及び環境保全行動計画においても、これらの計画と連携しながら、食環境の保全について継続的に取り組んでいくことが重要と言えます。

2 自然環境

(1)里地里山の保全、林地・農地の保全

里地里山[p.112 参照]とは、原生的な自然と都市との中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林、それらと混在する農地、ため池、草原などで構成される地域です。しかし、里地里山の多くは人口の減少や高齢化の進行、産業構造の変化により、里山林や野草地などの利用を通じた自然資源の循環が少なくなることで、大きな環境変化を受け、里地里山における生物多様性は、質と量の両面から劣化が危惧されています。

新居浜市における里地里山として、水田や水路などの農地、ため池、林地などが挙げられますが、これらの地域に人の手が入らなくなっているため、里地里山における生物多様性の損失が懸念されます。

(2)水辺環境の保全

平成24年に行った市民アンケートでは、新居浜市の環境の将来の状態に関する設問において、「自然を大切にするまち」であるために重要な項目として、「水辺の保全」が79.8%であり、最も多くなっています。

古くから日常生活に密着した水辺環境として、農業用水路が挙げられます。農業用水路は農地環境を維持し、あぜ道は散歩道として、水害の際には減災の機能を持つなど、重要な役割を果たしてきており、市の水辺環境を考える上で、これらの水路の保全が重要となります。

国領川、東川、尻無川をはじめとする河川においては、防災面での河川整備と、景観形成機能、生態系保全機能、レクリエーション機能等、河川が本来持っている多様な機能の維持・回復をめざして整備が進められています。

新居浜市の水辺を、市民が望む姿「河川、水路、干潟など生き物が生息できる水辺が確保されている」状態とするために、多自然川づくり[p.114 参照]、水辺の学校プロジェクト等の事業に継続して取り組んでいくことが重要となっています。

(3) 多様な生物の生息域の確保

新居浜市には、笹ヶ峰自然環境保全地域や赤石山系県自然環境保全地域に代表される、優れた自然環境を維持している地域があり、また、地理的特徴により、身近な地域に多様な生物が確認されています。

自然環境は、野生生物の生息・生育環境としての役割を果たすだけでなく、私たちの生活に 潤いとやすらぎをもたらすなど、人間の営みにおいても欠かすことのできない役割を担ってお り、優れた自然環境を次世代へと守り伝えていくことは現代を生きる私たちの使命と考えます。 市民が身近な自然の貴重さを認識し、環境保全活動へ積極的に参加できるよう、環境意識を 啓発することを目的として、平成21年度より、市民参加による自然観察会を開催するほか、 自然観察会の結果と既存のデータや専門家による調査をもとに、動植物冊子、生息マップを作 成しています。

近年、野生動植物の種の絶滅が過去にない速度で進行するなど、生物の生息環境の悪化や生態系の破壊に対する懸念が深刻なものとなっており、新居浜市においても貴重な動植物等の調査や保護に取り組んでいく必要があります。

一方で、シカ、イノシシ、サルなど野生鳥獣による農作物や森林の被害が深刻化しており、 今後は野生生物を適正に管理し、被害防止に取り組むとともに、野生鳥獣と人が共生できる環 境づくりを進める必要があります。

3 都市環境

(1) 歩道・自転車道・自動車道の整備

新居浜市では、国道 11 号新居浜バイパスの整備、平形橋の架け替え、新居浜駅前土地区画整理事業による道路整備など、交通基盤が着実に整備され、渋滞緩和、安全性の確保が図られています。

しかし、都市計画道路の整備率は約5割に留まり、歩道・自転車道についても整備が十分とは言えない状況にあります。平成24年に実施した市民アンケートにおいては、新居浜市の環境の現状の満足度では、66.7%の市民が「歩道・自転車道の整備状況」について「やや不満である」「不満である」と答えています。今後は、駅前のシンボルロードに代表されるような、歩行者・自転車・自動車が共存する道路整備を進める必要があります。

(2)交通機関の利便性向上

新居浜市の公共交通は、市外交通として鉄道、船舶、市内交通として路線バスなどがあり、 交通機関の利便性の向上に向けて、平成18年4月からは、別子山地区と住友病院を結ぶデマンド型のコミュニティバスを運行しています。

一方で、平成19年に実施した市民アンケート調査によると、路線バスを利用できる環境にあるかとの質問に対して、半数以上の57%の方が利用できる環境にないと回答しています。また、平成24年に実施した市民アンケートにおいても、「交通機関の利便性」について65%の住民が「やや不満である」「不満である」と感じています。平成23年1月からは、交通機関の利便性向上の取組として、自宅と駅やエリア内の病院、商店、バス停などを結ぶデマンドタクシー[p.115参照]の試験運行を行っています。

(3)市民との協働による公園・緑地管理の推進

少子高齢化が進行する中で、公園に対する市民ニーズは、単に都市の緑や子どもの遊び場というだけでなく、多様な世代の交流の場、地域コミュニティの場としての役割や防災公園[p. 117 参照]としての役割が求められるなど、多様化しています。

新居浜市の公園・緑地は順調に整備されていますが、既存の公園については更新時期を迎えていることから、誰もが安全・快適に利用できるよう継続的な維持管理が必要となっています。 今後は、整備後も市民に愛され、住民の意向を反映しやすい、地域住民が主体となった管理 運営を行い、地域住民参加型の公園・緑地づくりを進める必要があります。

(4) 市民との協働による別子銅山を活かしたまちづくりの推進

新居浜市は、別子銅山の開坑とともに工業都市として発展したまちであり、公害の克服や、植林による森林の再生など、別子銅山は長年にわたり築き上げてきた都市形成の歴史そのものと言え、別子山から臨海部に至るまで市内各所に産業遺産が遺されており、一部は別子鉱山鉄道下部鉄道跡サイクリングコースとして再整備されています。

この産業遺産を固有の地域資源として、市民や事業者等との協働により全市を挙げて全面的に PR していくため、平成 23 年には「別子銅山近代化産業遺産を活かしたまちづくり総合整備計画」が策定されています。

市民や事業者が、地域の人々の営みによって長年にわたり築き上げられてきた歴史を学び、 別子銅山の価値を再認識し、新居浜市特有の魅力ある景観としてこれからも守り育て、次世代 へと受け継いでいくことが重要となっています。

4 資源循環

(1) 市民や事業者が主体となったごみ削減・リサイクルの推進

新居浜市の一人一日当たりのごみ排出量は、平成 16 年度以降減少傾向にありますが、全国や愛媛県の平均に比べるとまだまだ多い状況にあります。平成 24 年度のごみ処理経費を、市民一人当たりにすると 12,250 円にもなります。リサイクル率についても、愛媛県の平均は上回るものの、全国平均は下回っており、ごみ削減・リサイクルが十分に進められているとは言いがたい状況です。

市民や事業者が主体的に自らのごみ排出について責任をもち、3 R[p.119 参照](リデュース(減量)[p.119 参照]・リユース(再使用)[p.119 参照]・リサイクル(再資源化))に取り組みながら、自らの生活スタイルや事業活動を見直すことが必要となっています。

そのためには、市民一人ひとりがごみを作らない、出さないという意識を念頭に置き、資源を無駄にしない暮らしを心がけることが重要です。家庭から出される焼却ごみの4割は生ごみであることから、ダンボールコンポストを使った生ごみの堆肥化や、バイオマス[p116 参照]のエネルギー利用などの取組を今後も進めていくことが必要です。

(2) 不法投棄対策

新居浜市では、ごみステーションへの不適正排出に対し、警告ステッカーの貼付、個別指導などを行うとともに、山林や河川等の公共の場への不法投棄に関しては、定期的なパトロール、警告看板の設置等を実施しています。

しかし、ルールを守らずにごみステーションに不適正排出したり、山林や河川、道路、公園、空き地等に不法投棄するケースが後を絶ちません。平成24年に行った市民アンケートでも、不法投棄対策は重要度指数が高いにもかかわらず満足度指数が低い項目として抽出されており、不法投棄が無いまちづくりに向けて、市民一人ひとりが協力して不法投棄をされない環境づくりに取り組む必要があります。

5 地球環境

(1)産業と連携した省エネルギー対策の推進と未利用エネルギーの活用の促進

地球温暖化の防止に向けた取組が急務となる中で、中四国屈指の臨海工業都市である新居浜 市では、二酸化炭素排出量の8割以上を産業部門が占めていることから、企業の経済活動を維 持しながら、いかに効率的・効果的に二酸化炭素排出量を削減していくかが重要です。 二酸化炭素の排出を抑制するためには、各工場や事業所等においてエネルギーの見える化 (エネルギーマネジメント)を進め、エネルギー効率の高い生産工程を取り入れるなどの省エネルギー化を進めることが必要不可欠です。

また、工場排熱の有効活用や、バイオマス資源の有効活用(廃木材の燃料化、生ごみのメタン発酵による発電)など、これまで利用されていなかったエネルギーの有効活用にも取り組む必要があります。

(2) 市、市民、事業者が連携した省エネルギー活動

新居浜市では、市、市民、事業者の省エネルギー対策として、グリーン購入、省エネルギー機器の普及、住宅・建築物の省エネルギー化の推進などに取り組んできました。

平成25年3月には、市域から排出される温室効果ガスの削減を総合的かつ計画的に推進するため、「新居浜市地球温暖化対策地域計画」を策定しました。この計画では、市、市民、事業者の各主体がその役割に応じて、再生可能エネルギー設備の導入、省エネルギー機器の導入などの温暖化対策に取り組むことが明記されています。

今後は、この新居浜市地球温暖化対策地域計画に基づき「新居浜市高温化対策地域協議会」などで市、市民、事業者の行動指針を明確にし、各主体が連携して地球温暖化対策に取り組むことのできる環境づくりが求められており、自転車マイレージ事業や環境家計簿をより多くの市民に広めていくことが重要です。

(3) 積極的な再生可能エネルギーの導入

地球温暖化対策に取り組む上では、再生可能エネルギーの導入は必要不可欠であり、東日本大震災発生以降、より重要性を増しています。

しかしながら、平成23年に実施した「市民及び事業者等の環境意識調査」では、太陽光発電の設置率は5%と低く、市民レベルにおける再生可能エネルギーの導入は進んでいるとは言えません。

そのため、太陽光、太陽熱、バイオマス、小水力発電 [p.113 参照] などの新居浜市で利用可能な再生可能エネルギーについて把握し、「新居浜市地球温暖化対策地域計画」に基づいて公共施設を中心とした導入を進めるとともに、市民や事業者の導入に向けた課題を把握した上で支援等を検討することが必要です。

6 環境教育学習・環境保全活動

(1) 市民の環境意識の育成

継続的に環境保全に取り組むためには、市民や事業者が自らの生活行動や事業活動を見直す必要があることから、市民や事業者一人ひとりの環境意識を高めていくことが重要です。

市、市民、事業者が環境問題を自らの課題として捉え、ともに活動することを目的として設立された組織「にいはま環境市民会議」や「新居浜市地球高温化対策地域協議会」の活動を通して、積極的に環境教育や環境学習に取り組む市民を増やすことが重要です。

(2)広く市民に環境意識を浸透させる仕組の検討

環境教育や環境学習、そして、環境保全活動への参加は、比較的環境意識の高い限られた人たちの参加に留まりやすいことから、環境情報センターを設置し、地域の自治会や学校等と連携しながら、幅広い人たちに環境意識を浸透させる仕組を検討することが重要となっています。

7 防災

(1) 自然災害対策(二次災害防止対策)

新居浜市では、市全体で安全で安心なまちづくりを推進していくための基本理念を定めた「新居浜市安全安心のまちづくり条例」を平成21年9月に制定しました。また、「新居浜市安全安心のまちづくり行動計画」を平成23年5月に策定し、市、市民、事業者の役割分担を明確にしています。

しかしながら、自然災害発生時、地震が引き金となって起こる地すべりや、危険物を取扱う 事業場からの有害化学物質の漏出などの二次災害を環境の視点からいかに防止するかについ ては、対策が十分に整理されているとは言えません。

土砂災害防止、地すべり対策としての森林の保全や、有害化学物質の漏洩対策としての有害化学物質の継続的なモニタリングなど、環境の視点から防災について整理し、環境リスク [p.110 参照]の回避に努める必要があります。

(2)災害時のエネルギー源の確保

平成23年3月の東日本大震災以降、災害時にも対応できるよう多様なエネルギー源を確保 しておくことの重要性が再認識され、全国的に防災拠点整備が進んでいます。

新居浜市においても、公共施設や道の駅などの防災拠点への太陽光発電、蓄電池、移動式急速充電設備やLPガスボンベ、ガスタービン等の多様な非常用電源施設の整備が急務となっています。

災害対応の設備等は、災害の時だけに使う専用のものではなく平時には施設の電力として活用するなど、平常時にも活用できるものとします。また、日頃から電気、ガス、灯油、太陽熱、薪など、多種のエネルギーを使う生活様式を心がけるなど、日常の災害リスクを低減することも重要です。

(3)防災意識

新居浜市では、平成16年の大規模な浸水被害や土砂災害等を経験したことが大きな契機となり、自主防災活動に対する関心が高まり、市内全校区において自主防災組織が結成されています。

平成24年に行った市民、事業者アンケートでは、市民、事業者ともに、新居浜市の環境の将来の状態に関する設問において、「安全・安心に暮らせるまち」であるために重要な項目として、「防災意識」が最も重要視されています。

市民一人ひとりが、高い防災意識を持ち、災害時には助け合って行動できるまちにするために、より一層市民相互の協力や救援が実施できる体制を構築することが重要です。

第4章 めざす環境像

1 環境像

新居浜市の特性として、中四国屈指の臨海工業地域を有しながら、市域の7割が山林であり、この山間部では赤石山系及び、笹ヶ峰一帯などの貴重な高山植物や優れた自然状態が維持されている点が挙げられます。平野部では面積のほぼ1/4を占める豊かな田園風景が身近に広がっています。

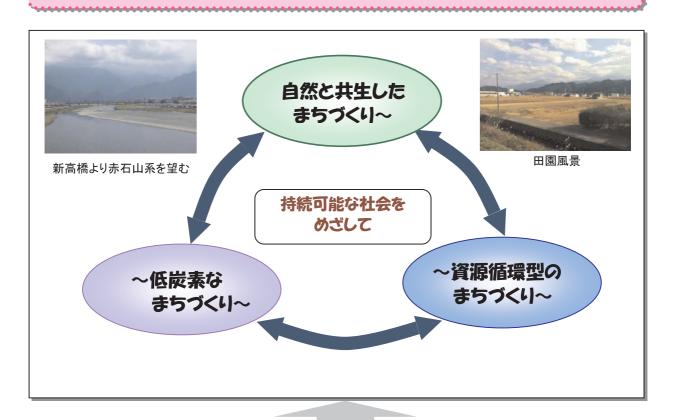
こうした特性を活かして、恵まれた自然環境を守りながら、地域産業の活性化に向けた取組を推進していくことが重要です。これらの取組には、行政はもちろん、市民、事業者も応分の責任と負担を分かち合いながら、市、市民、事業者の協働によって施策を進めることが求められています。

このように、新居浜市らしい環境づくりには、市民、事業者の環境意識を高め、環境に配慮した主体的な行動を促す仕組づくりが必要です。

これらのことから、自然とのふれあいを通じ、市民一人ひとりが心の豊かさを感じながら、 みんなで協働し市民生活や産業活動の低炭素化を図るとともに、豊かな自然と第1次産業の重 要性を再認識し、全ての産業と環境が共生する都市づくりに取り組んでいくこととし、めざす 環境像を次のとおり設定します。

くめざす環境像>

こどもたちの未来のために ~みんなでつくろう 人と自然が共生するまち にいはま~



公害を克服した貴重な歴史を持つ新居浜 その精神を未来へ受け継ぐ

2 環境目標

「環境目標」とは、新居浜市がめざすべき環境像を、より具体的な実現すべき目標像として 示したものであり、今後、環境に関する取組や施策を実行した成果として実現できる環境の具 体的な状態を表現したものです。新居浜市では、「環境基本条例第7条」において、生活環境、 自然環境、都市環境、資源循環、地球環境といったそれぞれの環境側面に応じた基本方針を取 りまとめています。これらを踏まえ、次の7つの環境目標を掲げ、めざす環境像の実現に向け て取り組んでいきます

環境目標1 暮らしを大切にするまち(生活環境の保全)

市民が安心して日常生活を送るためには、安全かつ快適な生活環境が確保され、健康が守られていることが前提となります。工場による大気汚染や水質汚染の他に、家庭生活、自動車を起因とする都市・生活型の騒音、振動、悪臭などの問題も発生しています。例えば、大気汚染物質については、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質は環境基準をほぼ達成していますが、光化学オキシダントは環境基準を達成できていません。そのため、市民の安全な暮らしを守るために大気、水、土壌などを常に監視する必要があります。新居浜市においては、特に国領川、東川、尻無川のごみや水の汚れ、また食の安全性に関する市民の関心が高くなっています。

このようなことから、人の健康や生活環境に被害を及ぼす大気、水質、土壌等の汚染の防止に取り組み、水環境及び生活環境の保全と、食の安全性が確保された暮らしの実現をめざします。

環境目標2 自然を大切にするまち(自然環境の保全)

新居浜市は、市域の約8割が農地や森林などの自然的土地利用となっており、河川や池沼等も多いことから希少野生生物を含め、多様な生き物の生息・生育地となっています。市民アンケートにおいても、生き物が生息できる水辺の保全の関心が最も高くなっています。水、緑の豊かな自然環境は、私たち市民共有のかけがえのない財産であり、これらを守り次世代へと伝えていくことは私たちの使命であると言えます。

市民が身近に接する田畑、あぜ道、水路等の水辺と緑そして、そこに生息する生き物に触れながら、これら身近な自然の重要性を再認識し、自然と親しむことのできる場や機会を創出し、自然環境と共生した暮らしの実現をめざします。

環境目標3 まち並みを大切にするまち(魅力ある都市空間の形成)

市民が快適な暮らしを実感し、新居浜市に対してより誇りや愛着を持つためには、単に利便性の高いインフラが整備されているというだけでなく、個性あるまち並みや地域に根付く文化や歴史などを保存していく必要があります。新居浜市では、「太鼓祭り」や「とうどおくり」に代表される伝統・文化や、四国特有の山並みや日本の原風景とも言える里山景観など、人々の心に残る優れた資源が存在し、加えて、多くの施設が近代化産業遺産として遺されているなど、魅力ある地域を形成する資源が多数存在しています。

このような古くから受け継がれてきた固有の資源を大切に守り、次世代へと伝えていくとともに、それらの資源と調和したまち並みの形成に取り組み、個性と魅力ある地域の実現をめざします。

環境目標4 資源を大切にするまち(循環型社会の形成)

従来の大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会から、持続可能な社会に移行するためには、水資源や廃棄物に関して、市民一人ひとりがこれまでのライフスタイルを見直していく必要があります。新居浜市は、上水道の水源を全て地下水からまかなっており、安定的な上水の供給体制の確保のためには、山林・農地を保全して地下水の涵養[p.115 参照]機能を強化するなど、地下水の保全が重要です。

また、廃棄物をめぐる諸問題を解決するには、廃棄物の発生を抑制し、再使用、再生利用するとともに、利用できない廃棄物を適正に処分することが必要です。新居浜市では不法投棄が問題となっており、その解決に重点的に取り組んでいくことが求められています。

このようなことから、限りある資源を大切にするため、地下水やため池などの水源地を保全するとともに、市民一人ひとりが日常生活や事業活動でごみ減量、省資源、リサイクルの取組を進め、ごみを出さない、捨てさせない資源循環型のまちづくりをめざします。

環境目標5 エネルギーを有効活用し、地球を大切にするまち (地球環境の保全)

専門家でつくる、地球温暖化についての科学的な研究のための政府間機構「IPCC(気候変動に関する政府間パネル)」は、平成25年に発表した第5次報告書において、「気候システムの温暖化については疑う余地がなく、1950年代以降に観測された変化の多くは、数十年から数千年にわたって前例がないとした上で、人間による化石燃料の使用がこれらの要因である可能性が極めて高い」としています。新居浜市でも、長期的にみると年平均気温の上昇や夏日等の増加が起こっています。

市域における平成 21 年度の民生家庭部門、民生業務部門における二酸化炭素排出量は、 平成 2 年度と比較してそれぞれ 18%、34%増加しています。そのため、地球温暖化防止のためには家庭、事業所などにおける省エネルギーを推進することが重要です。

また、新居浜市では二酸化炭素排出量の約8割を産業部門が占めており、市民、事業者、行政それぞれが再生可能エネルギーの導入や省エネルギーの取組を推進していくことが重要であるため、平成25年3月には「新居浜市地球温暖化対策地域計画」を策定し、温暖化対策に関する各主体の役割を示しています。

これまで、電気やガスなどのエネルギーは安定的に供給され、私たちの暮らしはこうした エネルギーを大量に消費することで支えられてきました。しかし、平成23年3月に発生し た東日本大震災により、エネルギーの安全性に対する国民の意識は大きく変わりました。

このような状況の中、太陽光、太陽熱、小水力、バイオマスなどの再生可能エネルギー、そして燃料電池[p.116 参照]などの革新的なエネルギー高度利用技術を利用して、自分たちでエネルギーを生み出し、消費する「自立分散型エネルギーシステム」への関心が高まっています。

このようなことから、再生可能エネルギーの導入やエネルギーの効率的な利用を促進し、 温室効果ガスの排出が少ない低炭素型のライフスタイルやビジネススタイルの実践に結び 付けていきます。

環境目標6 人を大切にし、協働して取り組むまち (環境教育・学習の推進と協働)

環境問題の多くは、私たちの日常生活や事業活動等に起因していることから、市民、事業者、行政の全ての主体が課題解決に向けて取り組んでいくことが求められており、まず、身近な環境に関心を持つことが重要です。

新居浜市では、動植物冊子や生息マップの作成や「にいはまスクールエコ運動」など、行政が率先して身近な自然環境の情報提供や小・中学校での体験学習を実施しています。また、「にいはま環境市民会議」、「新居浜市地球高温化対策地域協議会」では、市、市民、事業者等がともに環境問題に向けて取り組んでおり、今後は、市民や事業者の主体的な活動を促していくことが必要です。

このようなことから、市民、事業者、行政が連携し、計画的に環境教育を実施するとともに、先人たちが守り、育ててきた貴重な遺産である豊かな自然環境や歴史環境を将来にわたって守り続ける人材が育つ社会をめざします。

環境目標7 安全・安心に暮らせるまち(防災)

大震災の発生や集中豪雨等、近年において自然災害が頻発しており、新居浜市においても、 平成16年に5つの台風に伴い大きな被害が発生するなど、市民の安全・安心に対する関心 は非常に高まっています。

自主防災組織の組織率は 100%となっており災害発生時に迅速な行動が取れる体制が整っていますが、特に工業地帯を有する新居浜市では、災害発生時における工業地帯からの環境 汚染等、二次災害の防止に取り組むことが極めて重要です。

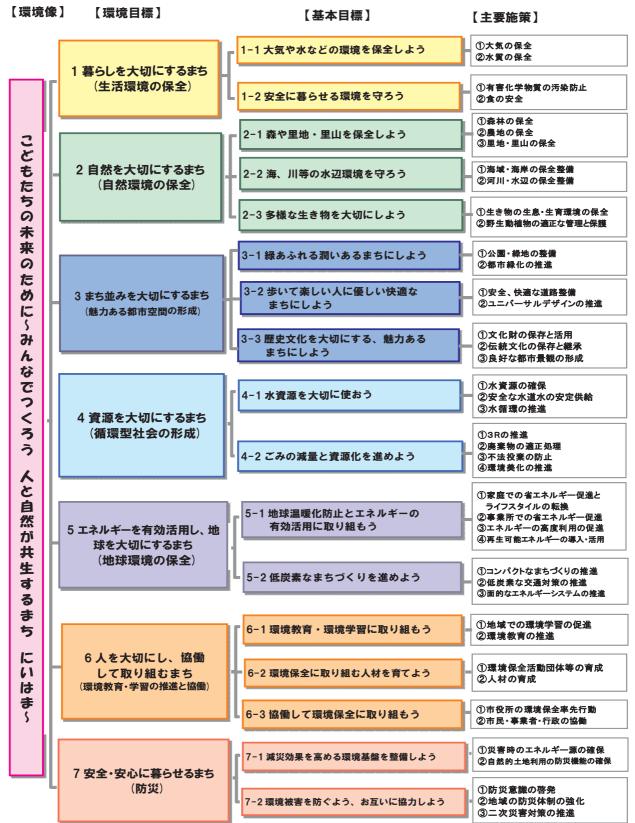
また、安全・安心に暮らせるまちを実現するためには、災害時にも対応できるように電気、 ガス、灯油、バイオマスなどの多様なエネルギー源を確保することも重要です。

このようなことから、工業地帯の事業者等や、周辺自治体、関係機関等との連携による防 災体制の強化を行うとともに、災害に備えた多様な非常用電源の整備や、災害時における事 業者とのエネルギー融通等の協定を進め、災害に強いまちの実現をめざします。

第5章 環境施策

1 施策体系

第2次新居浜市環境基本計画及び環境保全行動計画の体系を以下に示します。施策体系の 作成にあたり、国の「第四次環境基本計画」、アンケート調査、その他関連計画、庁内各課か ら提出された調書等を参考としました。



2 環境施策

環境目標1 暮らしを大切にするまち(生活環境の保全)

基本目標1-1 大気や水などの環境を保全しよう

大気や水は、私たちの生命を維持するために無くてはならないものですが、私たちが心身ともに健やかに暮らしていくためには、大気環境や水環境を常時適切な状態に保全していくことが重要です。

- ① 特に国外からの越境大気汚染が深刻化していることから、大気汚染の常時監視を行っとともに、関係団体との連携により、適切に対応できる体制をめざします。 近年は、一般家庭からの騒音・悪臭などの苦情が増加傾向となっており、住民一人ひとりの地域生活におけるモラルやマナー向上に向けた意識啓発を実行します。
- ② 水質環境の保全に向けて、公共下水道や合併処理浄化槽の整備を進めていくとともに、水環境にやさしい市民生活や事業活動への転換に向けた意識啓発・指導を実行します。

【基本目標】 【主要施策】

1-1 大気や水などの環境 を保全しよう ① 大気の保全

② 水質の保全

●基本目標1-1 大気や水などの環境を保全しよう 成果指標

成果指標	成果指標の説明・根拠	現況値 (平成 24 年度)	中間目標値 (平成 30 年度)	目標値 (平成 35 年度)
大気監視率	年 6000 時間以上測定の 測 定 機 数 の 割 合 (6000 時間未満は無効 データ)	98.8%	100%	100%
公共下水道人口普及 率	処理区域内人口/行 政人口	59.4%	66.9%	73.0%
合併処理浄化槽の補 助基数	合併処理浄化槽の補 助基数(累計)	1,843 基	2,194 基	2,494 基
地下水の環境基準達 成率	5つの調査地点(県3か 所、市2か所)での環境 基準達成率	100%	100%	100%
海域の環境基準達成 率(COD)	5 つの水域での環境基 準成率	100%	100%	100%

●基本目標1-1 大気や水などの環境を保全しよう 主要施策(市の取組)

主要施策	主な担当課	主な取組
① 大気の保全	環境保全課	◎大気の常時監視及び緊急連絡体制の充実
	農林水産課	・大気汚染自動測定機の更新や保守を徹底し、継続的な
		データ収集に努めます。
		・光化学スモッグ注意報等の発令時に健康被害の低減を
		図るため、緊急連絡体制により、市民に迅速に周知しま
		す。
		・微小粒子状物質(PM2.5[p.119 参照])に係る注意喚起が
		あった場合は、市民に迅速に周知します。
		◎騒音・振動に関する規制措置の実施
		•「騒音規制法[p.114 参照]」「振動規制法[p.113 参照]」及
		び「愛媛県公害防止条例」に基づき、各種規制措置を引
		き続き実施し、騒音・振動防止に取り組みます。
		◎悪臭に関する監視・指導
		│ ·「悪臭防止法[p.109 参照]」に基づく地域指定を受けてい │
		ることから、工場・事業場等については、引き続き定期的
		な悪臭物質濃度測定を行い、監視・指導を進めます。
		・畜産・水産業を起因とする悪臭については、衛生管理・
		環境保全に対する啓発・指導を進め、農協・漁協と連携
		した悪臭の未然防止に努めます。
		・近年において、日常生活における悪臭の苦情が増加傾し
		向にあることから、発生源の特定に努めるとともに、地域
		生活におけるマナーの向上や地域環境に対する意識啓
		発に取り組みます。
		◎野焼き防止の周知・啓発
		・野外における廃棄物等の焼却行為は、周辺に煙害や悪
		臭をもたらすだけでなく、有害化学物質を発生させること
		から、野焼きが違法であることを市民に周知徹底し、野
		焼きの未然防止に努めます。

主要施策	主な担当課	主な取組	
② 水質の保全	下水道建設課	◎公共下水道の整備推進	
	環境保全課	・公共下水道の事業計画区域においては、効果的・効率	
		的に公共下水道の整備を進め、公共下水道の普及率向	
		上に努めます。	
		◎合併処理浄化槽の設置促進	
		・公共下水道の事業計画区域外において、新築以外の住	
		宅に合併処理浄化槽を設置する場合に、一定額の補助	
		金を交付することにより、合併処理浄化槽の設置を促進	
		します。	
		◎生活排水による水質汚染防止の周知・啓発	
		・各家庭における生活排水が河川等の水質に影響を及ぼ	
		すことから、市民一人ひとりが、環境保全について自ら考	
		え、汚染防止につながるよう、意識啓発を行います。	
		◎工場・事業場排水の監視・指導	
		・「特定施設」を設置する工場・事業場に関しては、愛媛県	
		の協力を得て、引き続き排水基準の遵守を徹底するとと	
		もに、そのほかの工場・事業場についても水質改善に向	
		けた指導等を行います。	
		◎飲用井戸の衛生対策	
		・飲用井戸の汚染状況を把握し、適正利用の周知・啓発	
		に努めます。	



●基本目標1-1 大気や水などの環境を保全しよう 市民・事業者の取組

主要施策	市民の取組	事業者の取組
① 大気の保全	・大気の監視データに関心を持ち、光化学スモッグ注意報発令時等には適切に行動します。 ・近隣騒音に配慮し、音に関するルールとマナーを守ります。 ・日常生活に伴う悪臭の発生防止に努めます。 ・野焼きやごみの焼却はしません。・公共交通や自転車等を積極的に利用し、自動車の使用を控えます。 ・自動車購入時には低公害車を選びます。 ・不必要なアイドリングや急加速・急発進をしない、経済速度で走行するなど、エコドライブを心がけます。	 ・工場・事業場では、ばい煙の適正処理を徹底します。 ・低環境負荷型の燃焼機器の導入など、汚染物質の排出削減に取り組みます。 ・法令に定められた基準を遵守し、騒音・振動対策を徹底します。 ・低騒音・低振動型の機器の導入を進めます。 ・事業活動に伴う悪臭の発生防止に努めます。 ・野焼きやごみの焼却はしません。 ・公共交通や自転車等を積極的に利用し、自動車の使用を控えます。 ・自動車購入時には低公害車を選びます。
② 水質の保全	・供用が開始されたときは、遅滞なく公共下水道へ接続します。 ・公共下水道事業計画区域外では、農業用水路や側溝の汚染対策のため、合併処理浄化槽の設置を検討します。 ・浄化槽を適正に管理します。 ・洗剤の使用を適量にする、粉石けん・無リン洗剤を使用するなど、家庭でできる生活排水対策を実践します。 ・水路の清掃活動へ参加するなど、水質保全に協力します。	・エコドライブを促します。 ・公共下水道への排出水の適正処理に努めます。 ・法令に基づく排水基準を遵守します。 ・法規制の対象とならない場合でも、自主的に排水処理対策に努めます。 ・工場・事業場では、汚水を地下浸透させないようにします。 ・汚染物質が発生した場合には、適正に処理します。 ・有機農法や減農薬など農薬の適正を規制に努めます。 ・有機農法や減農薬など農薬の適正に必要に応じて、工場跡地の環境汚染状況を調査します。

基本目標1-2 安全に暮らせる環境を守ろう

私たちの生活には、目には見えなくても環境汚染の原因となるものや、人体の健康に直接あるいは間接的に影響を及ぼす化学物質が数多く存在していることから、適切な対策が必要となっています。

また、放射能の影響やアレルギー問題など、食に関する市民の関心も高まっており、適切に情報提供を行うとともに、地域の農産物や水産物を地域で消費する仕組が求められています。

- ① 県との連携のもと、ダイオキシン類対策の周知・啓発の実施や、工場・事業場等を中心に有害化学物質の汚染防止対策を実行します。
- ② 食の安全に関して、産地や農薬、添加物等の情報など適切な情報提供を行うとともに、 学校給食を中心に地域の食材は地域で消費する地産池消をめざします。

【基本目標】

【主要施策】

1-2 安全に暮らせる環境 を守ろう

- ① 有害化学物質の汚染防止
- ② 食の安全

●基本目標1-2 安全に暮らせる環境を守ろう 成果指標

成果指標	成果指標の説明・根拠	現況値 (平成 24 年度)	中間目標値 (平成 30 年度)	目標値 (平成 35 年度)
ダイオキシン類の環境 基準(大気・水質・土 壌)	大気・水質・土壌それそ れでの環境基準	達成	達成	達成
学校給食における野 菜、米の新居浜産使 用率	野菜(重量ベース) ・ 米(重量ベース)	野菜 12% 米 45%	野菜 35% 米 60%	野菜 40% 米 70%

●基本目標1-2 安全に暮らせる環境を守ろう 主要施策(市の取組)

主要施策	主な担当課	主な取組
① 有害化学物	環境保全課	◎ダイオキシン類対策の周知・啓発
質の汚染防		・「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき、愛媛県と
止		の連携のもと、ダイオキシン類対策の周知・啓発を実施
		します。
		◎土壌汚染防止の監視・指導
		・有害物質を使用する工場・事業場等の対象工場におい
		いて、愛媛県と協力して有害物質の適正処理の監視及
		び指導を強化します。
		・工場跡地については、土地所有者の責任のもと調査を
		実施し、適切な措置をとるよう指導に努めます。

主要施策	主な担当課	主な取組
② 食の安全 市民活動推進課 学校給食課 保健センター		◎食の安全性と危険性に関する周知・啓発・家庭における食生活の安全について引き続き情報収集を行い情報提供に努めます。・「食と放射能」については市民の関心が高いため、関係機関から積極的に情報収集し、迅速な情報提供を行います。
		 ○地産地消の推進 ・地域農業の活性化や流通経路におけるエネルギー消費の抑制に向けて、学校給食等を中心に、野菜・米等の安心な地元産食材を積極的に活用します。 ②食育の推進 ・「新居浜市食育推進計画」に基づき、食習慣の乱れや栄養の偏りのない、健全な食生活が維持されるよう努めます。

●基本目標1-2 安全に暮らせる環境を守ろう 市民・事業者の取組

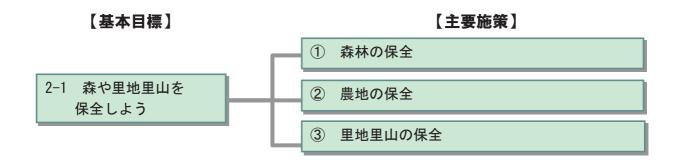
●本本日伝 一と 女主に替うにる境境ですづり 川氏。手来有の収益					
主要施策	市民の取組	事業者の取組			
① 有害化学物 質の汚染防 止	・化学物質やダイオキシン類について 理解を深めます。・土壌汚染に関する情報に関心を持ち ます。	・化学物質の排出量の把握など自主管理を徹底します。 ・リスクコミュニケーション[p.118 参照]に努め、環境汚染の防止や健康被害の未然防止に取り組みます。 ・土壌汚染状況の把握に努めます。 ・廃棄物焼却炉など特定施設の適正管理に努めます。			
② 食の安全	 ・消費者学習講座などで安全な食品・食材について学習します。 ・残留農薬や放射性物質など食の安全に関心を持ち、行動します。 ・地元産食材を積極的に消費するよう努めます。 ・食の大切さを認識し、食育の意義や必要性を理解します。 ・食育により、心身の健康と豊かな人間性、自然への感謝の気持ちを育みます。 ・消費生活団体では、食品・食材の安全について、調査・検討を行い、安全確保のため市民啓発を行います。 	・食の安全性や危険性に関する啓発に協力します。 ・地産地消の推進に向けた事業活動を実施します。			

環境目標2 自然を大切にするまち(自然環境の保全)

基本目標2-1 森や里地里山を保全しよう

森林や里地里山の存在は、単に地域の貴重な緑というだけでなく、生物多様性の保全や 農林業の基盤となるなど、多面的機能を有しており、そこで暮らす住民だけでなく、都市 部に暮らす住民も含め、誰もがその恩恵を享受していることから、多様な人の連携により 守っていくことが求められています。

- ① 森林資源が有する水源涵養等の貴重な公益的機能が発揮できるよう、森林資源の利活用や適切な保全管理を実行します。
- ② 農業基盤の整備や新たな付加価値の創出等、農業振興と併せた農地の保全に取り組むとともに、耕作放棄地の森林化・原野化を防止します。
- ③ 山林・農地所有者と連携して、里地里山の保全管理を実行します。



●基本目標2-1 森や里地里山を保全しよう 成果指標

成果指標	│ │ 成果指標の説明・根拠 │	現況値 (平成 25 年度)	中間目標値 (平成 30 年度)	目標値 (平成 35 年度)
耕作放棄地面積	耕作放棄地の面積	104.8ha	104.2ha	103.7ha

●基本目標2-1 森や里地里山を保全しよう 主要施策(市の取組)

主要施策	主な担当課	主な取組
① 森林の保全	農林水産課	
- ANTHOUSE	及中外企	・森林の多面的機能が十分に発揮できるよう、長期的視し
		点に基づく総合的・計画的な森林保全や、魅力的な林
		業の促進等を進め、森林保全に向けて取り組みます。
		◎間伐材等の有効利用の促進
		・森林資源の適正な保全に向け、間伐材の新たな活用方
		策等を検討し利用を促進します。
		◎持続可能な森づくりの推進
		・野生動植物と共生できる持続可能な森づくりをめざしま
		す。
② 農地の保全	農林水産課	◎優良農地の保全
		・農業振興地域にある農地については、無秩序な転用を
		抑制するとともに、優良農地を確保するため農業基盤整
		備や後継者の育成に取り組みます。
		◎耕作放棄地対策
		・農業振興による農地の維持・保全に努めるとともに、耕
		作放棄地については、森林化・原野化を防止し、再生の
		ための方策を検討します。
		◎環境保全型農業[p.110 参照] の促進
		・有機・無農薬栽培の農産物への市民ニーズが高まって
		いることから、農業が持つ物質循環機能を生かし、環境
		負荷の低減に配慮した持続的な農業を促進します。
		・施設園芸では、農協と連携しながら、リサイクル可能な
		農業用資材の使用、太陽熱などの自然エネルギーの導
	## 11 1t- =m	入の促進に努めます。
③ 里地里山の	農林水産課	◎里地里山の保全・活用の促進
保全		・山林・農地所有者との協力のもと、藪化の進行や竹の
		侵入を防止し、里地里山(集落周辺や隣接する山林)の
		保全を促します。
		◎里地里山の保全体制づくり ・地域の取組を支える東民・東業老問の連携を窓に
		・地域の取組を支える市民、事業者間の連携を密にし、
		協力して地域活動に努めます。

●基本目標2-1 森や里地里山を保全しよう 市民・事業者の取組

<u> </u>	林(王心王田と休工との) 旧以 予末日の秋地				
主要施策	市民の取組	事業者の取組			
① 森林の保全	・森林づくり活動に参加し、森林の維持	・森林づくり活動に取り組みます。			
	管理に協力します。	・開発行為時には、規制を遵守します。			
	・間伐材を積極的に利用します。	・自然環境の復元に努めます。			
	・森林公園ゆらぎの森、市民の森など	・間伐材の有効利用に取り組みます。			
	の自生植物や樹木を大切にします。				
② 農地の保全	・自然農園など、農作業体験に参加し	・優良農地の保全に協力します。			
	ます。	・農地の無秩序な開発を防止します。			
	・農業についての理解を深め、環境保	・農地の適正管理に努め、優良農地を			
	全型農業の促進に協力します。	確保します。			
		・農薬や化学肥料の適正使用を図りま す。			
		・景観形成作物(ひまわり、菜の花等)			
		を栽培するなど、遊休農地を有効活			
		用します。			
		・遊休農地では、利用権の設定などに			
		より、農地利用の流動化を図ります。			
③ 里地里山の	・里地里山の保全管理のため、積極的	・山林・農地所有者は、里地里山の保			
保全	に地域活動へ参加します。	全管理のため、地域活動を進めま			
		す。			



田園風景

基本目標2-2 海、川等の水辺環境を守ろう

新居浜市は海、河川等の水辺環境に恵まれており、マリーナ、人工海浜、親水護岸、多目的な緑地を備える「マリンパーク新居浜」や「黒島海浜公園」を海洋レクレーションの拠点とするなど、市民が気軽に河川や海岸等の水辺環境に親しむ場や機会が設けられています。

今後においても、市民が海や川等に気軽に親しみ、自然の営みについて理解を深められる水辺環境として整備することが求められています。

- ① 海域において快適な水辺空間の保全と整備を図るとともに、干潟や藻場[p.117 参照] など、自浄能力を活用した水質改善方策を実行します。
- ② 人々が気軽に水辺の生物や水のある風景に親しむことのできる河川、水辺環境の整備・保全を実行します。



●基本目標2-2 海、川等の水辺環境を守ろう 成果指標

成果指標	成果指標の説明・根拠	現況値 (平成 24 年度)	中間目標値 (平成 30 年度)	目標値 (平成 35 年度)
マリンパーク新居浜年間利用者数	マリンパーク新居浜の 年間利用者数	137,000 人	137,600 人	138,100 人

●基本目標2-2 海、川等の水辺環境を守ろう 主要施策(市の取組)

	/与、 / 川・オーノバ・大三人ので	
主要施策	主な担当課	主な取組
① 海域・海岸	港務局港湾課	◎親水空間の保全と整備
の保全整備	農林水産課	・港湾が市民にとって、より親しみの持てる空間となるよ
		う、親水機能の確保に配慮するとともに、誰もが楽しめ
		る水辺空間の保全と整備に努めます。
		◎干潟・自然海岸・藻場等の保全と再生
		・海の自浄能力の低下を防ぐために、生物生産や水域浄
		化にすぐれた働きをする干潟や藻場の保全と再生に努
		めます。
② 河川・水辺	下水道建設課	◎水辺の自然環境の保全
の保全整備		・河川敷等を中心に、関係機関と連携しながら、水辺の
		生態系に重要な役割を果たす水辺空間を保全します。
		◎河川環境の整備
		・関係機関と連携しながら、その川らしい河川環境が維
		持、形成されるよう多自然川づくりをめざします。

●基本目標2-2 海、川等の水辺環境を守ろう 市民・事業者の取組

主要施策	市民の取組	事業者の取組
① 海域·海岸 の保全整備	・海域、海岸の利用時には、マナーを守ります。 ・海域、海岸の保全・再生活動に参加 します。	・海域、海岸の保全・再生活動に協力します。 ・事業所周辺の水辺環境の保全や復元に参加します。 ・漁場環境の保全のため、日常の操業で、漁獲物に混入してくる廃棄物の回収に協力します。
② 河川·水辺 の保全整備	・河川、水辺の利用時には、マナーを守ります。 ・河川、水辺の保全・再生活動に参加します。 ・日常生活の中で水を汚さない工夫をします。	・河川、水辺の保全・再生活動に協力します。 ・親水空間の整備や水辺空間の景観づくりに協力します。

基本目標2-3 多様な生き物を大切にしよう

生物多様性の保全に向けたグローバルな取組が進められている中で、新居浜市において も、地域固有の動植物を中心として、利便性の高い暮らしと共生した多様な動植物の生態 系保全に向けて取り組んでいくことが求められています。

- ① 野生動植物の生育・生息環境の一体的な保全・保護をめざすとともに、貴重な動植物等の調査や保護を実行します。
- ② 動植物の生態系保全に向け、市民の意識啓発や自然保護活動を支援するとともに、 野生動物による農作物の被害の調査と防止を実行します。

【基本目標】 【主要施策】 2-3 多様な生き物を大切にしよう ① 生き物の生息・生育環境の保全 ② 野生動植物の適正な管理と保護

●基本目標2-3 多様な生き物を大切にしよう 成果指標

成果指標	│ │ 成果指標の説明・根拠 │	現況値 (平成 24 年度)	中間目標値 (平成 30 年度)	目標値 (平成 35 年度)
貴重な動植物リストの 作成	貴重な動植物の調査と リストの作成	0 分類	2 分類	4 分類

●基本目標2-3 多様な生き物を大切にしよう 主要施策(市の取組)

主要施策	主な担当課	主な取組
① 生き物の生	環境保全課	◎貴重な動植物等の調査及び保護
息·生育環境	農林水産課	・貴重な動植物の宝庫である、国指定の笹ヶ峰、愛媛県
の保全		指定の赤石山系の自然環境保全地域などの山間部を
		中心に、貴重な動植物等の調査を実施し、リストを作成
		するとともに、生息環境の保護に取り組みます。
		◎生物多様性に配慮した保全対策の推進
		・渓谷や自然を残す樹林など多様な生物の生息・生育域
		の一体的な保全に努めます。
		・市域に生息する動植物を調査し、必要に応じて保護対
		策を講じるとともに、「外来種[p.109 参照]」による在来種
		や生態系への影響の防止に努めます。
		・緑の回廊[p.117 参照]や自然を残す樹林など地域特有
		の自然環境を体験できる機会を拡充し、生物多様性の
		重要性を身近に感じることのできる環境の保全に努め
		ます。
② 野生動植物	環境保全課	◎自然保護活動の周知・啓発
の適正な管	農林水産課	・「市民の森」、「東平ゾーン」、「ゆらぎの森」などにおい
理と保護		て、自然観察会や自然学習会を開催し、自然環境の保
		全に向けた市民の意識向上を促します。
		・私たちの暮らしと自然環境との関わりについて理解でき
		るよう、環境保全団体等と連携した効果的な意識啓発を
		行います。
		◎野生鳥獸対策
		・「新居浜市鳥獣被害防止計画」に基づき、イノシシ、ニホ
		ンザル、ニホンジカによる農作物被害について、捕獲や
		防護柵の設置により防止に努めます。

●基本目標2-3 多様な生き物を大切にしよう 市民・事業者の取組

		<u> </u>
主要施策	市民の取組	事業者の取組
① 生き物の生	・動物や植物などの生息・生育環境で	・開発行為時には、動物や植物などの
息•生育環境	ある森林、里山、水辺などの保全活	生息・生育環境に十分配慮します。
の保全	動に参加、協力します。	・新居浜市の貴重な動植物を把握し、
	・新居浜市の貴重な動植物を把握し、	生息・生育環境の保護に協力します。
	生息・生育環境の保護に協力します。	
② 野生動植物	・自然保護活動などに積極的に参加	・市や専門家と連携し、農地の巡視、
の適正な管	し、野生動植物保護の意識を高めま	柵の設置など、野生鳥獣による被害
理と保護	す。	防止に努めます。
	・外来種を把握し、駆除などに協力しま	・自然保護活動などに積極的に協力
	す。	し、野生動植物保護意識の高揚を促
		します。
		・必要に応じ、生態系に配慮した環境
		影響評価を実施します。

環境目標3 まち並みを大切にするまち(魅力ある都市空間の形成)

基本目標3-1 緑あふれる潤いあるまちにしよう

市街地の緑は、美しく快適な環境として人々の心を潤すだけでなく、地域の防災拠点として、また、自然災害発生時における被害軽減や延焼遮断等、防災の視点からも重要な役割を担っており、引き続き都市の緑化を促進していくことが重要です。

- ① 大規模運動公園などの公園整備を計画的に進めるとともに、大島、丘陵地などの良好な緑の保全をめざします。
- ② 公園、緑地など公共施設の緑化に率先して取り組むとともに、市民や事業者と連携して、大型施設や民間建築物の緑化を促進します。

【基本目標】 【主要施策】

3-1 緑あふれる潤いある まちにしよう

① 公園・緑地の整備

② 都市緑化の推進

●基本目標3-1 緑あふれる潤いあるまちにしよう 成果指標

成果指標	 成果指標の説明・根拠 	現況値 (平成 24 年度)	中間目標値 (平成 30 年度)	目標値 (平成 35 年度)
都市公園面積(市民一人当たり)	市民一人当たりの都市 公園面積	10.93 m ²	11.51 m ²	11.54 m ²

●基本目標3-1 緑あふれる潤いあるまちにしよう 主要施策(市の取組)

主要施策	主な担当課	主な取組
① 公園・緑地	都市計画課	◎都市公園・緑地の整備推進
の整備	総合政策課	・都市公園・緑地の長寿命化を図りながら、緑化に努め
	農林水産課	整備を推進します。
		◎総合運動公園整備の推進
		・大規模スポーツ大会や各種イベントが開催できる総合
		運動公園について長期的な位置づけ、実現化方策を検
		討します。
		◎丘陵地等の良好な緑の保全
		・新居浜市の歴史や文化を反映し、新居浜らしさを伝える
		大島や東・西丘陵地などの良好な緑の保全を推進しま
		す。
② 都市緑化の	都市計画課	◎公共施設及び市街地の緑化推進
推進		・道路に隣接する公有地等を中心に緑化を推進するとと
		もに、「緑化重点地区」である新居浜駅周辺地区におい
		て積極的に緑化を推進します。
		◎民有地の緑化推進
		・住宅のブロック塀を生垣に変えたり、大型民間施設のオ
		ープンスペース[p.109 参照]等に植栽するなど、市民や
		事業者と連携した市街地の緑化を促します。

●基本目標3-1 緑あふれる潤いあるまちにしよう 市民・事業者の取組

主要施策	市民の取組	事業者の取組
① 公園・緑地 の整備	・「まち美化条例」を遵守した公園・緑地の利用を心がけます。 ・公園・緑地の維持管理活動に参加、	・公園・緑地の維持管理活動に積極的に参加、協力します。
	協力します。 ・計画策定に参画するなど、身近な公園づくりに協力します。	
② 都市緑化の 推進	・緑の重要性を認識し、花や木などを 育て身近な住宅や地域の緑化を進め ます。 ・植木や住宅の緑化により、市街地の 緑化に協力します。	・ビルや敷地内の緑化や緑のカーテンなどの導入などにより、市街地の緑化に協力します。・緑を大切にする意識の啓発のため、自然環境学習の場を提供します。

基本目標3-2 歩いて楽しい、人に優しい快適なまちにしよう

世界的に低炭素型の生活行動・事業活動に向けた要請が高まる中で、新居浜市においても主な移動手段である自動車利用から公共交通等への利用転換が求められており、子どもから高齢者まで、誰もが快適かつ安全に市内を移動できる環境を整備することが必要となっています。

- ① 幹線道路を中心に、車道、歩道、自転車道など歩車分離の推進に取り組み、誰もが安心して安全に利用できる道路空間の整備をめざします。
- ② 誰もが一人で不安なく利用できるよう、公共施設や公共交通機関等を中心にユニバーサルデザイン [p.118 参照]の導入を推進します。

【基本目標】 【主要施策】 3-2 歩いて楽しい、人に 優しい快適なまちに しよう ① 安全、快適な道路整備 ② ユニバーサルデザインの推進

●基本目標3-2 歩いて楽しい、人に優しい快適なまちにしよう 成果指標

成果指標	成果指標の説明・根拠	現況値 (平成 24 年度)	中間目標値 (平成 30 年度)	目標値 (平成 35 年度)
バリアフリー[p.116 参 照]歩道整備率	新設道路(歩道)整備と 交通安全施設整備(バ リアフリー化)の着手を 予定している事業にお ける整備割合	51%	72%	81%
トイレ改修整備完了公民館数	トイレの洋式化、バリア フリー化の完了した公 民館数	15 館	18 館	18 館
低床式車両(バリアフ リー対応)の導入率	瀬戸内バスが保有する 路線バス車両中、バリ アフリー対応車の比率	25%	30%	30%

●基本目標3-2 歩いて楽しい、人に優しい快適なまちにしよう 主要施策(市の取組)

主要施策	主な担当課	主な取組
① 安全、快適	道路課	◎人にやさしい自転車・歩行者空間の整備
な道路整備		・都市計画決定している幹線道路を中心に、街路樹によ
		る緑化や木かげの創出、広幅員の歩道の設置を進め、
		人にやさしい自転車、歩行者空間を整備します。
		・景観に配慮した街路樹の適正な管理を行います。
② ユニバーサ	社会教育課	◎公共施設のユニバーサルデザインの推進
ルデザインの	建築住宅課	・公共施設の補修・改修にあたり、「福祉のまちづくり条
推進	運輸観光課	例」に基づいた施設内のバリアフリー化やサイン[p.112
		参照]等におけるユニバーサルデザインの導入等に取り
		組みます。
		◎公共交通機関のユニバーサルデザインの導入促進
		・公共交通機関に関して、駅構内等のユニバーサルデザ
		イン化を促すとともに、瀬戸内バスが保有する路線バス
		について、バリアフリー対応車の導入を促進します。

●基本目標3-2 歩いて楽しい、人に優しい快適なまちにしよう 市民・事業者の取組

主要施策	市民の取組	事業者の取組
① 安全、快適 な道路整備	・まち中では、できるだけ徒歩や自転車を利用するように努めます。・自動車、自転車の駐車、駐輪ルールを守ります。	・沿道の事業者は、歩行者が快適に通りを歩けるよう協力します。 ・歩道には通行の妨げになるものは置きません。
② ユニバーサ ルデザインの 推進	・ユニバーサルデザイン化に協力します。	・施設、設備のユニバーサルデザイン 化に参加、協力します。

基本目標3-3 歴史文化を大切にする、魅力あるまちにしよう

新居浜市には、「太鼓祭り」や「とうどおくり」に代表される伝統行事や、旧広瀬家住宅等の歴史的建造物など地域の文化財や、四国山地の稜線や日本の原風景とも言える里地里山の風景など四国の代表的な景観が残されており、これらを次世代へと守り伝えていくことが求められています。

- ① 地域の歴史を語る郷土資料や指定文化財、産業遺産等について把握し、適切に保存・活用されているまちをめざします。
- ② 長年にわたり受け継がれてきた地域の伝統文化を次世代へ継承するとともに、市民が芸術・文化を通して心豊かな体験を得られる活動の支援を実行します。
- ③ 新居浜市の特徴的な自然景観について、山林・農地等の所有者と連携を図りながら保全するとともに、市街地の良好な景観の保全に向けた規制・誘導を行います。

【基本目標】 【主要施策】 3-3 歴史文化を大切にする、魅力あるまちにしよう ② 伝統文化の保存と継承 3 良好な都市景観の保全

●基本目標3-3 歴史文化を大切にする、魅力あるまちにしよう 成果指標

成果指標	 成果指標の説明・根拠 	現況値 (平成 24 年度)	中間目標値 (平成 30 年度)	目標値 (平成 35 年度)
郷土資料の保管冊数	新居浜市に関する郷土 資料の保管冊数	9,681 冊	10,750 冊	11,500 冊

●基本目標3-3 歴史文化を大切にする、魅力あるまちにしよう 主要施策(市の取組)

主要施策	主な担当課	主な取組
① 文化財の保	図書館	◎郷土資料の収集・保存
存と活用	スポーツ文化課	・地域の歴史を物語る古文書や地域資料などを収集し、
	別子銅山文化遺	適切に保存・管理を進めるとともに、地域の中で活用で
	産課	きるよう取り組みます。
		◎指定文化財の保護
		・地域の気候風土や暮らしに根付いた貴重な文化財を適
		切に保護するとともに、未登録のものについては、指定
		文化財等への新規登録を検討します。
		◎近代化産業遺産の保全・活用
		・旧広瀬家住宅、旧山根製錬所の煙突、旧端出場水力発
		電所、口屋新居浜分店跡などの歴史的建造物の保存
		や活用について検討を行います。
		・新居浜市の貴重な資源として、市民意識の啓発を図り
		ながら、地域資源を市内外に情報発信し、近代化産業
		遺産を活かしたまちづくりに取り組みます。
② 伝統文化の	スポーツ文化課	◎伝統・伝承文化の保存と継承
保存と継承		・有名な「新居浜太鼓祭り」や「とうどおくり」などの行事、
		海や山や川にかかわる伝承、地名、習俗、技術など、郷
		土の気候風土と暮らしから育まれた新居浜の民俗文化
		を大切に保存し、次世代へ継承していきます。
		◎市民文化・芸術活動の育成支援
		・市民が主体となる文化・芸術活動の場の整備を行うとと
		もに、市民が気軽に文化・芸術に触れられるよう支援や
		情報提供を行います。
③ 良好な都市	農林水産課	◎総合的な景観行政の推進
景観の保全	下水道建設課	・四国山地の稜線や市街地の両脇を占める金子山や郷
	道路課	山(長野山)の丘陵地など、長年にわたり受け継がれて
		きた山並みの保全に取り組みます。
		│ ・日本の原風景となる里山景観を維持するため、山林所 │
		有者等の協力を得ながら適切な景観保全を進めます。
		市街地の身近な緑であるまとまった農地については、田
		園都市景観として保全します。
		◎良好なまち並み景観の誘導・形成
		- 市街地を流れる水路の景観保全や電柱の地中化など
		を検討し、次世代に継承できるまち並み景観の保全を
		進めます。

●基本目標3-3 歴史文化を大切にする、魅力あるまちにしよう 市民・事業者の取組

	作人人にこれずにていたがらのこと	
主要施策	市民の取組	事業者の取組
① 文化財の保存と活用	・文化財や文化遺産についての理解を深め、保全や活用に協力します。 ・文化財の所有者は、保存・管理を適切に行い、公開や展示に協力します。	・文化財や文化遺産の保全や活用に協力します。 ・文化財を活用しながら保存する、文化財登録制度の利用を検討します。
② 伝統文化の 保存と継承	・太鼓祭りなど、郷土の気候風土と暮ら しから育まれた新居浜の民俗文化を 大切に保存し、次世代へ継承します。	・伝統的な祭り、芸能などの文化活動に参加、協力します。
③ 良好な都市 景観の保全	・住宅の外観、外構などの私的な空間でも、周辺のまち並みとの調和を図り、良好な景観形成に協力します。	・「愛媛県屋外広告物条例」やルール を守り、広告物を設置・表示します。 ・良好な景観を形成するまちづくりに協 力します。



太鼓祭り

環境目標4 資源を大切にするまち(循環型社会の形成)

基本目標4-1 水資源を大切に使おう

新居浜市の上水道は全て地下水に依存していますが、現時点において需給バランスは取れており深刻な水不足はないと考えられます。

しかしながら、近年の異常気象や自然災害の発生等を踏まえると、災害時や渇水時において も安定して安全な水道水が供給できるよう、計画的に水道事業を推進することが求められてい ます。

- ① 上水道の貴重な水源である地下水や、予備の水源となる井戸、湧水、ため池等を保全します。
- ② 災害時においても安定した水道供給が行えるよう、市内の水道施設の衛生管理や耐震化等に向けた総合的・計画的な水道事業をめざします。
- ③ 水資源は限りあるものと認識し、山林、農地を保全して地下水の涵養機能を強化し、公共下水道や浄化槽による処理水を有効活用するなど、健全な水循環を構築します。

【基本目標】 【主要施策】 4-1 水資源を大切に使おう ② 安全な水道水の安定供給 3 水循環の推進

●基本目標4-1 水資源を大切に使おう 成果指標

成果指標	│ │ 成果指標の説明・根拠 │	現況値 (平成 24 年度)	中間目標値 (平成 30 年度)	目標値 (平成 35 年度)
上水道有収率 [p.118 参照]	給水する水量と料金化 された水量との比率	92.8%	94.3%	95.0%

●基本目標4-1 水資源を大切に使おう 主要施策(市の取組)

主要施策	主な担当課	主な取組
① 水資源の確	環境保全課	◎地下水の保全
保	農地整備課	・貴重な水資源である地下水の水質の保全を図るほか、
		地下水を大切に使う意識の啓発に努めます。
		◎井戸・湧水の保全
		・土地改良区が管理する井戸、湧水施設について、土地
		改良区と協力しながら、施設の維持修繕・改修に取り組
		みます。
		◎ため池の保全
		・土地改良区が管理するため池について、土地改良区と
		協力しながら、周辺から流入する土砂の撤去、漏水対
		策などに取り組みます。

環境目標4 資源を大切にするまち(循環型社会の形成)

主要施策	主な担当課	主な取組
② 安全な水道	水道局工務課	◎総合的・計画的な水道事業の推進
0 2 2 3 3 4	小坦问工伤床	
水の安定供		┃ ・平成 22 年 6 月策定の「新居浜市水道ビジョン」、平成 24 ┃
給		年6月策定の「新居浜市水安全計画」に基づき、水道施
		設の衛生管理など、安全な水道水の安定供給に取り組
		みます。
		◎災害に強い水道施設の整備
		・水道施設の耐震化や、応急給水設備の拡充など、災害
		時における安定給水の確保に取り組みます。
③ 水循環の推	道路課	◎地下水涵養機能を高める都市整備の推進
進	下水道管理課	・新居浜市の上水道の水源は全て地下水であることか
		ら、地下水の涵養機能を高めるため、透水性舗装
		[p.115 参照]の普及など、雨水が地下に浸透するような
		まちづくりを推進します。
		◎処理水の有効活用
		・下水処理水について高度処理を行い、修景や親水、河
		川維持など、新たな活用方策を検討します。

●基本目標4-1 水資源を大切に使おう 市民・事業者の取組

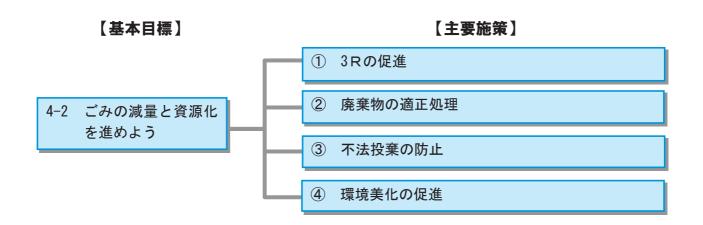
主要施策	市民の取組	事業者の取組
① 水資源の確 保	・地下水の重要性を認識し、地下水の保全に協力します。 ・井戸、湧水の保全に協力します。 ・節水型製品を使用します。	・節水型設備を導入します。・老朽化した水道施設は、点検や改修を行い、漏水を減らします。
② 安全な水道 水の安定供 給	・利用者アンケートなどへの回答により、総合的、計画的な水道事業の推 進に協力します。	・安全な水道水の安定供給について、 民間の技術力やノウハウを活かして 協力します。
③ 水循環の推 進	・風呂の残り湯を有効利用します。	・工場・事業場では、排水の再利用や 雨水の活用など、循環型プラントの導 入について検討します。

基本目標4-2 ごみの減量と資源化を進めよう

「第五次新居浜市長期総合計画」において、「ごみの減量と 3R の推進」「地域環境美化活動の推進」「廃棄物処理施設の機能維持と長寿命化対策の推進」を柱としたごみ施策が掲げられており、本計画においてもこれらと整合を図りながら、循環型社会構築に向けて取り組んでいくことが必要です。

特に、目の行き届きにくい場所への不法投棄が深刻であり、重点的に取り組んでいくことが求められています。

- ① 市民や事業者等との連携により、Reduce (ごみを出さない)、Reuse (繰り返し利用する)、Recycle (資源化する)の3Rによりごみを出さない暮らしをめざします。
- ② 計画的な廃棄物処理事業を進めるため、最終処分場[p.112 参照]の定期的なモニタリングや廃棄物処理施設の計画的な維持管理をめざします。
- ③ 不法投棄は犯罪であるとの認識のもと、不法投棄多発か所においてパトロールの強化やカメラの設置を進めるとともに、排出事業者及び処理事業者に対する監視・指導を実行します。
- ④ 環境美化に向けた市民への意識啓発を行うとともに、地域で美化活動に取り組む環境美化推進体制をめざします。



●基本目標4-2 ごみの減量と資源化を進めよう 成果指標

成果指標	成果指標の説明・根拠	現況値 (平成 24 年度)	中間目標値 (平成 30 年度)	目標値 (平成 35 年度)
ごみ排出量(一人一日当たり)	市民一人が一日に排出するごみの量	1,033g	882g	844g
リサイクル率	資源ごみのリサイクル 率	17.9%	26.1%	29.5%
市民一斉清掃参加者 数	環境美化活動に率先し て参加する市民の人数	16,289 人	19,000 人	20,000 人
公共施設愛護事業の 登録件数	自発的に清掃、美化活 動に取り組む団体・個 人の登録件数	96 件	102 件	112 件

●基本目標4-2 ごみの減量と資源化を進めよう 主要施策(市の取組)

主要施策	主な担当課	主を進めよう。主要応承(中の収組)
① 3R の促進	ごみ減量課	 ◎リデュース(ごみの減量化・発生抑制)の促進 ・マイバッグ持参運動の促進や生ごみの堆肥化等について支援し、ごみの発生抑制に取り組みます。 ◎リユース(ごみの再使用)の促進 ・衣類等を中心とした不用品のリサイクルやフリーマーケット[p.117 参照] やリユースショップの利用などを啓発し、ごみの再利用を促進します。 ◎リサイクル(ごみの分別回収・再資源化)の促進 ・資源ごみや使用済み天ぷら油などについて積極的に回収を進め、再び資源としてリサイクルできる資源回収システムを整備します。
② 廃棄物の適 正処理	環境施設課	 ◎廃棄物埋立処理の適正管理 ・最終処分場において、廃棄物処理法[p.116 参照]に基づいて、周辺環境に配慮した適正な廃棄物処理を進めるとともに、残余容量のモニタリングを行います。 ◎廃棄物処理施設の予防保全的な維持管理 ・「廃棄物処理施設長寿命化計画作成の手引き(ごみ焼却施設編)」の考え方に基づき、性能水準が一定以下となる前に保全処置を行う予防保全型の維持管理を行います。
③ 不法投棄の 防止	ごみ減量課	 ●不法投棄パトロールの強化 ・関係機関・団体等と連携を強化し、引き続きパトロールを行い、不法投棄の早期発見・早期対処による不法投棄防止に取り組みます。 ●産業廃棄物[p.112 参照]の監視・指導の強化 ・排出事業者に対して、自己処理責任の原則に基づき、再使用、リサイクルを促して、減量化の指導を徹底します。 ・処理事業者に対して、マニフェスト制度[p.117 参照]を徹底し、産業廃棄物の流れを管理して、適正な処理を行うよう指導します。
④ 環境美化の 促進	ごみ減量課 市民活動推進課	 ◎ポイ捨て防止の徹底 ・必要な市民にまち美化用啓発看板を配布するとともに、環境美化推進員と連携し、道路の清掃活動やポイ捨て防止に向けた啓発活動を行います。 ◎環境美化推進体制の充実 ・環境美化の推進組織となる自治会を基盤とした環境美化推進体制を充実させ、環境美化活動を促進します。

●基本目標4-2 ごみの減量と資源化を進めよう 市民・事業者の取組

●坐平口城寸 Z	このの減重と負源化を進めよう 巾氏・手	ボロッルル
主要施策	市民の取組	事業者の取組
① 3R の促進	 ・家庭だけでなく職場、学校などでも、ごみを発生させないライフスタイルに転換します。 ・買い物はマイバッグを持参し、過剰包装などは断るようにします。 ・資源ごみの分別収集に協力します。 ・使用済み天ぷら油の回収に協力します。 ・不用品のリサイクルやフリーマーケット、リユースショップなどを積極的に利用します。 	 ・廃棄物の減量化、資源化に努めます。 ・再使用、リサイクルに配慮した製品の開発に努めます。 ・使用済み天ぷら油の回収に協力します。
② 廃棄物の適 正処理	・定期回収のごみ出しルールを守ります。・外出先では、ごみを持ち帰るようします。	・法令を遵守し、自らの責任で廃棄物を適正処理します。 ・廃棄物処理業者は、処理施設などの適正管理に努めます。 ・処理施設や処分場について、環境汚染が考えられる場合は、必要に応じて、周辺環境調査を実施します。
③ 不法投棄の 防止	・廃棄物の不法投棄はしません。	・廃棄物の最終処分までの処理過程を 把握します。
④ 環境美化の 促進	・環境美化活動など市民活動団体や行政の取組に参加、協力します。 ・ポイ捨てなどはせず公衆ルールを守ります。	・地域の美化活動に参加、協力します。

環境目標5 エネルギーを有効活用し、地球を大切にするまち(地球環境の保全)

基本目標5-1 地球温暖化防止とエネルギーの有効活用に取り組もう

平成 25 年 3 月、市域から排出される温室効果ガスの削減を総合的かつ計画的に推進するため、「新居浜市地球温暖化対策地域計画」を策定しました。この計画では、市、市民、事業者の各主体がその役割に応じて、再生可能エネルギー設備の導入、省エネルギー機器の導入などの温暖化対策に取り組むことが明記されています。

国のエネルギー政策が、原子力発電を基幹電源としたエネルギーシステムから環境負荷の少ないエネルギーシステムへと転換されつつある中で、新居浜市においても地産地消型エネルギー、自立・分散型のエネルギーシステムへの転換に向け、戦略的な対応が求められています。

特に、固定価格買取制度[p.111 参照]の開始に伴い、全国的に再生可能エネルギーの導入が活発化しており、新居浜市においても導入を促進することが求められています。

- ①② 省エネルギーに向けた意識啓発や情報発信等を行い、市民や事業者の、家庭や事業所における省エネルギーを意識した生活・事業活動への支援を実行します。
- ③ 次世代自動車[p.113参照]の導入や天然ガスコージェネレーション[p.115参照]の導入など、エネルギーの高度利用を進めるための施策を検討します。
- ④ 太陽光発電等の導入促進に向けた支援を行うとともに、地域特性を生かした再生可能エネルギーの利活用や再生可能エネルギービジネスに向けた事業化を支援します。

【主要施策】 5-1 地球温暖化防止とエネルギーの有効活用に取り組もう ② 事業所での省エネルギー促進 ② 事業所での省エネルギー促進 ③ エネルギーの高度利用の促進 ④ 再生可能エネルギーの導入・活用

●基本目標5-1 地球温暖化防止とエネルギーの有効活用に取り組もう 成果指標

成果指標	成果指標の説明・根拠	現況値 (平成24年度)	中間目標値 (平成30年度)	目標値 (平成 35 年度)
環境家計簿の取組世 帯数	新居浜版環境家計簿 に取り組んでいる世帯 数(累計)	376 世帯	790 世帯	1,070 世帯
自転車マイレージ参加 者数	自転車マイレージモニ ターへの参加者数(累 計)	112人	242 人	345 人

●基本目標5-1 地球温暖化防止とエネルギーの有効活用に取り組もう 成果指標

成果指標	成果指標の説明・根拠	現況値 (平成 24 年度)	中間目標値 (平成30年度)	目標値 (平成35年度)
高効率モーター型送水 ポンプの台数	上水設備への高効率モ ーター型送水ポンプの 設置台数	5 台	10 台	14 台
大規模改修による小・ 中学校の省エネ・環境 共生化実施校数	小・中学校校舎の大規 模改修実施校数	小学校 3 校 中学校 2 校	小学校 5 校 中学校 2 校	小学校 12 校 中学校 9 校
防犯灯の LED 導入か 所数	市内の防犯灯の LED 導入か所数	371 か所	9,100 か所	9,300 か所
にいはまグリーンショッ プ・オフィス認定登録 数	にいはまグリーンショップ・オフィス認定制度に 登録されている店舗、 事業所の数	36 事業所	51 事業所	61 事業所
太陽光発電システム 設置件数	四国電力との契約口数 (累計)	1,901 件	3,900 件	5,400 件
新製品開発事業補助 件数	中小企業振興条例に 基づく新製品開発事業 補助件数(単年)	0 件	4 件	5 件

●基本目標5-1 地球温暖化防止とエネルギーの有効活用に取り組もう 主要施策(市の取組)

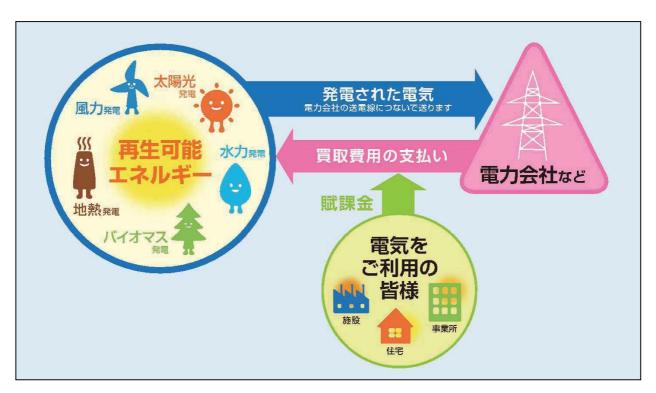
主要施策	主な担当課	主な取組
① 家庭での省	環境保全課	◎新居浜版環境家計簿の普及
エネルギー		・家庭におけるエネルギー消費や環境負荷を定量的に把
促進とライフ		握・分析する手段として、環境家計簿の普及に努め、市
スタイルの転		民主体のエコライフの実践を啓発、促進します。
換		◎自転車利用の促進
		・自動車に替えて自転車を使った距離、時間により、二酸
		化炭素の削減量や消費カロリーを記録する「自転車マイ
		レージ事業」により、自転車への乗り替えを促進します。
		◎家庭での省エネルギー設備機器の導入促進
		・住宅における高断熱化、高効率の給湯、空調、LED 照
		明等の最新の省エネルギー設備機器の導入を促進しま
		す。
		◎家庭でのエネルギー消費の「見える化」の促進
		・情報提供を通して、ICT(情報通信技術)[p. 119 参照]を
		活用した住宅におけるエネルギー使用の一元管理やエ
		ネルギー消費量をリアルタイムに表示する「見える化」
		の導入を促進します。

●基本目標5-1 地球温暖化防止とエネルギーの有効活用に取り組もう 主要施策(市の取組)

主要施策	主な担当課	主な取組
② 事業所での	産業振興課	◎中小企業の省エネルギー対策の促進
省エネルギ	環境保全課	・中小事業所の省エネルギーを促すため、主に「省エネ
一促進	水源管理課	法[p.113 参照]」の報告対象外となる中小規模の工場・
	学校教育課	事業所を対象とした無料の「省エネ診断」の啓発を図り
	市民活動推進課	ます。
		◎事業所での省エネルギー設備機器の導入促進
		・市内事業所及び公共施設、自治会施設等における高効
		率の給湯、空調、LED 照明等の省エネルギー型設備の
		導入を促進します。
		◎事業所でのエネルギー消費の「見える化」の促進
		・市内事業所及び公共施設におけるエネルギー使用の
		一元管理やエネルギー消費量をリアルタイムに表示す
		る「見える化」の導入と、普及を図ります。
		◎環境に配慮した事業活動の普及・啓発
		・市内で省資源・省エネルギー等の環境に配慮した活動
		を積極的に行う事業者を市が認定する「にいはまグリー
		ンショップ・オフィス」の認知度向上と普及を図ります。
③ エネルギー	環境保全課	◎次世代自動車の導入促進
の高度利用		・市民、事業者の次世代自動車の導入を促進するため、
の促進		助成金等の情報提供などを実施します。
		◎エコドライブの促進
		- 「新居浜市地球高温化対策地域協議会」等と連携し、エ
		コドライブの普及啓発に努めます。
		◎燃料電池・天然ガスコージェネレーションの普及促進
		- エネルギー効率の飛躍的向上やエネルギー源の多様
		化に貢献する新規技術である「天然ガスコージェネレー
		ション」「燃料電池」「クリーンエネルギー自動車」につい
		て、市内事業所及び公共施設での導入可能性を検討し
		ます。

●基本目標5-1 地球温暖化防止とエネルギーの有効活用に取り組もう 主要施策(市の取組)

主要施策	主な担当課	主な取組
④ 再生可能工	産業振興課	◎再生可能エネルギービジネスの事業化支援
ネルギーの	環境保全課	・中小企業振興施策として、新製品開発事業補助及び共
導入·活用		同研究事業補助による支援を継続することにより、低炭
		素型製品開発や技術開発に対する助成を図り、関係機
		関と連携し、地域で利用可能な再生可能エネルギーを
		活用したビジネスの事業化を支援します。
		◎太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入促進
		・住宅や事業所における電力固定価格買取制度(FIT)を
		活用した太陽光発電システム[p.114 参照]等の導入支
		援や情報提供により、導入拡大を図ります。
		・太陽光発電システム等の導入を市民共同で進める施策
		を検討します。
		┃◎地域特性を活かした再生可能エネルギーの利活用促進 ┃
		・エネルギーの地産地消が実現された社会の形成に向け
		て、太陽熱、バイオマス、小水力などの地域特性を活か
		した再生可能エネルギー・未利用エネルギーの導入を
		検討します。



出典: 再生可能エネルギー固定価買取制度ガイドブック 固定価格買取制度のしくみ

環境目標5 エネルギーを有効活用し、地球を大切にするまち(地球環境の保全)

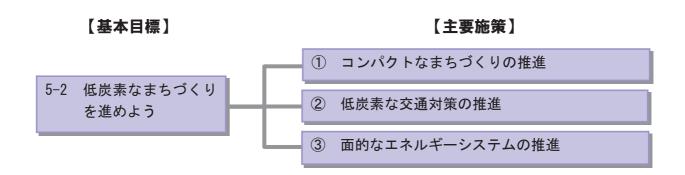
●基本目標5-1 地球温暖化防止とエネルギーの有効活用に取り組もう 市民・事業者の取組

主要施策	市民の取組	事業者の取組
① 家庭での省	・省資源・省エネルギー型の製品の導	・省資源・省エネルギー型製品の提供
エネルギー	入に努めます。	に努めます。
促進とライフ	・エネルギー消費の「見える化」に取り	
スタイルの転	組みます。	
換	・新居浜版環境家計簿に取り組みま	
	す。	
	・自転車を積極的に利用します。	
② 事業所での	・省資源・省エネルギー型の製品購入	・LED 照明や高効率給湯器など、省エ
省エネルギ	や、需要側の要望を省エネ機器のメ	ネルギー設備の導入に努めます。
一促進	一カーに伝える意見発信などに努め	・省エネルギー診断を利用します。
	ます。	・エネルギー消費の「見える化」に取り
	・にいはまグリーンショップ・オフィス認	組みます。
	定店舗を積極的に利用します。	・にいはまグリーンショップ・オフィスへ
		の登録を検討します。
③ エネルギー	・エコドライブの実践や次世代自動車	・エコドライブの促進や次世代自動車
の高度利用	の導入に努めます。	の導入に努めます。
の促進	・家庭用燃料電池の導入を検討しま	・燃料電池や天然ガスコージェネレー
	す。	ションの導入に努めます。
④ 再生可能工	・住宅での太陽光発電システム、太陽	・事業所での太陽光発電システム、太
ネルギーの	熱温水器の導入を検討します。	陽熱温水器の導入に努めます。
導入•活用	・ペレットスト―ブ[p.117 参照]などの利	・バイオマスエネルギーや小水力発電
	用を検討します。	などの導入を検討します。

基本目標5-2 低炭素なまちづくりを進めよう

全国的に、日常生活に必要な都市機能がコンパクトに集積しており、公共交通により市内の拠点間が快適に移動できる、誰もが快適に暮らせるエネルギー消費が小さい「低炭素のまちづくり」への転換が求められており、新居浜市においても中長期的な視点から、取り組んでいくことが求められています。

- ① 中心市街地や市内の拠点となる地域において、日常生活に必要な都市機能が集積するエネルギー効率の高いコンパクトなまちづくり[p.111 参照]をめざします。
- ② デマンドタクシーやコミュニティバスの導入により、公共交通機関の空白地域に住む住民の利便性を向上させ、自動車利用から公共交通への利用転換を促進します。
- ③ 中心市街地や工業地帯などのエネルギー消費の大きい地域において、未利用エネルギーの活用など、面的なエネルギーシステム構築によるエネルギーの消費削減をめざします。



●基本目標5-2 低炭素なまちづくりを進めよう 成果指標

成果指標	成果指標の説明・根拠	現況値 (平成 24 年度)	中間目標値 (平成 30 年度)	目標値 (平成 35 年度)
公共交通(バス・デマンドタクシー)路線エリアの維持・確保数	生活交通バス路線維持・確保対策事業により維持・確保されたバス路線系統数、別子山地域バスの路線系統数、新たな公共交通の路線・エリア数の合計	15 路線・エリア	14路線・エリア	14路線・エリア
公共交通(バス)の利 用者数	瀬戸内バス(市内路線 のみ)、別子山地域バ ス、新たな公共交通の 乗車人数	37 万人	57 万人	57 万人

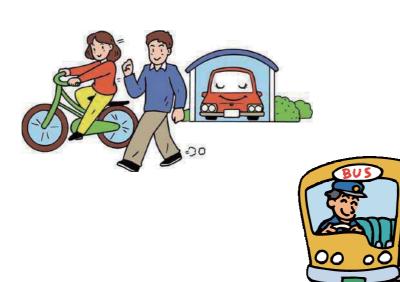
●基本目標5-2 低炭素なまちづくりを進めよう 主要施策(市の取組)

O II I I I I I I I I I I I I I I I I I		
主要施策	主な担当課	主な取組
① コンパクトな	都市計画課	◎エネルギー効率を高める都市整備の推進
まちづくりの		・中心市街地を中心に各地域拠点に日常生活に必要な
推進		商業サービス、医療・福祉サービス施設等を身近に集
		約配置することで、徒歩や自転車による移動で日常生
		活の大半のニーズが満たされるよう、環境負荷が少なく
		エネルギー効率の高い都市整備を推進します。
② 低炭素な交	運輸観光課	◎公共交通機関の利用促進
通対策の推	環境保全課	・コミュニティバス・デマンドタクシーといった小型の公共
進		交通の導入により公共交通空白地域を解消します。
		◎自動車交通利用の抑制・転換の促進
		・自動車利用から自転車や公共交通利用への転換を図
		るために、事業所のノ―マイカ―通勤デ―[p.116 参照]
		の参加を推進します。
③ 面的なエネ	環境保全課	◎面的なエネルギーシステムの構築に向けた検討
ルギーシステ		・中心市街地及び工業地域での面的なエネルギーシステ
ムの推進		ムの構築(スマートコミュニティ[p.113 参照]の構築)に向
		け、工場排熱等の未利用エネルギー利用の可能性等に
		関する基礎情報の調査を検討します。

環境目標5 エネルギーを有効活用し、地球を大切にするまち(地球環境の保全)

●基本目標5-2 低炭素なまちづくりを進めよう 市民・事業者の取組

<u> </u>	INVESTIGATION OF THE STATE OF T			
主要施策	市民の取組	事業者の取組		
① コンパクトな まちづくりの 推進	・コンパクトなまちで環境負荷の少ない ライフスタイル実践します。	・コンパクトなまちで環境負荷の少ない 事業活動を実践します。		
② 低炭素な交 通対策の推 進	・公共交通機関や自転車の利用を増やします。	・ノーマイカー通勤デーへの参加など、 通勤時の公共交通機関や自転車の 利用を促進します。		
③ 面的なエネ ルギーシステ ムの推進	・ライフスタイルを見直し、エネルギーを 効率的に利用するスマートコミュニティの推進に協力します。・地域のエネルギーに関する調査などに協力します。	・エネルギーを効率的に利用するスマートコミュニティの推進に協力します。・工場排熱利用を検討します。・地域熱・電力供給システムの導入を検討します。		



基本目標6-1 環境教育・環境学習に取り組もう

環境への取組を進めていくためには、日常生活において、市民一人ひとりが環境にやさ しい暮らしを心がけていくことが重要であり、市民の環境意識を高める機会が必要です。 新居浜市では「にいはま環境市民会議」や「新居浜市地球高温化対策地域協議会」が設立され、市、市民、事業者等がともに環境問題の解決に向けて取り組んでおり、今後は、市民や事業者の主体的な活動を促していくことが重要です。

- ① 地域の環境は地域で守るとの考えのもと、地域が主体となった環境学習の場や機会の創出をめざします。
- ② 環境問題について、学びたい人誰もが学ぶことができるよう、学校における環境教育や生涯を通じた環境教育を行います。

【基本目標】 【主要施策】 6-1 環境教育・環境学習に取り組もう ① 地域での環境学習の促進 ② 環境教育の推進

●基本目標6-1 環境教育・環境学習に取り組もう 成果指標

成果指標	成果指標の説明・根拠	現況値 (平成 24 年度)	中間目標値 (平成 30 年度)	目標値 (平成 35 年度)
公民館における環境 学習コース数	公民館での環境に関す る講座や学習コースの 数	15 コース	16 コース	18 コース
スクールエコ認定校数	スクールエコ運動にお ける小中学校の認定校 数	6 校	25 校	28 校

●基本目標6-1 環境教育・環境学習に取り組もう 主要施策(市の取組)

主要施策	主な担当課	主な取組
① 地域での環	市民活動推進課	◎地域主体の環境学習の促進
境学習の促	社会教育課	・地域活動の中心となる公民館活動を活性化するため、
進		自治会・コミュニティ団体への助成など積極的に支援し
		ます。
		◎環境学習の機会と場の充実
		・地域の環境をテーマとした市民参加型の環境学習講座
		や公民館等での講座を開催します。
② 環境教育の	学校教育課	◎地球にやさしい学校づくり(にいはまスクールエコ運動)
推進	子育て支援課	の推進
	社会教育課	・小・中学校では、総合的な学習の時間等において、児
		童・生徒が環境問題解決に向け、環境問題を自分のも
		のとして捉え、自分自身で考え、行動ができる力を身に
		つけることができるよう取り組みます。
		・省エネルギー、ごみの分別、リユース、リサイクル等、体
		験的学習を取り入れ、スクールエコ運動として、地域ぐ
		るみで取り組みます。
		◎生涯を通じた環境教育の推進
		・家庭・学校・社会という教育分野と、幼児・児童・青少年・
		成人・高齢者という発達段階に対応した体系的な環境
		施策を推進します。

●基本目標6-1 環境教育・環境学習に取り組もう 市民・事業者の取組

主要施策	市民の取組	事業者の取組	
① 地域での環	・自治会などの地域ぐるみで環境学習	・環境イベントの開催や環境情報の提	
境学習の促	に取り組みます。	供を行います。	
進	・環境教育・学習の拠点整備に参加、	・環境教育・学習の拠点整備に協力し	
	協力します。	ます。	
② 環境教育の	・家庭内で環境について話し合う機会	・事業所内で環境教育・学習活動を進	
推進	を増やします。	めます。	

基本目標6-2 環境保全に取り組む人材を育てよう

将来にわたり持続可能な社会を構築するためには、市民一人ひとりの環境への取り組みだけでは難しく、環境の視点をもって社会活動や経済活動を先導する人材を育成することが求められています。

- ① 既存の環境保全活動団体との連携を強化し、より活発な活動へと繋がるよう支援します。
- ② 環境リーダー、環境ボランティアなど、環境保全活動に主体的にかかわる人材の発掘や育成を行います。

【基本目標】

【主要施策】

6-2 環境保全に取り組む 人材を育てよう

- ① 環境保全活動団体等の育成
- ② 人材の育成

●基本目標6-2 環境保全に取り組む人材を育てよう 成果指標

成果指標	│ │ 成果指標の説明・根拠 │	現況値 (平成 25 年度)	中間目標値 (平成 30 年度)	目標値 (平成 35 年度)
地球高温化対策地域 協議会登録団体数	地球高温化対策地域 協議会に登録し、市、 市民、事業者の連携と 情報の共有を図ってい る団体の数	277 団体	292 団体	307 団体

●基本目標6-2 環境保全に取り組む人材を育てよう 主要施策(市の取組)

主要施策	主な担当課	主な取組
① 環境保全活	市民活動推進課	◎環境保全活動団体の育成・支援
動団体等の	ごみ減量課	・森林保全や河川・海岸美化など自主的な活動を行う団
育成		体、集団資源回収やリサイクル活動などを行う団体など
		と連携を密にするとともに、支援します。
② 人材の育成	環境保全課	◎環境リーダー、環境ボランティアの人材育成
		・省エネルギーや環境保全に主体的に取り組む人材の
		育成を目的とし、環境関連団体への参加を呼びかけま
		す。
		・環境活動参加者へのインセンティブ(報奨)として、エコ
		ポイントや地域通貨について検討します。

●基本目標6-2 環境保全に取り組む人材を育てよう 市民・事業者の取組

主要施策	市民の取組	事業者の取組		
① 環境保全活動団体等の	・森林保全や河川・海岸美化など、身 近な環境問題に関心を持ち、主体的	・環境保全活動への従業員の参加を 奨励します。		
支援	に環境保全活動を行います。 	・環境保全事業への人材の派遣や情 報提供に協力します。		
② 人材の育成	環境リーダー養成講座や環境セミナーへ積極的に参加します。環境リーダーとして環境活動を実践します。	・環境リーダー養成講座や環境セミナーへの従業員の参加を奨励します。・環境リーダー養成講座や環境セミナーへの人材の派遣や情報提供に協力します。		

基本目標6-3 協働して環境保全に取り組もう

多岐にわたる環境問題に対応していくためには、市民、事業者、市といった全ての主体がともに考え、環境に配慮した行動に取り組んでいくことが必要です。

特に、市は、行政の主体であるとともに、市内有数の事業者・消費者でもあることから、率先して環境への負荷低減に努めることが求められています。

- ① 公共施設における再生可能エネルギーの積極的な導入、環境負荷の小さい事務事業活動をめざします。
- ② 各主体の環境保全に向けた主体的な活動の支援や環境保全に関する情報提供を行うとともに、各主体間のネットワークの形成をめざします。

【基本目標】 【主要施策】 (1) 市役所の環境保全率先行動

6-3 協働して環境保全に取り組もう

② 市民・事業者・行政の協働

●基本目標6-3 協働して環境保全に取り組もう 成果指標

成果指標	成果指標の説明・根拠	現況値 (平成 24 年度)	中間目標値 (平成 30 年度)	目標値 (平成 35 年度)
公的施設における太 陽光発電設置数	公的施設への太陽光 発電システム設置件数	29 件	45 件	56 件
低公害自動車の保有 台数	市が保有する低公害自 動車の台数	54 台	78 台	79 台
電動バイクの保有台 数	市が保有する電動バイ クの台数	0 台	0 台	6 台
市の事務事業におけ る温室効果ガス総排 出量	毎年度 1%の削減		平成 25 年度比 5%減	平成 25 年度比 10%減

●基本目標6-3 協働して環境保全に取り組もう 主要施策(市の取組)

主要施策	主な担当課	主な取組
① 市役所の環	環境保全課	◎再生可能エネルギーの市有施設への率先導入
境保全率先	管財課	・公共施設の新築・改修に併せた太陽光発電システムの
行動	生活福祉課	導入や、防災拠点となる施設への蓄電池の設置を検討
		します。
		◎公用車への次世代自動車・低公害自動車等の率先導入
		・計画的に次世代自動車・低公害自動車を導入し、現在
		保有している低公害自動車以外の公用車と入替を行い
		ます。
		◎地球環境に配慮した市の事務事業の推進
		・「新居浜市地球温暖化対策率先行動計画(エコアクショ
		ンプランにいはま)」に基づいて、市の事務事業から排
		出される温室効果ガスの排出を削減します。
		◎グリーン購入の推進
		・市が行う全ての事務事業を対象に、環境負荷を低減す
		るため、環境に配慮した物品の調達を推進します。
② 市民・事業		◎パートナーシップ[p.116 参照]体制の強化
者・行政の協	プみ減量課	・各主体間のネットワークの形成なども視野に入れ、関係 ・ 考問の情報サカのカリナー連携もよったリナイ検討し
働	市民活動推進課	者間の情報共有のあり方、連携手法のあり方を検討し ます。
		│ ^{まり。} │ ・環境カウンセラーなど、市内の環境関連資格保有者へ│
		協力を呼びかけます。
		□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
		・環境学習・体験活動等をコーディネートできる人材の紹士
		介など、ソフト面からの支援内容及びその具体的方策に
		ついて検討します。
		◎協働推進に向けた情報提供の充実
		・地域の環境保全活動、環境に配慮した事業活動、環境
		フォーラム、自然学習事業や美化活動などの紹介や参
		加の呼びかけなど、広報誌やホームページを充実し、広
		く市民、事業者に情報の提供を行います。
		・情報提供や活動の場として、環境情報センターを設置し
		ます。

●基本目標6-3 協働して環境保全に取り組もう 市民・事業者の取組

主要施策	市民の取組	事業者の取組
② 市民・事業	・環境関連の事業や計画に参加、協力	・環境関連の事業や計画に参加、協力
者・行政の協	します。	します。
働	・環境活動団体などとの交流や連携を 深めます。 ・環境情報の収集に協力します。 ・環境リーダーとして、知見を地域の環 境づくりに役立てます。	・企業の社会的責任(CSR)[p.111 参照]の意識を高め、環境活動団体などとの交流や連携を深めます。 ・事業所の活動や環境保全への取組などについて、情報を公開します。 ・環境情報を収集し、従業員へ情報提供します。 ・環境活動のリーダーとして主体的に取り組みます。



環境目標7 安全・安心に暮らせるまち(防災)

基本目標7-1 減災効果を高める環境基盤を整備しよう

近年において地震等をはじめとする自然災害が頻発しており、安心・安全な基盤の整備 に対する市民の関心が高まっているところです。

特に災害発生直後は、日常生活を維持する水・電気、通信等のインフラが断絶し、市民の不安が高まることから、情報収集・発信に向けた通信機能の早期確保や災害に強いインフラの整備が重要となっています。また、新居浜市は、市域の約8割が農地や森林などの自然的土地利用となっており、これらの減災効果を高める災害に強い基盤整備にも取り組む必要があります。

- ① 防災拠点における多様な非常用電源の整備や、災害時における事業者とのエネルギー融通等の協定を進めるとともに、一定規模の建物や街区等においても自立型電源の分散導入を進め、災害時のエネルギー源の確保をめざします。
- ② 公園、緑地、ため池の整備や森林、農地の保全などの、都市環境の整備や自然環境の保全を目的とした施策と連携しながら、災害時の避難地としての機能を有する公園、緑地、農地、また、災害を防止するため、ため池や保安林の整備を行います。

【基本目標】

【主要施策】

7-1 減災効果を高める環 境基盤を整備しよう

- ① 災害時のエネルギー源の確保
- ② 自然的土地利用の防災機能の確保

●基本目標7-1 減災効果を高める環境基盤を整備しよう 成果指標

成果指標	│ │ 成果指標の説明・根拠 │	現況値 (平成 24 年度)	中間目標値 (平成 30 年度)	目標値 (平成 35 年度)
避難場所への発電機 の配備	避難場所への発電機・ 投光器の配備	21 か所	66 か所	66 か所

●基本目標7-1 減災効果を高める環境基盤を整備しよう 主要施策(市の取組)

主要施策	主な担当課	主な取組
① 災害時のエ	防災安全課	◎非常用電源施設を備えた防災拠点の整備
ネルギー源		・広域避難場所における太陽光発電、蓄電池、移動式急
の確保		速充電設備や LP ガスボンベ、ガスタービン等の多様な
		非常用電源施設の整備を行います。
		・自家発電[p.113 参照]設備を所有する事業者との災害
		時のエネルギー融通等の協定を検討します。
		◎非常用エネルギー源の分散導入
		・災害時に建物あるいは街区で最低限の電力を確保でき
		るよう、コージェネレーションシステム、再生可能エネル
		ギー電源、電力貯蔵装置などの自立型電源の分散導
		入を促進します。
② 自然的土地	都市計画課	◎公園・緑地の防災機能の確保
利用の防災	農林水産課	・災害時の一時避難地としての防災機能を有する都市公
機能の確保	農地整備課	園の整備を行います。
		◎森林の防災機能の確保
		・森林保全の施策と連携して、土砂災害や洪水を防ぎ、
		水源涵養機能などの防災機能維持のための整備を行
		います。
		◎農地の防災機能の確保
		・農地の保全に努め、防災的機能を維持します。
		◎ため池等の防災・減災対策
		・ため池等農業用施設の現状を把握して、耐震補強など
		の施設整備を進めます。

●基本目標7-1 減災効果を高める環境基盤を整備しよう 市民・事業者の取組

· - · - · ·		11-24 9 414 H - 4 - 4 - 4 - 4 - 4 - 4 - 4 - 4 - 4
主要施策	市民の取組	事業者の取組
 災害時のエ ネルギー源 の確保 	・太陽光発電システム、太陽熱温水器、蓄電池の導入を検討します。	・太陽光発電システム、蓄電池の導入に努めます。 ・太陽熱を含め、災害時に備えた多様な非常用電源設備の確保に努めます。
② 自然的土地 利用の防災 機能の確保	・身近な公園、緑地などの避難地を把握し、災害時にすぐに行動できるようにします。 ・災害時の避難路、避難地として機能するよう、公園、緑地の環境美化と農地の保全に協力します。	・保安林などを維持し、森林の防災機能を損なわないよう留意します。 ・災害時の避難路、避難地として機能するよう、公園、緑地の環境美化と農地の保全に努めます。

基本目標7-2 環境被害を防ぐよう、お互いに協力しよう

新居浜市は、「工都・新居浜」とも称されるように、瀬戸内有数の工業都市として栄えてきた都市として、これまでにも公害を克服してきた歴史があり、大気汚染や水質汚染に対する市民の関心は高くなっています。

特に、自然災害が頻発する近年の状況においては、災害発生時における工業地域の事業者との連携による環境被害の防止が課題となっています。

- ① 市民や事業者に対して、最新の被害予測に関する情報を適切に提供し、災害発生時の迅速な避難行動を促すよう意識啓発を行います。
- ② 災害発生時において迅速に避難行動が行えるよう、愛媛県や周辺自治体、防災関係機関、事業者や自主防災組織等による広域的な連携体制を整備し、日常的な連携が可能な体制をめざします。
- ③ 災害発生時に二次災害が生じないよう、環境被害等を及ぼす可能性のある有害化学物質等の管理について指導します。

【基本目標】 【主要施策】 7-2 環境被害を防ぐよう、お互いに協力しよう ② 地域の防災体制の強化 3 二次災害対策の推進

●基本目標7-2 環境被害を防ぐよう、お互いに協力しよう 成果指標

成果指標	成果指標の説明・根拠	現況値 (平成 23 年度)	中間目標値 (平成 30 年度)	目標値 (平成 35 年度)
自主防災訓練·総合防 災訓練参加者数	自主的防災訓練・総合 防災訓練の参加者数	3,273 人	4,500 人	5,000 人

●基本目標7-2 環境被害を防ぐよう、お互いに協力しよう 主要施策(市の取組)

主要施策	主な担当課	主な取組
① 防災意識の	防災安全課	
啓発		・災害時に迅速・的確な対策ができるよう、関係機関と連
		携して実態調査を行い、結果を基に被害状況の想定を
		し、適切に情報提供するとともに、実態に即した、想定
		の見直しを行います。
		◎環境被害防止の意識啓発
		・地域の防災面での課題等の情報提供や、防災知識・意
		識の啓発を行います。
② 地域の防災	防災安全課	◎事業者・地域・行政の連携した応急体制の充実
体制の強化		・危険物を取り扱う工場・事業所が被災した際、事業者、
		行政機関、地域等が連携して迅速な初動対応や避難誘
		導等が円滑に行なわれるよう、通報体制の整備を進め
		ます。
		・災害ごみの収集・運搬・処理については、「新居浜市地
		域防災計画」に基づき、状況の情報収集に努め、愛媛
		県や周辺自治体とも連携して速やかに対応します。
		◎災害時の広域連携体制の構築
		・先進的な取組を実施している自主防災組織の事例を整
		理し、新居浜市における災害時の連携体制の構築を検
		討します。
		・危険物を取り扱う工場・事業所が被災した際、事業者、
		行政機関、地域等の情報共有が円滑に行われるよう、
		連絡体制を整備します。
③ 二次災害対	防災安全課	◎災害時の環境被害・二次災害の予防対策の推進
策の推進	消防本部予防課	・有害化学物質の漏洩による環境汚染など、災害時に二
		次災害を引き起こす恐れのある危険物については、現
		状把握、監視、点検を行い、安全対策、防災対策などの
		対応について指導を徹底します。

●基本目標7-2 環境被害を防ぐよう、お互いに協力しよう 市民・事業者の取組

主要施策	市民の取組	事業者の取組
① 防災意識の 啓発	・防災意識を高め、「新居浜市地域防災計画」に基づく防災対策を実践します。・家庭で防災について話し合う機会を増やします。	 ・従業員の防災意識を高め、「新居浜市地域防災計画」に基づく防災対策を確立します。 ・事業所で防災セミナー等を実施し、従業員の防災教育を行います。 ・防災設備の適切な管理と保全を行います。
② 地域の防災 体制の強化	・避難訓練に参加、協力します。 ・役割分担を定め、災害に備えます。 ・自主防災組織を編成し、組織の核となる人材を育成します。 ・災害発生時には、関係機関に協力します。	・避難訓練を実施します。 ・役割分担を定め、災害に備えます。 ・災害発生時には、関係機関と連携・協力します。
③ 二次災害対 策の推進	・危険物の防災上の問題点や防災知識などの情報収集に努めます。 ・災害発生時の危険地域の被害想定などの情報把握に努めます。	・危険物についての情報提供に協力します。 ・災害発生時の危険地域の被害想定を把握し、情報提供します。



<成果指標一覧>

<成果指標一覧>				
基本目標	成果指標	現況値 (平成 24 年度)	中間目標値 (平成 30 年度)	目標値 (平成 35 年度)
基本目標1-1	大気監視率	98.8%	100%	100%
大気や水などの環境を保全しよう	公共下水道人口普及率	59.4%	66.9%	73.0%
	合併処理浄化槽の補助 基数	1,843 基	2,194 基	2,494 基
	地下水の環境基準達成 率	100%	100%	100%
	海域の環境基準達成率 (COD)	100%	100%	100%
基本目標1-2 安全に暮らせる環境	ダイオキシン類の環境 基準(大気・水質・土壌)	達成	達成	達成
を守ろう	学校給食における野 菜、米の新居浜産使用 率	野菜 12% 米 45%	野菜 35% 米 60%	野菜 40% 米 70%
基本目標2-1 森や里地里山を保全 しよう	耕作放棄地面積	104.8ha (平成 25 年度)	104.2ha	103.7ha
基本目標2-2 海、川等の水辺環境 を守ろう	マリンパーク新居浜年 間利用者数	137,000 人	137,600 人	138,100 人
基本目標2-3 多様な生き物を大切 にしよう	 貴重な動植物リストの作 成	0 分類	2 分類	4 分類
基本目標3-1 緑あふれる潤いある まちにしよう	都市公園面積(市民一 人当たり)	10.93 m ²	11.51 m ²	11.54 m ²
基本目標3-2	バリアフリー歩道整備率	51%	72%	81%
歩いて楽しい、人に優しい快適なまちにしよう	トイレ改修整備完了公 民館数	15 館	18 館	18 館
	低床式車両(バリアフリ 一対応)の導入率	25%	30%	30%
基本目標3-3 歴史文化を大切にす る、魅力あるまちにし よう	郷土資料の保管冊数	9,681 冊	10,750 冊	11,500 冊
基本目標4-1 水資源を大切に使お う	上水道有収率	92.8%	94.3%	95.0%
基本目標4-2 ごみの減量と資源化	ごみ排出量(一人一日 当たり)	1,033g	882g	844g
を進めよう	リサイクル率	17.9%	26.1%	29.5%
	市民一斉清掃参加者数	16,289 人	19,000 人	20,000 人
	公共施設愛護事業の登 録件数	96 件	102 件	112 件

<成果指標一覧>

<风未拍信一見>				
基本目標	成果指標	現況値 (平成 24 年度)	中間目標値 (平成 30 年度)	目標値 (平成 35 年度)
基本目標5-1 地球温暖化防止とエ	環境家計簿の取組世帯 数	376 世帯	790 世帯	1,070 世帯
ネルギーの有効活用 に取り組もう	自転車マイレージ参加 者数	112 人	242 人	345 人
	高効率モーター型送水 ポンプの台数	5 台	10 台	14 台
	大規模改修による小・中 学校の省エネ・環境共 生化実施校数	小学校 3 校 中学校 2 校	小学校 5 校 中学校 2 校	小学校 12 校 中学校 9 校
	防犯灯の LED 導入か所 数	371 か所	9,100 か所	9,300 か所
	にいはまグリーンショッ プ・オフィス認定登録数	36 事業所	51 事業所	61 事業所
	太陽光発電システム設 置件数	1,901 件	3,900 件	5,400 件
	新製品開発事業補助件 数	0 件	4 件	5 件
基本目標5-2 低炭素なまちづくりを 進めよう	公共交通(バス・デマン ドタクシー)路線エリアの 維持・確保数	15路線・エリア	14路線・エリア	14路線・エリア
	公共交通(バス)の利用 者数	37 万人	57 万人	57 万人
基本目標6-1 環境教育·環境学習	公民館における環境学 習コース数	15 コース	16 コース	18 コース
に取り組もう	スクールエコ認定校数	6 校	25 校	28 校
基本目標6-2 環境保全に取り組む 人材を育てよう	地球高温化対策地域協 議会登録団体数	277 団体 (平成 25 年度)	292 団体	307 団体
基本目標6-3 協働して環境保全に	公的施設における太陽 光発電設置数	29 件	45 件	56 件
取り組もう	低公害自動車の保有台 数	54 台	78 台	79 台
	電動バイクの保有台数	0 台	0 台	6 台
	市の事務事業における 温室効果ガス総排出量		平成 25 年度比 5%減	平成 25 年度比 10%減
基本目標7-1 減災効果を高める環 境基盤を整備しよう	避難場所への発電機の 配備	21 か所	66 か所	66 か所
基本目標7-2 環境被害を防ぐよう、 お互いに協力しよう	自主防災訓練·総合防 災訓練参加者数	3,273 人 (平成 23 年度)	4,500 人	5,000 人

3 リーディングプロジェクト

環境基本計画及び環境保全行動計画は、計画がめざす環境づくりの施策が行政各分野にわたり極めて広く、また、実施する主体も多岐にわたっているため、施策の実施が各部局に委ねられ実施状況や実施効果が見えにくく、連携して進めることが難しいという課題を抱えています。

そのため、次のような取組をリーディングプロジェクトとして位置づけ、総合的、効果的 に計画を推進していきます。

リーディングプロジェクトとは

- ●テーマ性と実施の効果、新居浜市の取組としてアピール性があるもの
- ●市民、事業者、行政等の多様な主体の協働が必要なもの
- ●施策が各分野にまたがり複合的で、かつハードとソフトの施策の連携が必要なもの
- ●環境部が他部局と連携しながら、責任をもって主導、遂行する必要があるもの

新居浜市では、次の4つのリーディングプロジェクトを推進します。

- 1)里地里山活性化プロジェクト
- 2) 資源循環プロジェクト
- 3)マイナス 25%プロジェクト
- 4)環境人材育成プロジェクト

めざす環境像

こどもたちの未来のために ~みんなでつくろう 人と自然が共生するまち にいはま~

自然共生 1)里地里山活性化 フロジェクト 環境教育・学習 4)環境人材育成 フロジェクト (低炭素 3)マイナス 25%フロジェクト 2)資源循環 フロジェクト

<プロジェクト 1> 里地里山活性化プロジェクト

里地や里山が果たしてきた機能と役割を理解し、貴重な自然環境を財産としてこれからも 適切に維持していくため、里地里山だけでなく、市内で一体となり地域間の交流と連携を通 して、地産地消やエネルギーの自給また資源循環により、里地里山の保全・活性化を実現す

	3月やエイルキーの日和また貫原循環により、皇 3としたプロジェクトです。	地主山の保主・荷生化を美境す
取組テーマ	取組概要	関連する主な取組
里地里山と農産物の保全	多面的機能を有する森林や里地里山は、そこで暮らす住民だけでなく、都市部に暮らす住民など誰もがその恵みを享受していることから、多様な人の連携のもと森林や里山の保全管理を促進します。また貴重な動植物の調査を実施するとともに、鳥獣被害を防止します。	 ○森林の保全と育成(2-1-①) ○森林の防災機能の確保 (7-1-②) ○里地里山の保全・活用の促進(2-1-③) ○貴重な動植物の調査及び保護(2-3-①) ○野生鳥獣対策(2-3-②)
食の安全・地 産地消の推進	県と連携して残留農薬や放射性物質等のない安全な農産物の生産を推進するとともに、 地域で生産したものは地域内で消費する「地 産地消」を促進し、地域の関係機関等との連 携のもと、学校給食等を中心に地産地消を推 進します。	○食の安全性と危険性に関する周知・啓発(1-2-②)○地産地消の推進(1-2-②)
農地にあるエ ネルギー資源 の活用	農村や里山等において発生する間伐材や農作物の収穫しない部分(稲わら、籾殻など)、家畜の糞尿等のバイオマスのエネルギー利用、農業用水路を活用した小水力発電など、農地にある再生可能エネルギー資源の活用を検討します。	◎地域特性を活かした再生可能エネルギーの利活用促進(5-1-④)
クリーンエネリーによる電力体	里地里山と農産物の保全 間伐材や廃棄物 等のエネルギー資	里地里山が育む 農産物の活用 山の 認識による 口の増加
	里地里山活性化プロジェクト	
農地にあるエネルコ	ドー資源の活用 バイオマスエネルギー や有機肥料の提供	食の安全・地産地消の推進

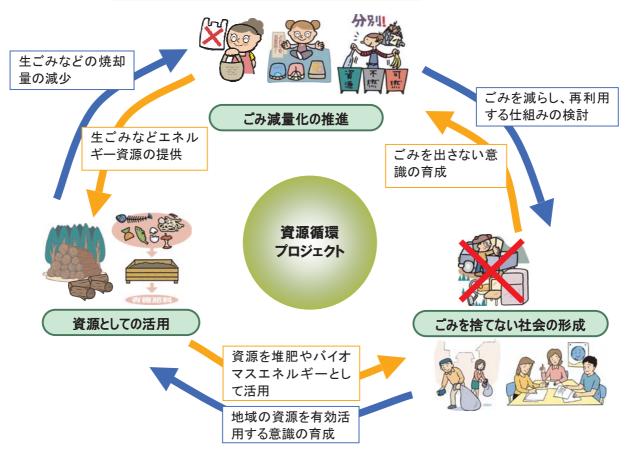
稲わら、籾殻等のエネルギー

資源としての活用

<プロジェクト 2> 資源循環プロジェクト

「第五次新居浜市長期総合計画」において、「ごみの減量と 3R の推進」「地域環境美化活動の推進」「廃棄物処理施設の機能維持と長寿命化対策の推進」を柱としたごみ施策が掲げられるなど、ごみ対策は市の重要施策となっていることから、市民等がごみを出さない習慣を身に着けるとともに、ごみの有効活用を推進し、地域が一体となってごみの削減に向けて取り組むことを目的としたプロジェクトです。

取組テーマ	取組概要	関連する主な取組
ごみ減量化の 推進	市民や事業者等との連携により、Reduce(ごみを出さない)、Reuse (繰り返し利用する)、Recycle (資源化する)の3Rによりごみの減量化に取り組みます。	 ◎リデュース(ごみの減量化・発生抑制)の促進(4-2-①) ◎リユース(ごみの再使用)の促進(4-2-①) ◎リサイクル(ごみの分別回収・再資源化)の促進(4-2-①)
ごみを捨てない社会の形成	市民が環境問題について自ら考え行動できるよう、子どもから大人まで誰もが参加しやすい環境学習の機会を設けるとともに、市民と連携した不法投棄の監視活動を支援し、ごみを捨てない社会を形成します。	◎環境学習の機会と場の充実(施策 6-1-①)◎不法投棄パトロールの強化(4-2-③)
資源としての 活用	家庭ごみにおける生ごみの堆肥化を推進するとともに、農村や里山等において発生する間伐材や農作物の収穫しない部分(稲わら、籾殻など)、家畜の糞尿等を活用したバイオマスエネルギー活用の推進など、資源としての利活用を推進します。	◎地域特性を活かした再生可能エネルギーの利活用促進(5-1-④)



<プロジェクト 3> マイナス 25%プロジェクト

平成25年3月策定の「新居浜市地球温暖化対策地域計画」の推進と連携し、特に市域で排出される温室効果ガス排出量の抑制に向けて、市、市民、事業者が協働で取り組むことを目的としたプロジェクトです。なお、プロジェクト名には、温室効果ガスの削減中期目標(2020年度)の数値である25%(2009年度比)を使用しました。

取組テーマ	取組概要	関連する主な取組
ライフスタイ ルの転換	環境家計簿や自転車利用の促進、LED 照明等の省エネルギー型設備の導入を通して、市民一人ひとりが温室効果ガス排出の現状を正しく把握し、"気づき"から"行動"へ結びつけ、継続的な取組の定着を図ります。	 ◎新居浜版環境家計簿の普及 (5-1-①) ◎自転車利用の促進(5-1-①) ◎人にやさしい自転車・歩行者空間の整備(3-2-①) ◎事業所での省エネルギー設備機器の導入促進(5-1-②)
再生可能エネ ルギー等の導 入促進	公共施設、事業所、家庭において、再生可能エネルギー(太陽光、太陽熱、バイオマス、小水力など)、燃料電池などの革新的なエネルギー高度利用技術を利用して、災害に強い自立分散・地産地消型エネルギーシステムを構築します。	 ②地域特性を活かした再生可能エネルギーの利活用促進(5-1-④) ②燃料電池・天然ガスコージェネレーションの普及促進(5-1-③)
公共交通の利 便性向上	誰もが自家用車に頼らず市内の拠点間を快適に移動できるよう、コミュニティバス・デマンドタクシーといった利便性の高い小型の公共交通の導入を推進します。	◎公共交通機関の利用促進 (5-2-②)◎公共交通機関のユニバーサルデザインの導入促進 (3-2-②)

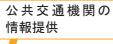
エコ通勤、ノーマイ カーデー等での公 共交通機関の利用





公共交通の利便性向上

公共交通での再生可能 エネルギーの利用





二酸化炭素を 出さないエネ ルギーの供給



マイナス25% プロジェクト





ライフスタイルの転換 再生可能エネルギー等の導入推進





家庭から出る生ごみ 等をエネルギー資 源として利用

電気を自ら発電し、消 費するライフスタイル



<プロジェクト4> 環境人材育成プロジェクト

効果的に環境の取組を推進するためには、市民一人ひとりの環境に対する意識を高めるこ とが重要であることから、日常生活を通して環境問題に関心をもち、ライフスタイルを見直 し、自ら考え行動する環境人材を育成することを目的としたプロジェクトです。

取組テーマ 取組概要 関連する主な取組 市民や環境活動団体等が、容易に環境問題や ◎地域主体の環境学習の促 主体的な環境 環境保全活動についての情報を得たり、各団体 進(6-1-(1)) 活動の支援 が効果的な活動に向けて情報交換等を行える ◎環境リーダー、環境ボラン ような拠点を整備するとともに、環境団体等の ティアの人材育成(6-2-2) ネットワーク化の支援や新居浜版環境家計簿 ◎各主体の自主的取組の支 の実施など、市民の主体的な環境活動を支援し 援(6-3-2) ます。 ◎新居浜版環境家計簿の普 及(5-1-(1)) 身近な自然環境を活用したエコツーリズム ◎環境保全活動団体の育成・ 自然•歷史体 や、近代化産業遺産を活用したヘリテージツー 支援(6-2-(1)) 験学習の機会 リズム等の展開など、自然・産業遺産のすばら ◎生物多様性に配慮した保 創出 しさを体験できる場や機会を創出するととも 全対策の推進(2-3-1) に、子どもの頃から自然に親しみ、大人になっ ◎自然保護活動の周知・啓発 ても生涯を通じて環境意識を高める機会を創 (2-3-(2))出します。 環境カウンセラー(国)、環境マイスター(愛 ◎生涯を通じた環境教育の推 環境教育の場 媛県) などの資格保有者との連携により、学校 進(6-1-2) の創出 や地域で誰もが気軽に環境学習等を受けられ ◎パートナーシップ体制の強 る機会を創出するとともに、「にいはま環境市 化(6-3-②) 民会議」や「新居浜市地球高温化対策地域協議 会」などを活用し、市内外の環境団体等との交 流を積極的に推進します。また、市民の学習、 情報交換の拠点として環境情報センターを設 置します。 環境教育、環境学 主体的な環境活動の支援 習の場の提供 環境人材やメニュ 一の提供 自然体験学習を 市民が環境につ 通じた生活行動の いて議論する場と 見直し して活用 環境人材 育成プロジェクト





自然体験学習の 場の提供

自然体験学習の 場として活用





自然・歴史体験学習の機会創出





第6章 計画の推進に向けて

1 推進体制

本計画を着実かつ計画的に推進していく上では、市、市民、事業者、団体等、多様な主体が連携し、取り組んでいくことが重要です。**図 21** のように各主体が連携した推進体制で計画の着実な推進を図ります。

(1)庁内の推進体制

計画の各施策は、担当部署で進めていきますが、調整が必要となった場合は、副市長を委員長と し、部局長で構成される庁内組織「新居浜環境推進委員会」で総合的な調整を行います。また、専門 的事項については、環境推進委員会内の組織であり関係課所長で構成される「幹事会」で検討を行い ます。

(2) 市民・事業者・関係団体等との連携

計画の推進には、市民、事業者、関係団体等が積極的かつ主体的に関わっていくことが必要不可欠です。そのほか、新居浜市では地域の自治会等のコミュニティ活動を中心に、地域が主体的に取り組む環境保全活動を支援するとともに、環境問題への関心が高い市民や団体、事業者等がいることから、「にいはま環境市民会議」、「新居浜市地球高温化対策地域協議会」との連携により、主体的な活動を促します。

(3) 国や愛媛県等の関係自治体との連携

環境基本計画に関する取組を推進するにあたり、国や愛媛県からの支援・協力、周辺自治体との 連携による取組の調整等、連携を図っていきます。

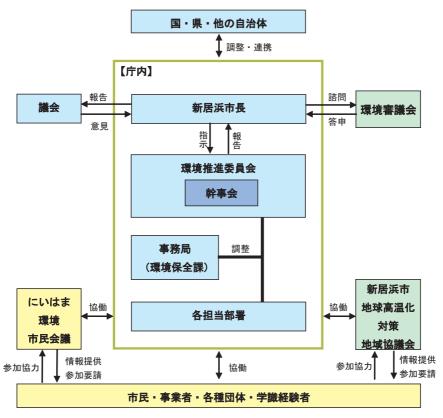


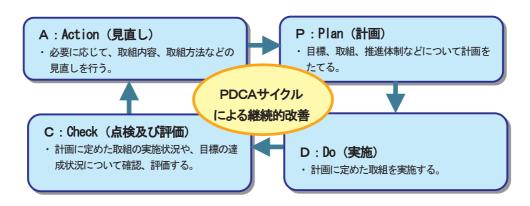
図 21 推進体制

2 進行管理

計画を着実に推進するためには、施策の進行管理を確実に行い、必要に応じて取組内容の見直し等を行います。

(1)計画の進捗状況の把握

計画の進捗状況を適切に把握し、計画を着実に推進するために、新居浜市独自の環境マネジメントシステム(Ni-EMS(ニームス))による PDCA サイクルを活用し、計画に定めた取組の実施状況や目標値の達成状況等を把握し、取組の重点化や追加等の見直しを行います。



(2)他の行政計画との調整や計画の見直し

本計画は、「第五次新居浜市長期総合計画」を始め、「地球温暖化対策地域計画」等の他の関連計画とも調整を図りながら推進する必要があります。

平成30年度の計画の中間年度においては、社会や経済の情勢、また環境に関する国内外の動向が変化することも予想されることから、数値目標を含め、必要に応じて計画の見直しを行います。

(3)新居浜市独自の環境マネジメントシステム(Ni-EMS(ニームス))の運用

新居浜市では、IS014001活動の成果と課題をもとに、平成19年4月より新居浜市独自の環境マネジメントシステム (Ni-EMS:通称ニームス) を運用しており、庁内各課所での省エネルギー活動や環境関連計画の進捗状況を把握し、進行管理を行っています。

また、市民や事業者で構成される監査委員により、環境監査を実施することにより、継続的な改善を図っており、この環境監査に基づく計画の見直しも行います。

(4) 進捗状況や目標達成状況の公表

各施策の進捗状況や数値目標の達成状況を取りまとめ、年次報告書を作成し、ホームページ等で、広く市民へ公表します。



1 第1次環境基本計画及び環境保全行動計画の目標達成状況一覧表

①暮らしを大切にするまち(生活環境の保全) *大気汚染物質の環境濃度結果はH23年度

<u> </u>	, +,+,		0 - > P1+>		八八八八十八月。20	ROUND AND THE	
番号		項目	担当課	基準年度の状況	H25 年度 最終目標	H24 年度 進捗状況	評価
1		二酸化硫黄 (SO ₂)		環境 <u>基準</u> 達成	環境基準の 達成維持	*環境基準達成 (5/5地点)	2000
2	大気汚染 物質の	二酸化窒素 (NO ₂)		環境基準 達成	環境基準の 達成維持	*環境基準達成 (5/5 地点)	
3	環境濃度	浮遊粒子状物質 (SPM)	環境保全課	環境基準 達成	環境基準の 達成維持	*環境基準達成 (1/5 地点)	000
4		光化学オキシダント (0x)	· 块况体主体	環境 <u>基準</u> 未達成	環境 <u>基準</u> の 達成	*環境 <u>基準</u> 達成 (0/4 地点)	(T)
5		処理浄化槽設置基数 (補助基数累計)		873基 (H14 年度)	1, 899 基	1, 843 基	
6		キシン類の環境調査 気・水質・土壌)		環境 <u>基準</u> 達成	環境 <u>基準</u> の 達成維持	環境基準達成 (調査地点:大気 1、土壌1)	
7		地下水調査	環境保全課 水源管理課	水質・水位の	水質の定期調査	24 地点で実施	
			水源管理課	定期調査	水位の定期調査	34 地点で実施	202
8	公共	下水道人口普及率	下水道 建設課	48. 9% (H14 年度)	57. 5%	59. 4%	
9	自然	然農園開設箇所数	農林水産課・	57 か所 (H16 年度)	56 か所	53 か所	S C C C C C C C C C C C C C C C C C C C
10		認定農業者数		22 人 (H16 年度)	42 人	33 人	Co.

②自然を大切にするまち (自然環境の保全)

番号	項目	担当課	基準年度の状況	H25 年度 最終目標	H24 年度 進捗状況	評価
11	生き物調査とリストの作成	環境保全課	0 分類 (H14 年度)	4 分類	4 分類	
12	緑被率	都市計画課	59.1% (H7 年度)	現状維持	現状維持	
13	尻無川・東川の水質改善 (BOD)	環境保全課	尻無: 3.5mg/l 東川: 4.3mg/l (H13年度)	3. 0mg/I以下	尻無川 2. 3mg/l 東 川 3. 5mg/l	100 CS
14	海域の環境基準達成率 (COD)		31.0% (H14 年度)	100%	100% (12/12 地点)	٠٩٥٥
15	自主防災組織の組織率	防災安全課	15.6% (H15 年度)	100%	100%	

③まち並みを大切にするまち (魅力ある都市空間の形成)

番号	項目	担当課	基準年度の状況	H25 年度 最終目標	H24 年度 進捗状況	評価
16	市民一人当たりの都市公園等面積	都市計画課	10.7㎡ (H14年度)	11. 2 m²	11. 4 m ²	
17	ビオトープの創出か所数環	環境保全課	0 か所 (H14 年度)	7 か所	3 か所	3
18	公共施設の緑化	都市計画課 道路課 建築住宅課 学校教育課 社会教育課	緑化面積の増加	緑化面積の増加	増加 (公園等面積)	
19	指定文化財等の説明板整備	スポーツ文 化課 別子銅山文 化遺産課	良好なデザインの 説明板整備	良好なデザインの 説明板整備	随時整備 2 件	

④資源・エネルギーを大切にするまち (循環型社会の形成)

番号	項目	担当課	基準年度の状況	H25 年度 最終目標	H24 年度 進捗状況	評価
20	一般家庭年間電力消費量 (一世帯当たり)	環境保全課	5, 295kWh (H14 年度)	7, 159kWh	5, 467kWh	
21	公用車への低公害車等の導入 (累積台数)	管財課	3台 (H14 年度)	51 台	54 台	
22	上水道有収率	水道局 工務課	87.6% (H14 年度)	89. 9%	92. 8%	
23	市民一人一日当たりのごみ排出量	ごみ減量課	1,521g (H14 年度)	996 g	1, 033g	00
24	資源ごみのリサイクル率	こか減重味	7.7% (H14 年度)	20. 4%	17. 9%	
25	にいはまグリーンショップ 認定店舗数	環境保全課・	0 店舗 (H14 年度)	55 店舗	35 店舗	Se les
26	市の事務用品のグリーン購入	· 球境体主体	グリーン購入 の推進	グリーン購入 の推進	グリーン購入率 98.0%	
27	学校版 ISO 認証学校	学校教育課 環境保全課	0校 (H15年度)	学校版 ISO 認証学 校の増加	6 校	
28	公共施設愛護事業登録 (登録件数)	市民活動 推進課	34 件 (H15 年度)	105 件	96 件	00
29	住宅用太陽光発電設備補助事業 (補助件数)	環境保全課	0 件 (H20 年度)	300 件	1, 112 件	

⑤かけがえのない地球を大切にするまち(地球環境の保全)

番号	項目	担当課	基準年度の状況	H25 年度 最終目標	H24 年度 進捗状況	評価
30	環境家計簿の利用状況	環境保全課	0 世帯 (H14 年度)	500 世帯	376 世帯	Co.
31	温室効果ガス総排出量 (市の事務事業)	,	32, 367t-C02 (H20 年度)	26, 540 t-CO	28, 868t-C02 (10. 8%減)	(C)

⑥人を大切にするまち(環境教育・学習の推進)

番号	項目	担当課	基準年度の状況	H25 年度 最終目標	H24 年度 進捗状況	評価
32	こどもエコクラブの推進	環境保全課	4団体 (H14 年度)	10 団体	6 団体	Se
33	広報誌や情報誌、インターネット などによる市民活動情報の提供	各課所	市民活動情報 の提供	市民活動情報 の提供	広報誌、インターネット、 CATV 等による市民 活動情報の提供の 実施	

環境基本計画・環境保全行動計画の共通項目
環境保全行動計画のみの項目
環境基本計画・環境保全行動計画にない新規の項目







達成見込



達成困點

2 新居浜市環境基本条例

新居浜市環境基本条例

平成14年10月1日

条例第22号

私たちの生活は、便利さを求めた結果、飛躍的に豊かになりました。しかし、そのことが私たちの身近な環境に様々な影響を及ぼし、地球の温暖化、オゾン層の破壊など地球規模での環境問題を引き起こしてきました。

私たちは、健康で文化的な生活を営むため、良好で快適な環境の恩恵を受ける権利があります。そのためには、私たち一人ひとりが環境へ影響を与えている生活を反省し、自然との共生をめざし、一刻も早く環境への負荷が少ない社会を築き、持続していかなければなりません。

私たちの住む新居浜は、公害を体験し、克服してきた歴史があるまちです。その先人の取組が、肥沃な大地と海と山の豊かな自然の恵みをもたらし、潤いと安らぎを与えてくれています。このすばらしい環境は、先人から受け継いだかけがえのない遺産であるとともに、将来の世代に必ず引き継がなければならない貴重な財産でもあるのです。

私たちは、市、市民及び事業者がそれぞれの責務を果たし、互いに協力し、学び合いながら、協働して新居浜の環境の保全及び創造に努めなければなりません。

私たちは、地球市民として、持続可能な社会の実現をめざし、環境先進都市新居浜となることを願って、ここに新居浜市環境基本条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、環境への負荷の少ない社会の持続的な発展をめざし、良好で快適な環境の保全及 び創造(以下「環境の保全及び創造」といいます。)を図るため、基本理念を定め、市、市民及び事 業者の果たすべき役割と責務を明らかにするとともに環境の保全及び創造に関する施策(以下「施策」 といいます。)の基本事項を定めることにより、総合的かつ計画的に施策を推進し、現在及び将来の 市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とします。

(定義)

- 第2条 この条例において「環境」とは、持続可能な社会を実現するため、すべての人が責任を持たなければならない対象であって、自然環境、生活環境等をいいます。
- 2 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境を 保全する上で支障の原因となるものをいいます。

3 この条例において「地球環境の保全」とは、人の活動による地球の温暖化、オゾン層の破壊、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球全体又はその広範な部分に影響を及ぼす事態に係る環境の保全をいいます。

(基本理念)

- 第3条 環境の保全及び創造は、生存基盤であるかけがえのない環境が人の活動によって損なわれつつ あることから、良好で快適な環境を将来の世代に引き継ぐために行うものとします。
- 2 環境の保全及び創造は、人と自然との共生を基本とし、環境への負荷の少ない持続可能な社会に向けて、すべての者の公平な役割分担のもとに、自主的かつ積極的な取組によって行うものとします。
- 3 地球環境の保全は、すべての者がこれを自らの課題として認識し、あらゆる活動において積極的に 推進するものとします。

(市の責務)

- 第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」といいます。)にのっとり、施策を総合的かつ計画的に策定し、実施しなければなりません。
- 2 市は、基本理念にのっとり、資源、エネルギー等の有効利用を図るとともに、廃棄物の発生の抑制 等を推進することにより、環境への負荷の低減に積極的に努めなければなりません。
- 3 市は、市民及び事業者(以下「市民等」といいます。)が行う環境の保全及び創造に関する活動(以下「環境保全活動」といいます。)に協力しなければなりません。

(市民の責務)

- 第5条 市民は、基本理念にのっとり、自らの活動により環境を損なうことのないよう配慮するとともに、資源、エネルギー等の使用及び廃棄物の排出等による環境への負荷の低減に努めるものとします。
- 2 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市の施策及び 事業者が行う環境保全活動に協力するものとします。

(事業者の責務)

- 第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、環境を阻害することのないよう自らの責任において適切な措置を講じるとともに、環境保全対策を推進するものとします。
- 2 事業者は、基本理念にのっとり、資源、エネルギー等の有効利用を図るとともに、廃棄物の発生の 抑制等を推進することにより、環境への負荷の低減に積極的に努めるものとします。
- 3 事業者は、市の施策及び市民が行う環境保全活動に協力するものとします。 (施策の基本方針)
- 第7条 市は、施策を策定及び実施するに当たっては、基本理念にのっとり、環境への負荷が低減され

るよう十分配慮するとともに、次に掲げる基本方針に基づいて、総合的かつ計画的に推進しなければ なりません。

- (1) 人の健康の保護及び生活環境を保全するため、空気、水、土等を良好な状態に保持すること。
- (2) 人と自然が共生する環境を実現するため、森林、農地、水辺等における自然環境を保全すること。
- (3) 潤い、安らぎのある都市環境を実現するため、緑や水辺と親しむことができる都市空間の形成及び歴史的文化遺産の保存を推進すること。
- (4) 環境への負荷の少ない循環型社会を構築するため、資源及びエネルギーを適正かつ有効に利用すること。
- (5) 清潔で美しいまちを実現するため、廃棄物の発生の抑制、再使用等による減量化を図り、こ みの散乱、不法投棄等を防止すること。
- (6) 地球環境を保全するため、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等を推進すること。 (環境基本計画)
- 第8条 市長は、施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画(以下「環境基本計画」といいます。)を策定しなければなりません。
- 2 環境基本計画は、環境の保全及び創造に関する長期的な目標及び施策の基本的な事項について定めます。
- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、第22条に規定する環境審議会の意見を聴かなければなりません。
- 4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければなりません。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用します。

(環境保全行動計画)

- 第9条 市長は、環境基本計画に基づき、環境保全活動の具体的な目標、指針及び行動計画(以下「環境保全行動計画」といいます。)を策定しなければなりません。
- 2 前条第3項から第5項までの規定は、前項の環境保全行動計画の策定について準用します。 (年次報告書)
- 第10条 市長は、環境の状況、施策の実施状況等を明らかにするため、年次報告書を作成し、これを 公表しなければなりません。

(調査研究)

第11条 市は、施策を適正に実施するため、環境の状況を把握し、必要な調査及び研究に努めなけれ

ばなりません。

(監視等の体制整備)

第12条 市は、施策を実効性あるものとするため、環境に係る監視、測定等の体制を整備するよう努めなければなりません。

(協定の締結)

- 第13条 市長は、環境の保全及び創造のため特に必要があると認めるときは、事業者と環境保全に関する協定を締結することができます。
- 2 協定を締結した事業者は、当該協定を遵守するものとします。

(規制的措置)

第14条 市は、環境への負荷を低減するために必要な報告を求め、調査を行う等の規制的措置を講じるものとします。

(経済的措置)

第15条 市は、市民等が行う環境への負荷を低減させる施設の整備その他の環境保全活動を支援する ため、必要かつ適正な経済的措置を講じるよう努めなければなりません。

(環境教育及び学習の推進)

- 第16条 市は、市民等が環境の保全及び創造についての理解を深め、日常生活及び事業活動において、 環境に配慮した取り組みができるよう環境教育及び学習の推進に関し必要な措置を講じなければな りません。
- 2 市は、環境についての理解が人間形成の上できわめて重要であることから、学校、家庭及び地域に おいて環境教育及び学習が推進されるよう必要な措置を講じなければなりません。

(情報の収集、提供及び公開)

- 第17条 市は、市民等の環境保全活動や環境教育及び学習の推進を図るため、必要な情報を収集し、 提供するよう努めなければなりません。
- 2 市は、環境の状況、環境の保全及び創造に関する情報を公開するため、必要な措置を講じなければ なりません。

(市民等の環境保全活動への支援)

第18条 市は、市民等の環境保全活動を支援するため、必要な措置を講じるよう努めなければなりません。

(市民等の意見)

第19条 市長は、主要な施策の策定、実施状況等に関し、市民等の意見を聴くため、必要な措置を講

じなければなりません。

(推進体制の整備)

- 第20条 市は、施策を総合的かつ計画的に推進するため、体制の整備等の必要な措置を講じなければ なりません。
- 2 市は、市民等と協働して、施策を積極的に推進するため、体制の整備等の必要な措置を講じるよう 努めなければなりません。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第21条 市は、環境の保全及び創造に関する広域的な取組を必要とする施策については、国及び他の地方公共団体と協力して推進するよう努めなければなりません。

(環境審議会)

- 第22条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の定めるところにより、新居浜市環境審議会 (以下「審議会」といいます。)を置きます。
- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、環境の保全及び創造に関する基本的事項について調査審議します。
- 3 審議会は、環境の保全及び創造に関する基本的事項について市長に意見を述べることができます。
- 4 前3項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定めます。 (委任)
- 第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めます。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行します。

(新居浜市環境審議会条例の廃止)

2 新居浜市環境審議会条例(平成6年条例第14号)は、廃止します。

3 新居浜市環境審議会

(1) 規則

新居浜市環境審議会規則

平成14年10月1日

規則第39号

(趣旨)

第1条 この規則は、新居浜市環境基本条例(平成14年条例第22号)第22条第4項の規定に基づき、新居浜市環境審議会(以下「審議会」といいます。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとします。

(組織)

- 第2条 審議会は、委員20人以内で組織し、委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱します。
 - (1) 環境に関し学識経験のある者
 - (2) 公共的団体から推薦された者
 - (3) 事業者
 - (4) 市民から公募した者
 - (5) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

- 第3条 委員の任期は、3年とします。ただし、再任は妨げません。
- 2 委員は、委嘱されたときの要件を欠いたときは、委員を辞したものとみなします。
- 3 委員が欠けたときの補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

(会長及び副会長)

- 第4条 審議会に、会長及び副会長を置きます。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定めます。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理します。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理します。 (会議)
- 第5条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となります。
- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができません。

- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによります。 (専門部会)
- 第6条 審議会は、特定事項を調査審議するため、専門部会(以下「部会」といいます。)を置くことができます。
- 2 部会は、会長の指名する委員をもって組織します。
- 3 部会に、部会長を置きます。
- 4 部会長は、その部会に属する委員の互選により定めます。

(関係者の出席等)

第7条 審議会及び部会は、必要があると認められるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴き、若しくは関係者に対し、資料の提出及び協力を求めることができます。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、環境政策担当課において処理します。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定めます。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成15年4月1日から施行します。

(経過措置)

2 この規則施行の際現に新居浜市環境審議会条例(平成6年条例第14号)の規定による新居浜市環境審議会の委員である者は、この規則第2条の規定による審議会の委員に委嘱されたものとみなし、 その任期は、平成15年7月31日までとします。

(2)委員名簿

(敬称略)

				(3/(11))
会 長) 星加 勝一	(副会長) 近藤 康夫	青木 洋子	射手 建雄	伊藤 純子
大角 武次	大橋 勝英	梶本 香織	倉本 勉	黒川 理恵子
酒井 築郎	曽我部 英敏	高見静香	萩尾 孝一	藤田豊治
正月 吏一	矢田 義久	矢野 玲子	山﨑 明博	

4 第2次新居浜市環境基本計画等検討委員会

(1)設置要綱

第2次新居浜市環境基本計画等検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、新居浜市環境基本条例(平成14年条例第22号)第8条及び第9条に基づき、 平成25年度を目標年度とした第1次の環境基本計画及び環境保全行動計画を引き継ぐ、新居浜市の 環境施策を総合的に推進するための基本的な計画及びその具体的な行動計画(以下「環境基本計画等」 という。)を策定するにあたり、広く市民等の意見を求めるために、第2次新居浜市環境基本計画等検 計委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 検討委員会は、次に掲げる事項について検討、協議を行うものとする。
 - (1) 環境基本計画等における施策に関すること
 - (2) 施策の目標数値に関すること
 - (3) その他、環境基本計画等の策定に関し特に必要なこと

(組織)

- 第3条 検討委員会は、委員20名程度をもって組織する。
- 2 検討委員会の委員は、次の各号に掲げる者とする。
 - (1) 公共的団体から推薦された者
 - (2) 事業者
 - (3) 市民から公募した者
 - (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、平成26年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 検討委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 検討委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(事務局)

第7条 検討委員会の事務は、環境保全課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年1月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。

(2)委員名簿

(敬称略)

(委員長) 谷 耕治	(副委員長) 遠藤 敦子	飯尾 和之	石塚 斐子	岩崎 尚久
木坂 政義	佐々木 賢次	定岡嘉恵	神野 敬二	田中 光昭
谷川 璋一	徳永秀隆	野口幹代	波片 賢二	原 綾子
日野 重利	眞鍋 昌裕	森賀 美子	吉川貴士	

用語の説明

【ア行】

悪臭防止法

工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭について必要な規制を行い、その他 悪臭防止対策を推進することにより、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的と したものです。同法では都道府県知事(指定都市、中核市、特例市及び特別区においてはその長)が 規制地域の指定及び規制基準の設定を行うこととしています。また、平成12年5月に改正され、臭 気測定業務従事者(臭気判定士)制度や事故時の措置について規定されました。

一酸化炭素(CO)

燃料等の不完全燃焼により生じ、自動車が主な発生源とされています。血液中のヘモグロビンと 結合して酸素運搬機能を阻害する等の健康への影響のほか、温室効果のあるメタンの寿命を長くし ます。

一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物のことです。一般廃棄物はさらに「ごみ」と「し尿」に分類されます。また、「ごみ」は商店、オフィス、レストラン等の事業活動によって生じた「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭ごみ」に分類されます。

エコドライブ

自動車を駐車または停車させる時に、エンジンを止めるアイドリングストップや、不必要な急加速、急ブレーキをしないように心がける運転のことです。地球温暖化の原因となる二酸化炭素や大気汚染物質の排出削減につながります。

オープンスペース

施設内において建物のない空間のことです。特に、心理的に憩いや潤いを感じられる空間やレクリエーションに利用される場所、また防災上重要な機能を果たす場所として恒久的に確保された空地のことを言います。

温室効果ガス

地球温暖化の原因とされる気体(ガス)の総称で、地球温暖化防止のために削減目標の指定を受けているものとして二酸化炭素・メタン・一酸化二窒素・ハイドロフルオロカーボン・パーフルオロカーボン・六フッ化硫黄の6種類が重要視されています。

【力行】

外来種

国外や国内の他地域から人為的(意図的又は非意図的)に導入されることにより、本来の分布域を 越えて生息又は生育することとなる生物種のことです。外来種のうち、導入先の生態系等に著しい 影響を与えるものを特に侵略的な外来種と呼び、これらは自然状態では生じ得なかった影響を人為 的にもたらすものとして問題となっています。

化学的酸素要求量(COD)

水中の汚濁物質(有機物)が、酸化剤によって酸化される過程で必要とされる酸素量のことで、水

1 リットルあたりの量(単位; mg/1)で表します。数値が大きいほど水が汚れていることを示しており、日本では主に海域や湖沼の有機物質による汚濁状況を示す指標として用いられています。

合併処理浄化槽

トイレの汚水(し尿)だけを処理する単独処理に関して、し尿と台所、浴室及び手洗排水等の雑排水(生活排水)を一括して処理する方法を合併処理といいます。平成13年4月より浄化槽法が改正され、生活排水を未処理のまま流す単独処理浄化槽の設置は原則禁止されました。

小規模な合併処理浄化槽の主な処理方式には、BOD 除去型と高度処理型があります。いずれも微生物の働きを利用して、家庭からの排水を処理するものであるが、高度処理型は、内湾の赤潮や湖沼のアオコの原因となる窒素を高度に除去することができます。

環境基準

環境基本法第 16 条により定められた「人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」のことです。現在、大気汚染・水質汚濁・騒音・土壌汚染などについて定められています。この基準は環境施策を進める際の目標であり、これを超過すると直ちに被害を生じるといった意味で定められているものではなく、また、工場等を直接規制するための規制基準とは異なります。

環境基本計画

環境基本法第 15 条に基づき、政府全体の環境保全施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、総合的かつ長期的な施策の大綱などを定める計画です。平成 6 年に第一次計画、平成 12 年に第二次計画、平成 18 年に第三次計画、平成 24 年に第四次計画が閣議決定されました。

環境基本法

環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする法律です。環境基本法第 20 条には、環境影響評価の推進の規定があります。

環境保全型農業

環境保全型農業とは「農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業」です。

環境マネジメント

事業者が自主的に環境保全に関する取組を進めるに当たり、環境に関する方針や目標等を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことです。

環境ラベル

環境に負荷の少ない商品を選ぶとき、参考となる、環境に関する表示やマークの総称です。 第三者の認証によるものや、メーカーの自己宣言によるものなどがあります。

環境リスク

人の活動によって環境に加えられる負荷が環境中の経路を通じ、環境の保全上の支障を生じさせるおそれ(人の健康や生態系に影響を及ぼす可能性)のことです。

企業の社会的責任(CSR)

Corporate Social Responsibility。企業は社会的な存在であり、自社の利益、経済合理性を追求するだけではなく、ステークホルダー(利害関係者)全体の利益を考えて行動するべきであるとの考え方です。行動法令の遵守、環境保護、人権擁護、消費者保護などの社会的側面にも責任を有するという考え方です。

グリーン購入

環境への負荷がより少ない商品やサービスを優先的に購入することです。

光化学オキシダント

工場・事業場や自動車から排出される窒素酸化物(NOx)や揮発性有機化合物(VOC)などが太陽光線を受けて光化学反応を起こすことにより生成されるオゾンなどの総称で、いわゆる光化学スモッグの原因となっている物質です。強い酸化力を持ち、高濃度では眼やのどへの刺激や呼吸器に影響を及ぼすおそれがあり、農作物などにも影響を与えます。

光化学スモッグ

工場、自動車などから排出される窒素酸化物や炭化水素が一定レベル以上の汚染の下で紫外線による光化学反応で生じた『光化学オキシダント』や視程の低下を招く粒子状物質(エアロゾル)を生成する現象、あるいはこれらの物質からできたスモッグ状態のことをいいます。

固定価格買取制度

固定価格買取制度(フィード・イン・タリフ制度)とは、再生可能エネルギーにより発電された電気の買取価格(タリフ)を法令で定める制度で、主に再生可能エネルギーの普及の拡大を目的としています。再生可能エネルギー発電事業者は、発電した電気を電力会社などに、一定の価格で、一定の期間にわたり売電できます。ドイツ、スペインなどでの導入の結果、風力や太陽光発電が大幅に増加した実績などが評価され、採用する国が増加しています。一方で、国民負担の観点にも配慮が必要です。

コミュニティ

もともとは社会学の概念で、生存のための生活共同体のことで、構成員の共同努力により自律的な集団生活を維持する集団のことです。現代では、市町村自治体や居住地レベルのまちづくり集団まで、広い意味で地域のつながりを持つ共同体に用いられています。

コンパクトなまちづくり

徒歩による移動性を重視し、様々な機能が比較的小さなエリアに高密に詰まっている都市形態の ことです。

コンパクトシティをかたちづくる要素としては、徒歩による移動性の確保、職住近接・建物の混合利用・複合土地利用といった様々な都市機能の混合化、建物の中高層化による都市の高密化、はっきりとした都市の境界や独自性を有すること等が挙げられます。

コンパクトシティをめざした取り組み例としては、コレクティブ住宅やコーポラティブ住宅等のまちなか居住や、再開発事業・区画整理事業と連動した公共公益施設等生活拠点整備、都心循環バスやタウンモビリティ、路面電車(LRT)、TDM 施策の導入等の都市交通施策、都市と農村の交流や共生を含む土地利用施策、都市観光や街の財産を活用した地域の活性化、都市マスタープランの策定におけるコンパクトシティビジョンの展開などが挙げられます。コンパクトシティの実現に向けて

移動そのものの需要抑制や自動車依存からの脱却、土地利用の効率化等を図ることにより、環境負荷の低い都市の実現が期待されます。日本における取組例では、個別取組は多くみられるが、総合的には都市マスタープランにおいて言及するにとどまっている傾向にあります。

【サ行】

最終処分場

廃棄物は、資源化又は再利用される場合を除き、最終的には埋立処分又は海洋投入処分されます。 最終処分は埋立てが原則とされており、大部分が埋立てにより処分されている。最終処分を行う施設 が最終処分場であり、ガラスくず等の安定型産業廃棄物のみを埋め立てることができる「安定型最終 処分場」、有害な産業廃棄物を埋め立てるための「遮断型最終処分場」、前述の産業廃棄物以外の産 業廃棄物を埋め立てる「管理型最終処分場」及び一般廃棄物最終処分場(「管理型最終処分場」と同 様の構造)とに分類されます。これらは埋め立てる廃棄物の性状によって異なる構造基準及び維持管 理基準が定められています。

再生可能エネルギー

エネルギー源として永続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより 生じるエネルギーの総称です。

具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどをエネルギー源として利用することを指します。

サイン

人々の行動のよりどころとなる情報を具体的なかたちで表したものを「サイン (SIGN)」といいます。

里地里山

奥山自然地域と都市地域の中間に位置し、様々な人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域であり、集落を取り巻く二次林と人工林、農地、ため池、草原などで構成される地域概念です。

産業遺産

ある時代においてその地域に根付いていた産業の姿を伝える遺物や遺跡のこと。日本の近代化遺産に顕著なように、産業遺産は産業革命以降の鉱工業の遺産を指す場合にしばしば用いられるが、「産業」には農林水産業や商業なども含まれるため、何をもって産業遺産とするかについては、専門家の中でも定義が一様ではありません。

国際産業遺産保存委員会(TICCIH)は、平成15年に採択したニジニータギル憲章において「歴史的・技術的・社会的・建築学的、あるいは科学的価値のある産業文化の遺物からなる」と定義しています。

産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなど 20 種類の廃棄物を言います。大量に排出され、また、処理に特別な技術を要するものが多く、廃棄物処理法(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)の排出者責任に基づき、その適正な処理が図られる必要があります。

自家発電

大きな工場やビルが、自ら発電機を設置して電気をおこし利用することです。

次世代自動車

日本政府は運輸部門からの二酸化炭素削減のため、ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル自動車等 を「次世代自動車」と定め、2020年までに新車乗用車の2台に1台の割合で導入する目標を掲げています。

自然共生型社会

生物多様性が適切に保たれ、自然の循環に沿うかたちで農林水産業を含む社会経済活動を自然に 調和したものとし、またさまざまな自然とのふれあいの場や機会を確保することにより、自然の恵 みを将来にわたって享受できている社会のことです。

循環型社会

資源採取、生産、流通、消費、廃棄などの社会経済活動の全段階を通じて、廃棄物などの発生抑制や循環資源の利用などの取組により、新たに採取する資源をできるだけ少なくした、環境への負荷を少なくする社会のことです。

省エネ法(省エネルギー法)

正式な名称は、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」工場や建築物、機械器具についての省エネルギー化を促進し、無駄なく効率的に使用するために制定されました。2005年には、民主・業務部門における省エネルギー対策の強化等を目的として大改正が行われ、1)工場・事業所に関するエネルギー管理についての規制の一本化、2)運輸分野への省エネルギー対策の導入、3)建築物への対策の強化一などが行われました。

小水力発電

水力発電のうち、ダム等に設置された大規模な水力発電ではなく、河川や水路に設置した水車などを用いてタービンを回し発電する小規模な水力発電のことです。

食育

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要です。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置づけるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることです。

振動規制法

工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる振動について 必要な規制を行なうとともに、道路交通振動に係る要請の措置を定めること等により、生活環境を保 全し、国民の健康の保護に資することを目的としたものです。

スマートコミュニティ

街全体の電力の有効利用や再生可能エネルギーの活用などを、都市の交通システムや住民のライフスタイル変革まで、複合的に組み合わせた社会システム。及び、そのようシステムが実現されたコミュニティのこと。

生物化学的酸素要求量(BOD)

水中の汚濁物質(有機物)が、好気性微生物によって酸化・分解される過程で必要とされる酸素量のことで、水1 リットルあたりの量(単位: mg/1)で表します。数値が大きいほど水が汚れていることを示しており、日本では主に河川の有機物質による汚濁状況を示す指標として用いられています。

生物多様性国家戦略

生物多様性条約及び生物多様性基本法に基づく、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する 国の基本的な計画です。平成23年3月に発生した東日本大震災を踏まえた今後の自然共生社会のあ り方を示すため、「生物多様性国家戦略2012-2020」が平成24年9月28日に閣議決定されています。

瀬戸内海環境保全特別措置法

瀬戸内海の環境の保全を図ることを目的として、瀬戸内海の環境の保全上有効な施策の実施を推進するための瀬戸内海環境保全基本計画の策定、特定施設の設置の規制、富栄養化による被害の発生の防止、自然海浜の保全、埋立ての基本方針等に関することを定めています。

騒音規制法

工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音について 必要な規制を行なうとともに、自動車騒音に係る許容限度を定めること等により、生活環境を保全し、 国民の健康の保護に資することを目的としたものです。

【タ行】

太陽光発電システム

太陽電池やパワーコンディショナなどを用いて、太陽の光を電気に変換する発電システムのことです。

ダイオキシン類

有機塩素系化合物のポリ塩化ジベンゾダイオキシンの略称で、除草剤など農薬を製造する際、副産物として生成されます。ベトナム戦争で米軍が枯れ葉剤を使用した際に含まれていて、多くの奇形児出産の原因になったと言われています。近年日本でもごみ焼却灰からダイオキシンが検出され問題となっています。

多自然川づくり

河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行うことをいいます。

地球温暖化

二酸化炭素などの温室効果ガス濃度の上昇や、二酸化炭素の吸収源である森林の減少などにより、 地球の平均気温が上昇することです。それによって、海面水位の上昇による陸地の消失や異常気象 の頻発などが起こると考えられています。

地下水の涵養

降雨・河川水などが地下浸透して帯水層に水が補給されることです。市街化の進行に伴い、涵養機能の高い農地・林地・空地などが宅地や舗装道路に変わり、雨水などによる地下水の涵養が阻害されつつあります。このため、治水と地盤沈下対策の一環として、透水性舗装・浸透ます・浸透トレンチ(みぞ)等の普及を図っています。

地目

土地の主たる用途による区分です。不動産登記法では次の二一種類が定められている。田・畑・ 宅地・塩田・鉱泉地・池沼・山林・牧場・原野・墓地・境内地・運河用地・水道用地・用水路・た め池・堤・井溝・保安林・公衆用道路・公園・雑種地があります。

低炭素社会

炭素 (二酸化炭素) の排出を抑えた社会のことです。2008 年に開催された洞爺湖サミットで、日本は「2050 年までに世界全体の温室効果ガス排出量を50%削減する」ことを提案、国内でも各種政策の中で実現に向けての検討・推進を行っています。再生可能エネルギーや新エネルギーの利用による化石燃料の代替・置換、スマートグリッドの実現による電力消費の最適化や省エネ化などは、いずれも低炭素社会に寄与する構想であると言えます。

低公害車

窒素酸化物 (NOx) や粒子状物質 (PM) 等の大気汚染物質の排出が少ない、又は全く排出しない、 燃費性能が優れているなどの環境にやさしい自動車をいいます。燃料電池自動車、電気自動車、天 然ガス自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車などの次世代自動車に、低燃 費かつ低排出ガス認定車などの環境性能に優れた従来車を含みます。

デマンドタクシー

一種の「乗り合いタクシー」のようなもので、タクシー会社と自治体が協力し運営を行っているところが多いです。車両は一般のタクシーだが、バスのように停留所から乗り降りを行います(家の前まで来てくれる地域もある)。ただし、バスとは異なり事前に登録を行い予約があった時のみ運行を行うところが多いです。運賃も1回の利用が500円程度と良心的な金額となっており、タクシーとバスの良いところを組み合わせた公共の乗り物となっています。

天然ガスコージェネレーション

天然ガスコージェネレーションとは、天然ガスで発電しその際に発生する熱を有効利用するシステムのことです。燃料となる天然ガスは石油に比べ、二酸化炭素 (CO₂)、窒素酸化物 (NOx) 等の排出が少なく、病院などの電気や熱を多く消費する施設に向いています。

透水性舗装

雨水を舗装面から浸透させ、舗装の下や路床で貯留・浸透させることにより、人為的に地中へ浸透する雨水を増加させる舗装です。

【ナ行】

二酸化硫黄(SO。)

硫黄分を含む石油や石炭の燃焼により生じ、かつての四日市ぜんそくなどの公害病や酸性雨の原因となっています。

二酸化窒素(NO。)

窒素酸化物のひとつで、ボイラーや自動車における燃料の燃焼により生じ、高濃度では呼吸器系の疾患が増加することなどが知られています。

燃料電池

燃料から化学反応により、直接電力を発生する装置です。現在発電用として、リン酸型・溶融炭酸塩型・固体電解質型の3種が開発中です。リン酸型は、技術的には実用化しており、燃料として水素を必要とし、リフォーマーで炭化水素を分解して製造する水素を使用します。

ノーマイカー通勤デー(ノーカーデー)

愛媛県が県内事業所への通勤者を対象に、かしこいクルマの使い方を考えるきっかけづくりとして、月1回、マイカー (バイクを含む) 通勤を止め、公共交通機関や徒歩、自転車の利用による通勤を呼びかけています。

【八行】

廃棄物

廃棄物処理法(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)において「ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、 ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状 のもの(放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。)」と定義されます。排水は原則として 含みません。また、その排出状況等から産業廃棄物と一般廃棄物に分けられます。

廃棄物処理法

廃棄物の排出を抑制し、及びその適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とした法律で、廃棄物処理施設の設置規制、廃棄物処理業者に対する規制、廃棄物処理に係る基準等を内容です。

バイオマス

再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたものです。廃棄物系バイオマスとしては、 廃棄される紙、家畜排せつ物、食品廃棄物、建設発生木材、黒液、下水汚泥などがあります。主な 活用方法としては、農業分野における飼肥料としての利用や汚泥のレンガ原料としての利用がある ほか、燃焼して発電を行ったり、アルコール発酵、メタン発酵などによる燃料化などのエネルギー 利用などもあります。

ハザードマップ

火山噴火や洪水、土砂災害、津波等の自然災害に関して、被害が予測される区域及び避難地・避 難路等が記載されている地図のことです。

パートナーシップ

市民参加の本来的なあり方を示す考え方で、市民と行政が協力して(協力体制をもって)相互の役割分担のもとにまちづくりを進めることです。市民と行政の信頼関係が必要となります。

バリアフリー

体が不自由な人や高齢者が、日常生活で直面する障害を取り除き、行動の自由さを獲得できるようにする社会的取組のことです。住居・建築物、街路、交通機関、公共施設などの生活空間におい

て、様々な障害を軽減し、安全で快適な環境にします。

浮遊粒子状物質

大気中に浮遊する粒子状の物質(浮遊粉じん、エアロゾルなど)のうち粒径が $10 \, \mu \, \text{m}$ (マイクロメートル: $\mu \, \text{m=} 100 \, \text{万分の} \, 1\text{m}$)以下のものをいいます。

フリーマーケット

個人や団体で出店し、自由に物を売り買いするイベントのことです。未使用品や中古品などを売買することで、ごみの減量化やリサイクルにつながります。

ペレットストーブ

おがくずや木くずなどの製材所廃材などに圧力を加えて固めた固形燃料をのことを木質ペレット といい、それらを燃料として使用するストーブのことです。

防災公園

国土交通省は、次に掲げる都市公園を防災公園と定義づけています。

- (1) 広域防災拠点の機能を有する都市公園(防災緑地緊急整備事業に係る公園又は緑地を含む)
- (2) 広域避難地の機能を有する都市公園 (防災緑地緊急整備事業に係る公園又は緑地を含む)
- (3) 地域防災拠点の機能を有する都市公園(防災緑地緊急整備事業に係る公園又は緑地を含む)
- (4) 一時避難地の機能を有する都市公園(防災緑地緊急整備事業に係る公園又は緑地を含む)
- (5) 避難路の機能を有する都市公園

ポートフォリオ分析

満足度の指数を縦軸、重要度の指数を横軸として施策のポジショニングを行い、施策相互の位置 関係により評価分析を行う手法です。

ホームページ

インターネットの情報提供者が公開する画面ページのことです。一つのホームページから、別のホームページやネットワークに連結させることができ、ページには文字、画像、音声なども組み込むことができます。

【マ行】

マニフェスト制度

全ての産業廃棄物の排出事業者は、処理・処分を業者に委託する場合に、その種類、排出量、運搬・処分量を記載した管理票(マニフェスト)を交付し、廃棄物の流れ(収集→運搬→処理→処分)を把握しなければなりません。排出事業者の責任をより明確にした制度と言えます。

藻場

大型底生植物(海藻・海草)の群落を中心とする浅海域生態系の一つであり、海洋動物の産卵場や 餌場となるなど重要な役割を果たしています。

緑の回廊

森林生態系保護地域を中心にほかの保護林とのネットワークの形成を図るため、これらの保護林間を連結する野生動植物の移動経路のこと。

野生動植物の移動経路を確保し、生息・生育地の拡大と相互交流に資することを目的として管理を行うことにより、分断化された個体群の保全と個体群の遺伝的多様性の確保、生物多様性の保全を期待している。

緑の基本計画

都市緑地法第4条に基づき、市町村が、緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策などを定める基本計画です。これにより、緑地の保全及び緑化の推進を総合的、計画的に実施することができます。

民生

エネルギー分野では、産業、民生、運輸の三部門の1つとして位置づけられており、民生部門には 家庭部門と企業の管理部門やサービス業などが対象となる業務部門が含まれます。

モニタリング調査

環境の状況について監視したり、事業等による環境への影響を追跡したりするために行う観測や調査のことです。環境監視ともいいます。

【ヤ行】

有収率

調定水量(給水区域に給水し料金化された水量)や分水量等の料金化された水量(有収水量)を配水量で除したものです。

ユニバーサルデザイン

文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障害・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計(デザイン)を言います。ユニバーサルデザインには、以下の7つの原則があります。

- 1. どんな人でも公平に使えること(公平な利用)
- 2. 使う上での柔軟性があること (利用における柔軟性)
- 3. 使い方が簡単で自明であること(単純で直感的な利用)
- 4. 必要な情報がすぐに分かること (認知できる情報)
- 5. うっかりミスを許容できること(失敗に対する寛大さ)
- 6. 身体への過度な負担を必要としないこと(少ない身体的な努力)
- 7. アクセスや利用のための十分な大きさと空間が確保されていること(接近や利用のためのサイズ と空間)

【ラ行】

リサイクル(再利用)

廃棄物等を再利用することです。原材料として再利用する再生利用(再資源化)、焼却して熱エネルギーを回収するサーマル・リサイクル(熱回収)があります。リサイクルされたごみの量(資源化総量と集団回収量)をごみ総量(ごみ処理量と集団回収量)で除した値をリサイクル率といいます。

リスクコミュニケーション

安全など事業活動にかかわるリスクは、少ないことが望ましいのですが、リスクをゼロにするこ

とはできません。このため、上手にリスクとつきあっていくことが重要になります。特に、**多種多**様な化学物質を扱っている事業者は、そうした化学物質の環境リスクを踏まえて適正な管理を行うことが重要です。

そのためには事業者が地域の行政や住民と情報を共有し、リスクに関するコミュニケーションを 行うことが必要になってきます。これがリスクコミュニケーションです。

リデュース(発生抑制)

廃棄物の発生自体を抑制すること。リユース、リサイクルに優先される。リデュースのためには、 事業者には原材料の効率的利用、使い捨て製品の製造・販売等の自粛、製品の長寿命化など製品の 設計から販売にいたるすべての段階での取組が求められます。また、消費者は、使い捨て製品や不 要物を購入しない、過剰包装の拒否、良い品を長く使う、食べ残しを出さないなどライフスタイル 全般にわたる取組が必要です。

リユース(再使用)

いったん使用された製品や部品、容器等を再使用することです。具体的には、(1) あるユーザーから回収された使用済み機器等をそのまま、もしくは修理などを施した上で再び別のユーザーが利用する「製品リユース」、(2) 製品を提供するための容器等を繰り返し使用する「リターナブル」、(3) ユーザーから回収された機器などから再使用可能な部品を選別し、そのまま、もしくは修理等を施した上で再度使用する「部品リユース」などがあります。

【英数字】

3R

リデュース (Reduce) : 廃棄物等の発生抑制、リユース (Reuse) : 再使用、リサイクル (Recycle) : 再生利用の 3 つの頭文字をとったものです。

ICT(情報通信技術)

情報処理・情報通信分野の関連技術の総称。「information and communication technology」から。 日本では「IT (情報技術)」ということが多いが、国際的には「ICT」ということが多い。

ISO14001

国際標準化機構(ISO: International Organization for Standardization)が発行している環境マネジメントシステムの規格です。ISO は国際的な非政府組織(民間機関)であり、製品及びサービスの国際貿易を容易にし、知的・科学的・技術的・経済的活動分野における国際間の協力を助長するために、世界的な標準化とその関連活動の発展開発を図ることを目的としています。

ISO14001 の基本的な構造は、PDCA サイクルと呼ばれ、①方針・計画(Plan)、②実施(Do)、③ 点検(Check)、④是正・見直し(Act)というプロセスを繰り返すことにより、環境マネジメントのレベルを継続的に改善していくものです。

PM2.5

大気中に浮遊する粒子状の物質 (粉じんなど) のうち、粒径が $2.5\,\mu$ m (マイクロメートル : $1\,\mu$ m=100 万分の 1m) 以下の小さなもので、健康への影響が懸念されています。

にいはま環境プラン

(第2次新居浜市環境基本計画及び環境保全行動計画)

平成26年3月策定

発 行 新居浜市

編 集 環境部 環境保全課

TEL 0897-65-1512 FAX 0897-65-1255 E-mail hozen@city.niihama.ehime.jp URL: http://www.city.niihama.lg.jp

